

地 研 年 報

第13号

論 説

近代三重県域における堕胎取締の推移について

——近代三重県域における人口動態の研究（5）——

..... 茂木 陽一 （1）

東アジアにおける金融安定化への課題

..... 石原 洋介 （23）

地域医療の現状と課題——自治体病院をめぐる動向について——

..... 長友 薫輝 （53）

研究ノート

ローマの元首政について

——モムゼンのDyarchie-Theorie(「二員政論」)をめぐる近時の学説から——

..... 藤野奈津子 （61）

自然中心主義と人間中心主義の対立について

..... 南 有哲 （79）

書 評

猿田正機著『トヨタウェイと人事管理・労使関係』

..... 島内 高太 （87）

地研研究員活動報告（2007年1月～12月）

地研研究員名簿

地研規約

2008年3月

三重短期大学地域問題総合調査研究室

近代三重県域における墮胎取締の推移について

－近代三重県における人口動態研究（５）－

茂木 陽一

はじめに

筆者は、別稿において、主として「三重県統計書」のデータによって近代三重県域における墮胎取締の動向を概観した。¹⁾

しかし、1905 年以前の時期については「三重県統計書」に裁判統計が登載されておらず、それらのデータが不十分にしか得られなかった。そのため「三重県警察統計表」や「三重県監獄統計」などの数値によって推定を行わざるを得なかった。²⁾しかしながら、墮胎罪で検挙される被疑者の多くは、警察段階での微罪釈放や検察段階での起訴猶予、さらには予審段階での免訴や公判段階での執行猶予などの適用が他犯罪に比べて多いために、検挙・引致された被疑者数と実刑が確定して入監する人数との間にはきわめて大きな落差があるのが通例である。したがって、警察統計や監獄統計で全体の動きを推定するのは、かなり不確定な部分が多くなざるを得ない。そのため、その中間部分にあたる検察統計や裁判統計のデータが求められるのである。

本稿では、その欠を補うため、「三重県統計書」のような地域データではないが、その中に地域データも含んでいる「司法省刑事統計年報」（以下「刑事統計」と略す）のデータによって、その欠を補うことを目指した。³⁾この「刑事統計」データはすでに多くの研究者によって利用され、墮胎取締の全国的動向を見る時の基準数値になってきた。ところが、各研究者が示す数値が同じ資料をもとにしている筈なのに必ずしも一致していない。しかしながら、今のところ全国データとして利用できる資料としてはこの「刑事統計」が最も系統的であるから、その資料的性格を吟味することが不可欠だと思われる。

そこで、以下では、各論者が示している墮胎取締の数値データを比較検討した上で、それらとの対照を踏まえて「刑事統計」の資料的吟味を行い、連続したデータをどのようにすれば抽出できるのかを検討する。その上で、三重県における 1890 年から 1924 年にいたる 35 年間の墮胎罪データを示して、別稿で検討した「県統計書」データとの接合を試みることにしたい。

1 従前の墮胎統計に関する研究

従前の墮胎罪や嬰兒殺に関する刑事統計・裁判統計に関して、最も包括的に検討しているのは、田間泰子氏である。ところが、田間氏は、諸種の統計資料の突合を行った結果をグラフとして示すのみで、具体的な数値データの提示を行っていない。そのため、他資料の数値との照

合ができない。そこで、田間氏が検討した各種資料と堕胎統計に言及している研究について可能な範囲で再検討してみたい。取り上げるのは、小泉英一氏の『堕胎罪の研究』⁵⁾、金住典子氏の「堕胎罪の変遷と今後の展望」⁶⁾、また「刑事統計」からデータの抽出を行っている二次統計としての「量刑の変遷に関する統計」⁷⁾（以下「量刑統計」と略す）もあわせて検討する。これらの研究に記載されている堕胎罪関連の数値について第一審有罪人員、もしくは第一審被告人⁸⁾について「刑事統計」の数値との対照表を作成した。以下、この数値について検討してみる。

堕胎罪に関する諸データ対照表

		金住典子	小泉英一		田間 泰子	最高裁判所 総務局 刑事局			
		「堕胎罪の変遷と今後の展望」	『堕胎罪の研究』		「堕胎と殺人の間」	「量刑の変遷に関する統計」	司法省刑事統計年報		
		第一審有罪人員	第一審被告人	第一審有罪人員	第一審有罪人員	堕胎罪第一審有罪人員	堕胎罪第一審事件数	堕胎罪第一審被告人数	堕胎罪第一審有罪者数
1890	m23				*		144	338	314
1891	m24				*		145	287	273
1892	m25				*		177	395	355
1893	m26				*		214	447	363
1894	m27				*		185	418	348
1895	m28				*		210	422	387
1896	m29				*		220	451	415
1897	m30				*		231	470	448
1898	m31				*		234	444	389
1899	m32				*		230	415	361
1900	m33				*		225	420	374
1901	m34				*		276	528	460
1902	m35				*		234	473	421
1903	m36				*		201	414	351
1904	m37	293	293		*		144	288	275
1905	m38	307	307		*		172	306	275
1906	m39	367	367		*		197	367	340
1907	m40	294	294		*				
1908	m41	377	377		*				
1909	m42	508	508		*	535	274	559	535
1910	m43	672	672		*	680	330	703	685
1911	m44	580	580		*	594	291	647	595
1912	t1	639	639		*	634	313	688	636
1913	t2	630	630		*	652	351	731	656
1914	t3	605	605		*	603	318	665	607
1915	t4	545	545		*	532	259	574	535
1916	t5	不明			*	541	287	566	543
1917	t6	497		497	*	545	283	559	548
1918	t7	563		563	*	560	309	569	563
1919	t8	387		387	*	395	210	371	387
1920	t9	306		306	*	304	172	316	306
1921	t10	340		340	*	337	190	344	337
1922	t11	266		266	*	285	148	275	266
1923	t12	258		258	*	255	138	270	258
1924	t13	215		215	*	216	97	219	216

1) 司法省刑事統計年報の数値の根拠は本稿第2節第(3)項「全国動向」に示した諸表

2) 田間氏の*はグラフに示されている年を表している

3) 「量刑の変遷に関する統計」の数値は「婦女堕胎罪」、「囑託堕胎罪」、「囑託堕胎致死傷罪」、「業務者囑託堕胎罪」の数値を合計したものである

①小泉英一『墮胎罪の研究』

小泉氏は同書の中で、1904年から1954年にいたる墮胎罪関連の刑事統計を紹介されている。⁹⁾それは、1904（明治37）年－1917（大正6）年の期間の第一審被告人員数、1912年－1917年の不起訴件数、1918（大正7）年－1954（昭和29）年の第一審有罪被告人員数、1918年－1932年の起訴猶予及微罪釈放人員数の4種類のデータである。それらの数値に関して依拠する資料として1932年までは司法省刑事統計年報、それ以後は最高裁判所事務総局編「刑事裁判統計年表」¹⁰⁾によっているとしている。

小泉氏の示された数値を「刑事統計」の中から拾うと、第一審被告人員については1905、1906年の数値がほぼ一致するので、「軽罪ノ対審裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分」「軽罪ノ欠席裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分」の人員数を合計したものと考えられる。しかしながら、1909年以降の被告人員については、「罪名別刑法犯終局被告人員」の数値とは隔たりがあるので、どの資料を持ってきたのかは不明である。1917年以降の第一審有罪被告人員数についてみると、1917年のみ大きくずれるが、それ以外の年については本稿で採った「一審有罪人員」とほぼ一致しているから同じ資料からデータを採っていることがわかる。ただ、データの始期が8年ほどずれている。この点の理由は不明である。

②金住典子「墮胎罪の変遷と今後の展望」

金住氏のこの論稿の中で墮胎統計に触れている部分では、墮胎罪第一審有罪人員として明治37年から昭和55年迄の数値が示されているが、出典としては「司法統計年報」とあるのみで、¹¹⁾具体的な典拠の提示はない。

金住氏が作成した変遷表の数値を小泉氏のそれと比較すると1904（明治37）年から1942年までと1948年から1954年までの部分については全く一致する。上述したように小泉氏の示したデータは1917年までは第一審被告人員であるのにたいして、金住氏は同じ数値を第一審有罪人員とする誤りを犯している。このことから考えると、金住氏のデータは1954年までについては小泉氏の被告人員と有罪人員を混同したまま借用したと考えることができる。また出典の司法統計年報というのも小泉氏が示した司法省刑事統計年報を誤って記したものだと思われる。¹²⁾そこからすれば、金住氏のデータについてはこれを検討の対象外としてもよいだろう。

③田間泰子「墮胎と殺人のあいだ」

田間氏はこの論文の中で、「墮胎罪の有罪人員等」というグラフを掲載されている。そこには、1883年－1942年の第一審有罪人員、1911年－1935年の第一審有罪人員中執行猶予人員、1918年－1942年の第一審有罪人員＋不起訴人員、1930年－1942年の不起訴人員のデータがプロットされている。¹³⁾またグラフ作成にあたって田間氏は「刑事統計年報」、「検察統計百年」¹⁴⁾を基礎としたとされ、その他、小泉・金住両氏の研究、「量刑統計」のデータも参照しており、もともと広汎な比較検討を行っているのだが、グラフを提示するのみで、数値を作表されてい

ないので、具体的な比較検討作業ができないが、第一審有罪人員の数値はおおむね本稿で採った数値に一致していると思われる。「諸データ対照表」ではしたがってグラフ化されている年次について*で表示するにとどめている。

④最高裁事務総局刑事局「量刑の変遷に関する統計」

これは、各刑法犯について量刑がどのような寛厳の変化を辿っているかを統計数値で見たものである。嬰兒殺についても「この両罪（殺人罪と嬰兒殺）は同一の法定刑を以て臨まれているとは云へ、罪質に大きな相違があり、之に対する量刑にも雲泥の相違があるので、ここでは両者を区別して対照することとした¹⁵⁾」とあるように、嬰兒殺についてのデータも載せている。墮胎罪については刑法 212 条関連として「婦女墮胎罪」、213 条関連として「囑託墮胎罪」、「囑託墮胎致死傷罪」、「業務者委託墮胎罪」の 4 罪について、第一審有罪判決人員を、懲役 3 年以上・2 年以上・1 年以上・6 ヶ月以上・6 ヶ月未満の 5 階級に区分した数値を登載している。これらを合計した数値が「諸データ対照表」に記載した「墮胎罪第一審有罪人員」ということになる。「刑事統計」から採った本稿の数値と対照すると、1909 年においては、総数も罪名別の人数も完全に一致した。それ以外の年で若干のズレがあるのは、集計しているのが 4 罪に限られ、他の 3 種の罪名については省略しているからだと思われる。いずれにしても、「刑事統計」を再集計して得られた数値であると見て良いだろう。

2 「司法省刑事統計年報」の資料的検討

以上の各データはいずれも「刑事統計」をもとにしている。したがって、「刑事統計」の資料的性格をまず検討した上で、その中から利用できるデータを抽出していくことにしたい。

司法省刑事統計年報は第 1 回が 1875（明治 8）年の刊行であるが、この時は「明治八年刑事綜計表」という名称であった。1878 年の第四回から 1940（昭和 15）年の第六十六回までは「司法省刑事統計年報」となる。さらに 1941 年から 1943 年までは「刑事統計要旨」という題名で刊行されているが、これも第六十七回から第六十九回の刑事統計年報として通算されている。

記載様式は大きく三度変更されている。一回目は 1884 年の第十回であり、二回目は 1890 年の第十六回、三回目は 1909 年の第三十五回である。1884 年は旧刑法施行の翌々年であり、1890 年は刑事訴訟法の施行年である。1909 年は前年 10 月に新刑法が施行されたことに伴う変更である。したがって、全期間を通じて同一の様式で登載され続けた統計表は存在しないので、各年の統計表の書式を吟味して連続性のあるデータを抽出する必要がある。

（1）1890（明治 23）年第十六回刑事統計年報の様式と墮胎罪関連データ

第十六刑事統計年報は 1890 年分のデータを登載している。同書の統計要旨によれば、1890

年 2 月に裁判所構成法が、翌月に裁判所構成法施行条例が、同年 10 月には刑事訴訟法がそれぞれ公布され、刑事訴訟法は 11 月から施行された。したがって、これら新たな裁判手続きにあわせて統計表の編制を変更することになったとされている。¹⁷⁾

第十六刑事統計年報の統計表は全体で 6 部に分かたれている。第 1 部が「重罪」、第 2 部が「軽罪及諸規則違反」、第 3 部が「違警罪並諸規則違反」、第 4 部が「検事及予審判事ノ処分」、第 5 部が「上訴」、第 6 部が「刑ノ執行、特赦、付帯私訴及訴訟費用」となっている。嬰兒殺に関連するのは重罪統計であるが、1909（明治 42）年の第三十五回統計での様式変更までは嬰兒殺を区分した数値が登載されていないので、得られるのは第 2 部「軽罪」の墮胎統計になる。¹⁸⁾ 若干の変更を伴いながらも、この構成は基本的に第 34 回に至るまで踏襲されている。

この 1909 年の第十六回と 1906 年の第三十二回について墮胎罪のデータを含む統計表の対照表を示す。

【第十六回、第三十二回、刑事統計年報墮胎罪関連対照表】

司法省第十六刑事統計年報	司法省第三十二刑事統計年報
明治 23 年	明治 39 年
1890 年	1906 年
第一部 重罪（第 1 表～第 25 表）	第一部 重罪（第 1 表～第 25 表）
第二部 軽罪及諸規則違反（第 26 表～第 44 表）	第二部 軽罪及諸規則違反（第 26 表～第 43 表）
第二十六表 軽罪ノ対審裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分	第二十六表 軽罪ノ対席裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分
	附録 対席裁判ニ係ル罪名ニ対スル刑ノ執行猶予
第二十八表 各庁ニ対スル罪名（一及二）	第二十八表 各庁ニ対スル罪名（一及二）
第二十九表 罪名ニ対スル宥恕、自首、酌量減輕	第二十九表 罪名ニ対スル宥恕、自首及酌量減輕
第三十一表 罪名ニ対スル再犯	第三十一表 罪名ニ対スル再犯
第三十三表 罪名ニ対スル刑ノ言渡度数	第三十三表 罪名ニ対スル刑ノ言渡度数
第三十四表 罪名ニ対スル年齢及種族	第三十四表 罪名ニ対スル年齢及種族
第三十六表 被告人ノ生国ニ対スル罪名（一及二）	第三十六表 被告人ノ生国ニ対スル罪名（一及二）
第三十七表 被告人ノ犯時ノ住地ニ対スル罪名（一及二）	第三十七表 被告人ノ犯時ノ住地ニ対スル罪名（一及二）
第三十八表 軽罪ノ欠席裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分	第三十八表 軽罪ノ欠席裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分
	附録 欠席裁判ニ係ル罪名ニ対スル刑ノ執行猶予
第三部 違警罪並諸規則違反（第 45 表～第 56 表）	第三部 違警罪並諸規則違反（第 44 表～第 53 表）
第四部公訴及予審（第 57 表～第 78 表）	第四部公訴及予審（第 54 表～第 66 表）
第五十九表 検事ニ於テ起訴セス及予審判事ニ於テ免訴ノ言渡ヲ為セシ各件	第五十六表 各庁ニ対スル予審判事免訴ノ言渡ヲ為シタル区分
第五部 上訴（第 79 表～第 102 表）	第五部 上訴（第 67 表～第 90 表）
第八十一表 罪名ニ対スル原裁判取消ニ係ル控訴裁判ノ成果	
第九十三表 罪名ニ対スル上告裁判所裁判ノ成果	
第六部 刑ノ執行、特赦、附帯私訴及訴訟費用（第 103 表～第 113 表）	第六部 刑ノ執行、特赦、附帯私訴及訴訟費用（第 91 表～第 101 表）

見るように、第十六回については、12 の統計表に堕胎罪関連のデータを確認できた。第三十二回については、執行猶予に関するデータが二つ附録として加わり、控訴審、上告審に関するデータが二つ落ちているので、同じく 12 の統計表でデータが確認できる。以下、第十六回統計について、各統計表の内容を検討する。

第 26 表「軽罪ノ対審裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分」

これは、軽罪の罪名区別と件数・人員・言渡区分（無罪・免訴、管轄違、禁錮、罰金、拘留、科料）の別のクロス集計であり、全国数値である。罪名区分としては堕胎罪関連は「懐胎ノ婦女薬物其他ノ方法ヲ以テ堕胎ス」、「薬物其他ノ方法ヲ以テ堕胎セシム」、「薬物其他ノ方法ヲ以テ堕胎セシメ因テ死ニ致ス」、「懐胎ノ婦女ヲ威迫シ及誑騙シテ堕胎セシム」に分けている。この罪名区分は旧刑法に基づくものであるから、新刑法のもとでの罪名区分とは若干異なっている。新刑法に対応する罪名区分は第三十五回統計から見ることができる。新刑法の罪名との関連で言えば、「懐胎ノ婦女薬物其他ノ方法ヲ以テ堕胎ス」は「婦女堕胎罪」に、「薬物其他ノ方法ヲ以テ堕胎セシム」は「囑託堕胎罪」と「業務者囑託堕胎罪」に、「薬物其他ノ方法ヲ以テ堕胎セシメ因テ死ニ致ス」は「囑託堕胎致死傷罪」と「業務者囑託堕胎致死傷罪」に、「懐胎ノ婦女ヲ威迫シ及誑騙シテ堕胎セシム」は「不同意堕胎罪」と「不同意堕胎致死傷罪」に対応する。

また、対審裁判とは後述の欠席裁判に対するものであり、第一審に限定されるものではないと思われるが、明治 23 年の堕胎罪関連の控訴裁判は 1 名が原裁判の有罪を無罪とされているのみで、上告裁判では堕胎罪の上告はないので、対審裁判と欠席裁判の結果を合体すれば実質的に第一審の結果になるとと思われる。

この軽罪の対審裁判に係る罪名の言渡区分では、堕胎罪件数が 141 件、被告人員が 336 名、有罪人員が 311 名、無罪・免訴人員が 25 名となっている。

第28表「各庁ニ対スル罪名」

これは、罪名別と各裁判所管内の被告人員のクロス集計である。被告人員は有罪と無罪・免訴を含んだ数値であるから有罪者だけを抽出することはできない。この数値は三重県内データとして利用することができる。安濃津管内の裁判所は安濃津地方裁判所、同四日市支部、同上野支部、同山田支部、安濃津区裁判所、松阪区裁判所、四日市区裁判所、亀山区裁判所、上野区裁判所、山田区裁判所、木本区裁判所の合計 11 ケ所の地裁・同市部・区裁が含まれるが、それら全体で堕胎罪の被告人員は 23 名であった。この罪名区分は第 26 表のように細かな罪名区分をせずに、堕胎罪で一括されている。

第29表「罪名ニ対スル宥恕自首酌量軽減」

これは、墮胎罪有罪者のうち、宥恕・自首・酌量などの理由で本来の量刑より減刑された者の数を示している。全体で 58 名が減刑判決を受けている。

第31表「罪名ニ対スル再犯」

これは、罪名別と再犯者の初犯時量刑・再犯時量刑・処刑度数のクロス集計である。墮胎罪に関しては 25 名の再犯者がいた。

第33表「罪名ニ対スル刑ノ言渡度数」

これは、罪名別と刑の言渡度数を一度から七度以上の七段階に区分したクロス集計である。合計は 310 名で一度は 284 名となっている。したがって、26 名が再犯以上者となるはずだが、墮胎罪以外での言渡を受けた者がいるため第 31 表の 25 名とは一致しない。

第34表「罪名ニ対スル年齢及種族」

これは、罪名別と有罪無罪区分・年齢区分・族籍区分（士族と平民）のクロス集計である。墮胎罪の合計が 335 名で、そのうち無罪が 23 名、刑の言渡が 312 名となっている。この数値も第 26 表とは若干のズレがある。

第36表「被告人ノ生国ニ対スル罪名」

これは罪名別と被告人の出生地別のクロスで、出生地は旧国別になっている。墮胎罪の全国合計は 302 名で、伊勢 13 名、伊賀 0 名、志摩 9 名、紀伊 0 名、三重県合計は 22 名である。

第37表「被告人犯時ノ住地ニ対スル罪名」

これは第 36 表に対して、罪名別と被告の現住地別のクロスで、やはり旧国名毎の表示である。全国計が 302 名であるのは 36 表と同じだが、墮胎罪に関しては伊勢 14 名、伊賀 0 名、志摩 9 名、紀伊 0 名、三重県合計 23 名と 36 表に比して 1 名の増になっている。

第38表「輕罪ノ欠席裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分」

これは、第 26 表が対審裁判についての数値であるのに対応した、欠席裁判分の数値であり、罪名別と件数・人員・言渡区分のクロスになっている。墮胎罪については件数が 1 件、人員が 5 名、無罪・免訴 0 名、有罪 5 名となっている。

したがって、これと前述の第 26 表の数値を合計すれば明治 23 年中の墮胎罪の件数・人員・有罪人員・無罪免訴人員が出てくる。合計数値は件数 142 件、人員 341 名、刑ノ言渡 316 名、無罪・免訴 25 名である。この刑ノ言渡 316 名が実質的には第一審有罪人数とみてよいだろう。

第59表「検事ニ於テ起訴セス及予審判事ニ於テ免訴ノ言渡ヲ為セン各件」

これは、被告事件の種目すなわち罪名と、不起訴件数・予審免訴人員のクロス集計である。不起訴件数 65 件に含まれるのは「罪トナラス」58 件、不受理 7 件である。墮胎罪及墮胎致死の予審免訴は 65 名で証拠不十分が 62 名、時効が 3 名である。また 65 名のうち入監者は 41 名、不入監者は 24 名であった。このデータでは不起訴は件数だが予審免訴は人員数になっている。

第81表「罪名ニ対スル原裁判取消ニ係ル控訴裁判ノ成果」

これは、原裁判の罪名と控訴裁判の結果とのクロス集計である。墮胎罪では 1 名が有罪から無罪判決になっている。

第93表「罪名ニ対スル上告裁判所裁判ノ成果」

これは、同じく上告審の結果についてのクロスであるが、明治 23 年には墮胎罪の上告はなかった。

以上 12 種類の統計表が墮胎罪に関連するデータを提供している。これらのうち、三重県内に関するデータが提供されているのは、第 28 表「各庁ニ対スル罪名」、第 36 表「被告人ノ生国ニ対スル罪名」、第 37 表「被告人犯時ノ住地ニ対スル罪名」の三つであった。

生国と犯時住地のデータでは犯時住地の方が三重県における墮胎取締の状況を示すデータとしてより適当だといえる。また、これらのデータはいずれも被告人員数のデータであるから、諸他の研究者のように全国数値を第一審有罪者で採ると、それとの対比で整合性が確保されにくいので、全国数値でも有罪者のみでなく被告人員数を併記する必要があるだろう。

(2) 1909 (明治 42) 年第三十五刑事統計年報の様式と墮胎罪関連データ

1909 年の第三十五刑事統計年報にいたって、様式が再度大幅に変更される。

1908 年 10 月に新刑法が施行されたのに伴い、12 月には刑事統計年報と刑事登記簿の様式が定められ、従来の様式が改変された。主要な変更点は、「前年報ニ於テ欠席判決ハ統計上之ヲ終局ト視做シ又被告人身上ノ各件ハ裁判ノ終局ニ因リシモ本年報ニ於テハ欠席判決ハ確定若クハ上訴ノ申立ニ因リ終局トシ被告人身上ノ各件ハ確定判決ヲ経タル事件ニ因リ編輯セリ¹⁹⁾」とあるように、対審裁判は判決が出た時点で終局とするのに対し、欠席裁判については判決が出ただけでは結審とせず、上訴もしくは上訴断念による確定時点で終局としたところにある。また、全体の構成も大幅に変更された。従来の「重罪－軽罪－違警罪－検事・予審－上訴－執行その他」という構成での編集に対し、全体が七類に区分され、「捜査－予審－第一審－上訴－刑ノ執行猶予及刑ノ執行－確定判決ヲ経タル被告人ノ身上－外国人ニ関スル事件」という構成になっている。捜査から確定判決へという実際上の刑事事件処理の流れに沿った編集になっているといえる。

第三類「第一審」の中はさらに、「刑法犯」「特別法犯」「違警罪即決」に分かたれ、第四類

「上訴」「控訴」「上告」「抗告」「再審」に区分されている。また、罪名統計に関してはこの 35 回以降の分には「嬰兒殺」の区分が登場するので、墮胎罪統計のみならず嬰兒殺の取締動向についてのデータも得ることが可能である。統計表は全部で 102 表あるが、そのうち嬰兒殺と墮胎罪のデータを得ることができるのは下に示した諸表である。嬰兒殺データがあるものには●、墮胎罪のデータがあるものには▲を付してある。以下それぞれについて検討してみる。

【第三十五回刑事統計年報 墮胎罪・嬰兒殺関統計表】

日本帝国司法省第三十五刑事統計年報
明治 42 年
1909 年
第一類 捜査 (第 1 表～第 4 表)
●▲第二表 罪名別捜査事件受理件数及其結果
第二類 予審 (第 5 表～第 12 表)
●▲第六表 罪名別予審事件受理件数及其結果
●▲第八表 罪名別予審事件終結被告人員
第三類 第一審 (第 13 表～第 47 表)
●▲第一五表 罪名別刑法犯終局件数
▲第一六表 裁判所別刑法犯終局件数及罪名 (其一) (其二)
●▲第一八表 罪名別刑法犯終局被告人員
●▲第二〇表 罪名別刑法犯ノ再犯以上ノ被告人員
●▲第二四表 罪名別刑法犯ノ法律上刑ヲ減免セシ被告人員
●▲第二六表 罪名別刑法犯ノ刑ヲ酌量減輕セシ被告人員
第四類 上訴 (第 48 表～第 70 表)
●▲第四九表 罪名別控訴受理件数及其結果
●▲第五六表 罪名別上告受理件数及其結果
第五類 刑ノ執行猶予及刑ノ執行 (第 71 表～第 76 表)
●▲第七二表 罪名別刑ノ執行ヲ猶予シタル被告人員
第六類 確定判決ヲ經タル被告人ノ身上 (第 77 表～第 93 表)
●▲第七七表 罪名別確定判決ヲ經タル刑法犯被告人員及判決區別
●▲第七八表 罪名別確定判決ヲ經タル刑法犯被告人員及犯時ノ月別
●▲第七九表 罪名別確定判決ヲ經タル刑法犯被告人員及受刑度数
●▲第八一表 罪名別有罪ノ確定判決ヲ經タル刑法犯被告人員及犯時ノ年齢族籍
▲第八二表 裁判所別有罪ノ確定判決ヲ經タル刑法犯被告人員及犯時ノ住所 (其一) (其二)
▲第八三表 裁判所別有罪ノ確定判決ヲ經タル刑法犯被告人員及犯罪地 (其一) (其二)
●▲第八五表 罪名別有罪ノ確定判決ヲ經タル刑法犯被告人員及倡教
●▲第八六表 罪名別有罪ノ確定判決ヲ經タル刑法犯被告人員及教育配偶

●▲第八七表	罪名別有罪ノ確定判決ヲ經タル刑法犯被告人員及資産生計
●▲第八八表	罪名別有罪ノ確定判決ヲ經タル刑法犯被告人員及犯罪ノ原因（其一）（其二）
●▲第九〇表	罪名別確定判決ヲ經タル被告人員及其各審ニ於ケル確定區別
●▲第九三表	刑名別（罪名別カ？）確定判決ヲ經タル被告人ノ未決勾留ヲ本刑ニ算入シタル期間
・	
第七類 外国人ニ関スル事件（第94表～第102表）	

第2表「罪名別捜査事件受理件数及其結果」

これは、罪名（嬰兒殺も含まれる）と検察が警察や憲兵隊などから受理した件数とその処理件数（予審、公判、不起訴、他管送致など）とのクロス集計である。この年明治42年（1909）についていえば、257件の嬰兒殺事件を受理し、そのうち159件が予審に附され、6件が起訴されて公判に、86件が不起訴となった。

墮胎罪は罪名が6種類に区分され、それぞれについて数値が示されている。

- a「懐胎ノ婦女薬物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎ス」（婦女墮胎）で330件が受理され、予審に20件、公判に137件、不起訴が130件、他管送致が38件、未終局が5件となっている。
- b「婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシム」（囑託墮胎）は受理156件、その処理が予審25件、公判80件、不起訴40件などである。
- c「婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメ因テ婦女ヲ死傷ニ致ス」（囑託墮胎致死傷）は受理14件で予審9件、公判3件となっている。
- d「医師・産婆・薬剤師又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシム」（業務囑託墮胎）では受理18件、予審6件、公判10件である。
- e「医師・産婆・薬剤師又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメ因テ婦女ヲ死傷ニ致ス」（業務囑託墮胎致死傷）では1件受理し、予審に附されている。
- f「婦女ノ囑託ヲ受ケス又ハ其承諾ヲ得スシテ墮胎セシム」（不同意墮胎）では3件受理しているが、全て不起訴である。
- g「婦女ノ囑託ヲ受ケス又ハ其承諾ヲ得スシテ墮胎セシメ因テ婦女ヲ死傷ニ致ス」（不同意墮胎致死傷）では受理がなかった。

以上を合計すると、前年からの引継2件を含めて、この年墮胎罪では492件が受理され、そのうち61件が予審に附され、230件が公判にまわったが、他方176件が不起訴となっている。

第6表「罪名別予審事件受理件数及其結果」

これは、罪名別と予審受理件数およびその処理別件数（免訴・公判・その他）とのクロス集計である。墮胎罪に関していえば前年からの引継3件を含めて68件が受理され、6件が免訴、58件が公判に附され、4件が未終局として翌年に持ち越された。第2表での予審送致件数が61件であるのに対し新規受理が65件と4件の違いがあるのは、第一審から予審に廻された者を

含むためかと思われるが確認できない。

第8表「罪名別予審事件終結被告人員」

これは、罪名別の予審終結別（管轄違、免訴、公判）人数の集計である。

堕胎罪の被告人員が 159 名で管轄違は 0、免訴が 20 名、公判に回ったのが 139 名である。

第15表「罪名別刑法犯終局件数」

これは、第一審終局における罪名別と受理件数およびその結果区分（有罪、無罪、管轄違他）別の件数のクロス集計である。堕胎罪については、旧受 4 件、新受 270 件の合計 274 件を受理し、その結果は 266 件が有罪、8 件が無罪であった。検察からの起訴が 230 件、予審からの公判が 58 件、合計 288 件との間に 14 件のずれがあるが、これは翌年の受理に回った可能性が考えられる。

第16表「裁判所別刑法犯終局件数及罪名（其二）」

これは、各地裁判所別の罪名の集計である。嬰兒殺については、独立した罪名ではなく「殺人ノ罪」にまとめられているのでデータは採れない。「嬰兒殺」も 7 種類の罪名を一括しているため内訳は不明である。安濃津地方裁判所の管内の各裁判所（安濃津地方裁判所、安濃津区裁判所、松阪区裁判所、四日市区裁判所、上野区裁判所、山田区裁判所、木本区裁判所）の合計が 6 件である。全国合計が 214 件であり、第 15 表の終局件数 274 件と相当なずれがあるが、何に因っているのかはわからない。

第18表「罪名別刑法犯終局被告人員」

罪名別と男女被告人員の第一審の終局区別（有罪・無罪・免訴など）の人員数である。有罪の中をさらに刑名別（死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料）に区分集計している。堕胎罪については男 130 名、女 429 名、合計 559 名の被告が罪名毎に集計されている。有罪懲役が 535 名、無罪が 22 名、免訴が 1 名、その他が 1 名なのだが、有罪懲役の 535 名は婦女堕胎 314 名、囑託堕胎 162 名、囑託堕胎致死傷 18 名、業務者堕胎 31 名に区分される。この数値は、前述の最高裁事務総局刑事局編「量刑の変遷に関する統計」の「刑法第一審有罪人員」の数値に全く一致しているので、同統計の「第一審有罪人員」はこの「罪名別刑法犯終局被告人員」のことだというのが判明する。したがって、この数値が堕胎罪取締の推移を見ていく上で、他の多くの研究と比較対照する上で最もふさわしいデータだということができるだろう。

第20表「罪名別刑法犯ノ再犯以上ノ被告人員」

罪名別の被告人員のうち再犯・三犯などで加重刑となった者の集計である。堕胎罪では再犯者 24 名でそのうち 5 名が 3 年以上の加重刑に、19 名が 3 年未満の加重刑を課されている。

第24表「罪名別刑法犯ノ法律上刑ヲ減免セシ被告人員」

これは、第 20 表に対して、自首・未遂・従犯などの法律上の規程による減刑を受けた被告人員の集計である。墮胎罪被告 31 名が自首 2 名、従犯 29 名ということで減刑されている。

第26表「罪名別刑法犯ノ刑ヲ酌量軽減セシ被告人員」

第 24 表が法律上の規程であるのに対して、これは情状酌量による減刑の集計である。墮胎罪被告 4 名が情状酌量により有期刑の刑期を半減されている。

第49表「罪名別控訴受理件数及其結果」

これは、罪名別の控訴受理件数とその結果（取消・棄却・取下・消滅・差戻など）と申立人別（被告・弁護人・検事）の件数集計である。墮胎罪では 56 件の控訴が受理され、うち 16 が原判決取消、28 件が控訴棄却、3 件が取下、未終局が 9 件となっている。また、検事の控訴は 1 件、被告他の控訴申立が 48 件である。これは、件数データであり、人員数データではない。

第56表「罪名別上告受理件数及其結果」

第 49 表に対して、これは上告分の数値である。墮胎罪では 15 件が受理され、9 件が棄却、3 件が取下、未終局が 3 件であった。

第72表「罪名別刑ノ執行ヲ猶予シタル被告人員」

これは、罪名別と執行猶予人数、前科の有無、刑期別人数、猶予期間別人数、取消者数のクロス集計である。墮胎罪での執行猶予人員は 216 名であり、初犯者が 214 名、刑期 6 ヶ月以内が 205 名、猶予期間 3 年未満が 108 名となっている。

第77表「罪名別確定判決ヲ経タル刑法犯被告人員及判決区分」

これは、一審・控訴審・上告審を通じて確定した数値であるので、前年度からの事件についての判決を含んでいる。罪名別と被告人員の有罪・無罪・免訴別の人数集計である。墮胎罪については 539 名の被告人員のうち 520 名が懲役刑（3 年以上 6 名、1 年以上 40 名、6 ヶ月以上 73 名、6 ヶ月未満 401 名）に確定している。第 18 表のこの年の第一審の終局有罪人員 535 名とのずれは、控訴審・上告審の翌年への持ち越しによる未確定と前年からの持ち越し分の確定との出入によると思われる。

第78表「罪名別確定判決ヲ経タル刑法犯被告人員及犯時ノ月別」

第79表「罪名別有罪ノ確定判決ヲ経タル刑法犯被告人員及受刑度数」

第81表「罪名別有罪ノ確定判決ヲ経タル刑法犯被告人員犯時ノ年齢族籍」

第85表「罪名別有罪ノ確定判決ヲ経タル刑法犯被告人員及信教」

第86表「罪名別有罪ノ確定判決ヲ経タル刑法犯被告人員及教育配偶」

第87表「罪名別有罪ノ確定判決ヲ経タル刑法犯被告人員及資産生計」

第88表「罪名別有罪ノ確定判決ヲ経タル刑法犯被告人員及犯罪ノ原因」

これらは、確定判決を経た被告人について、犯行時期、前科の有無、年齢・族籍、信仰の有無とその種別、教育程度の区別、資産状況・生活水準の区別、犯行の原因などの属性の集計である。

第82表「裁判所有罪ノ確定判決ヲ経タル刑法犯被告人員及犯時ノ住所」

第83表「裁判所有罪ノ確定判決ヲ経タル刑法犯被告人員及犯罪地」

この二つの集計は、罪名別と裁判所別および国別のクロス集計であり、三重県に関するデータを抽出することができる。第82表が被告の住所、第83表が犯罪の発生場所であり、後者の方が三重県における堕胎取締状況を反映するのだが、第16回から34回までの年報では犯罪地統計が欠けているので、被告住所の方で連続データを得ることになる。

第90表「罪名別確定判決ヲ経タル被告人員及其各審ニ於ケル確定区別」

これは、罪名別に一審確定区別（有罪・無罪・控訴取下）、控訴審区別（破毀・棄却・上告取下）、上告審区別の人員についてのクロス集計である。堕胎罪の一審有罪は473名、控訴審有罪は36名、上告審有罪は6名の合計515名がこの年の確定有罪者ということになる。

（３）「刑事統計」データの抽出について

以上の検討を踏まえて堕胎取締状況の連年の変動を見るために「刑事統計」から抽出すべき連年のデータは次の通りだと考える。

①全国の動向

a. 堕胎罪第一審件数

これは、第16回から第34回までは「軽罪ノ対審裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分」と「軽罪ノ欠席裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分」の中の堕胎罪件数の合計を、第35・36回は「罪名別刑法犯終局件数」を、第37・38回は「罪名別刑法犯終局及未終局」、第39回は「罪名別刑法犯終局及未終局ノ総件数及人員」、第40・41回は「罪名別通常第一審刑法犯ノ総件数及終局未終局人員及犯数・減免」、第42・43回は「罪名別通常第一審事件中刑法犯終局被告人ノ科刑其他犯数・減免」、第44回からは「罪名別通常第一審刑法犯終局被告人ノ科刑其他ノ区分」を採ることで、完全ではないがほぼ連続したデータを得ることができる。

b. 堕胎罪第一審被告人数

同じく、第34回までは「軽罪ノ対審裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分」と「軽罪ノ欠席裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分」中の被告人数の合計数値、第35回以降は第一審件数のデー

タと同じ統計表の数値を採るべきである。

c. 墮胎罪第一審有罪者数

このデータは、各論者が論じているが、どの数値を根拠にしているのかについては一致していないし、十分な検証もできない。しかしながら前述の如く、最高裁事務総局刑事局編「量刑の変遷に関する統計」の「刑法犯墮胎罪第一審有罪人員」数値と 35 回統計の第 18 表「罪名別刑法犯終局被告人員」中の有罪人員数が一致することから、これを基準にしてデータの抽出を行うべきだと考える。そこで、第 16 回以後は上掲の「軽罪ノ対審裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分」と「軽罪ノ欠席裁判ニ係ル罪名ニ対スル言渡区分」の有罪者の合計数値を、第 35 回以後は同じく上述のデータ中の有罪人員数を採るべきである。

②三重県管内の動向

d. 裁判所別被告人数

三重県管内分の数値はいずれも被告人数で出されている。35 回以降の数値は確定有罪者のデータなのだが、34 回以前は有罪人数なのか無罪も含んだ被告人数なのかについては今のところ判断ができない。ただいずれの数値をとっても 1, 2 名のズレなので、実際から大きく外れることはないと思われる。ただ裁判所別の「各庁ニ対スル罪名」は 35 回以降は作成されないで、裁判所別の被告人数、或いは有罪被告人数の連続したデータは得られない。

e. 国別被告人数（犯時住地）

このデータは一貫して得ることができる。34 回以前については「被告人犯時ノ住地ニ対スル罪名」、35 回以降については「裁判所有罪ノ確定判決ヲ経タル刑法犯被告人員及犯時ノ住所」によって伊勢・伊賀・志摩・紀伊の国別に連続したデータを得ることができる。

ただし、このデータは「墮胎罪」で一括されているので、その中の 4 種あるいは 7 種の罪名区分の数値は得られない。また、嬰兒殺についても他の某故殺と共に「殺人ノ罪」として括られているので抽出することはできない。

f. 国別被告人数（犯罪地）

この数値は 34 回以前については得られない。35 回以降「裁判所有罪ノ確定判決ヲ経タル刑法犯被告人員及犯罪地」によって、伊勢・伊賀・志摩・紀伊の国別データが得られる。しかしながら、e. のデータとほぼ同じ数値で推移しているので、34 回以前は e. のデータで補完できると思われる。

「はじめに」で述べたように別稿で示した三重県における墮胎取締の状況の変動については、1890 年から 1905 年までについては監獄統計の既決入監者・新規入監者数によって推定したのみであり、実際の裁判統計が得られなかったのであくまでも推定であったが、この d. e. f. のデータによってその推定を確認することが可能になる。次節では、実際の数値の比較によってそのことを確認してみたい。

3. 三重県における堕胎罪取締の変動

(1) 三重県内旧国別の堕胎罪被告人数の推移

以上の資料的検討をもとにして、三重県における 1890 年から 1925 年までの堕胎罪被告人数の数値を「刑事統計」から抽出してみよう。データとして採るのは「堕胎罪被告人犯時ノ住地」である。各年の国別人数を集計して「堕胎罪被告人の住地・犯罪地」を作成した。1906 年までは被告の住地、1909 年以降は犯罪地である。

見るように、三重県内では伊勢地域の比重が高く、紀伊地域では堕胎罪被告人はほとんど存

堕 胎 罪 被 告 人 の 住 地 ・ 犯 罪 地

西 暦	年 次	伊 勢	伊 賀	志 摩	紀 伊	合 計	典 拠
1890	明 治 23	14		9		23	「被告人犯時ノ住地ニ対スル罪名」
1891	明 治 24	10	5			15	同上
1892	明 治 25	11		5		16	同上
1893	明 治 26	3		3		6	同上
1894	明 治 27	5		6		11	同上
1895	明 治 28	5	2			7	同上
1896	明 治 29	11	2	1		12	同上
1897	明 治 30	9	1			10	同上
1898	明 治 31	2				2	同上
1899	明 治 32	5				5	同上
1900	明 治 33		1			1	同上
1901	明 治 34	4	2			6	同上
1902	明 治 35					0	同上
1903	明 治 36	1				1	同上
1904	明 治 37	1				1	同上
1905	明 治 38					0	同上
1906	明 治 39		2			2	同上
1907	明 治 40						
1908	明 治 41						
1909	明 治 42	7	4		1	12	「裁判所右罪ノ確定判決ヲ経タル刑法犯被告人員及犯罪地」
1910	明 治 43	11	15			26	同上
1911	明 治 44	4	4			8	同上
1912	大 正 1	1	3			4	同上
1913	大 正 2	5	6			11	「罪名別刑法犯有罪被告人ノ犯罪地」
1914	大 正 3	10	13	3		26	同上
1915	大 正 4			5		5	同上
1916	大 正 5	5		5		10	同上
1917	大 正 6	2		3		5	同上
1918	大 正 7					0	「裁判所別第一審刑法犯有罪被告人ノ罪名及犯罪地」
1919	大 正 8					1	同上
1920	大 正 9					15	同上
1921	大 正 10					4	同上
1922	大 正 11					2	同上
1923	大 正 12					5	同上
1924	大 正 13					6	同上
1925	大 正 14					0	同上

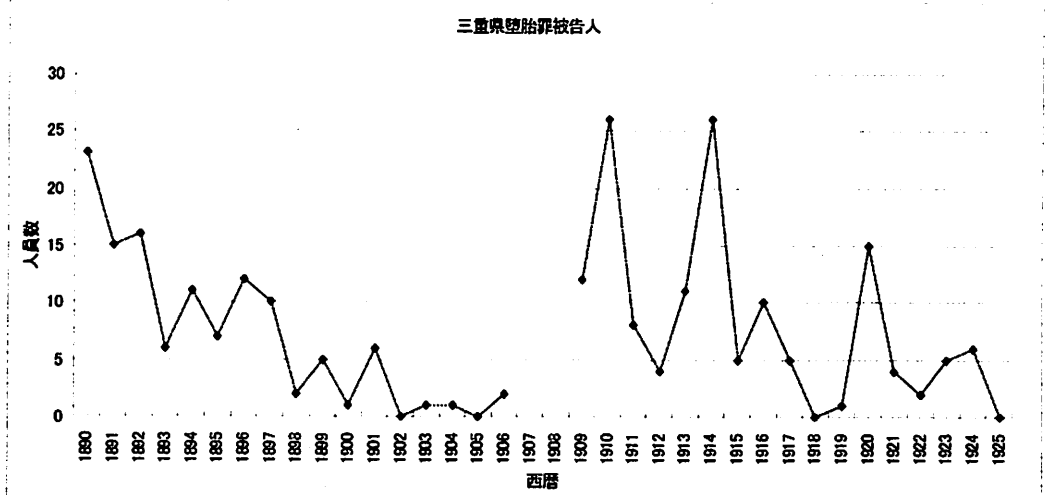
1) 1890年 - 1900年は犯時の住地、1908年 - は犯罪地、

2) 各年「刑事統計」より作成

3) 1919年以降は国別の数値が得られないので、安濃津地裁管内の合計数値のみ、

在しない。また、志摩地域では 1890 年代までは堕胎罪の摘発があったが、その後急減し、1910 年代以降再び摘発が目立ち始める。伊賀地域は当初摘発が少なかったのが、1910 年頃から増加しはじめている。1915 年－ 1917 年は摘発は見られないが、この後 1925 年の名張大堕胎事件の摘発へつながる動向が 1910 年代になって醸成されてきたことをうかがわせる。

三重県内の堕胎罪被告人の推移をグラフにして示した。年によって振幅が大きい、全体的な動向として指摘できるのは、1890 年以降、堕胎罪の被告人数は継続して減少しており、1900 年以降はほとんど見られなくなる。それが、1910 年代に入ると明らかに摘発される人数の増加が見られる。しかし、それも、何回かのピークを伴う高低をくり返しなが、全体としては再度減少の方向に向かっている。ここからすると、1890 年以前と 1910 年頃に取締が強化された時期があったことが想定される。そして、その後被告人数が漸減していくのは、一方で取締効果によって実際の堕胎行為が減少していったという側面と、一定の効果が現れて以降は検挙による威圧的な取締よりも注意・説諭などの監視機能や教化機能によって秩序を維持しようとする方向に警察や検察が向かったため、検挙数、さらには被告人数が減少したという二つの側面を想定できるだろう。



(2) 近代三重県域における堕胎取締状況の推移

別稿で示した数値と比較対照したのが、次頁に示した「三重県における堕胎取締の状況」である。表中「堕胎罪逮捕数」は「三重県警察統計表」などによるものだが、旧刑法施行後の限定された時期のデータしか得られない。しかし、1887 年の急増とその後の急減が特徴となっている。

また「入監者数」は三重県監獄統計と三重県統計書によったものであるが、既決囚の入監数と未決勾留も含んだ新規入監数の合計である。単独のデータではないので、そのままでは堕胎取締の動向を示す整合性の採れた数値とは言い難い。

三重県における墮胎取締の状況

西暦	墮胎罪逮捕数	入監数	刑事統計被告者	県統計被告者	県統計終局有罪者
1882	8				
1883	15				
1884	11				
1885					
1886		12			
1887	101				
1888	41	42			
1889	34				
1890	23	37	23		
1891		16	15		
1892		22	16		
1893		7	6		
1894		10	11		
1895		9	7		
1896			10		
1897			12		
1898		1	2		
1899			5		
1900		0	1		
1901		6	6		
1902		0	0		
1903		1	1		
1904		0	1		
1905		0	0		
1906		0	2	2	0
1907		2		2	2
1908		3		9	7
1909		9	12	11	11
1910			27	28	28
1911			8	10	10
1912		3	3	1	1

西暦	墮胎罪逮捕数	入監数	刑事統計被告者	県統計被告者	県統計終局有罪者
1913		2	11	16	16
1914		7	26	26	26
1915		3	5	6	6
1916		5	10	11	11
1917		5	5		
1918			0	0	0
1919			1	1	0
1920			15	15	15
1921			4	3	3
1922			2	2	2
1923			5	6	6
1924		3	6	6	6
1925		0		0	0
1926		0		60	57
1927		6		4	4
1928		0		6	6
1929		0		1	1
1930		0		3	3
1931		0		9	9
1932		0		3	3
1933		0		23	23
1934		0		34	34
1935		0		33	33
1936		0		67	67
1937		0		32	32
1938		0		28	28
1939		0		62	62
1940				33	33

1)墮胎容疑就捕者数は「三重県警察一覽概表」、「三重県警察統計表」による。

2)墮胎既決収監者・新規入監者数は「三重県監獄統計」、「三重県統計書」による。

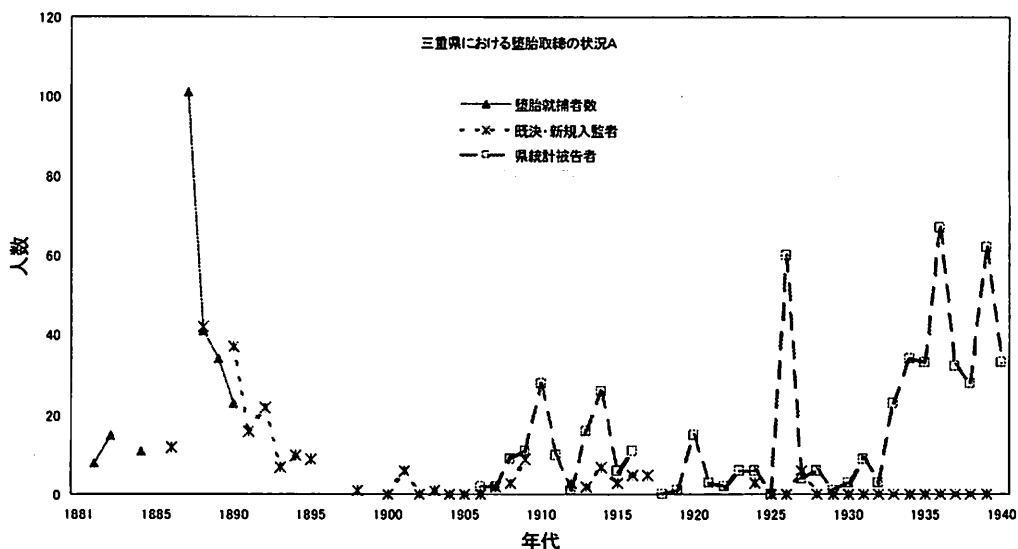
3)刑法犯中墮胎被告者数は「三重県統計書」による。

そもそも、墮胎罪は「墮胎罪の如くダークナンバーの多い罪、検察当局の方針により多くも少なくもなる罪について、量刑の寛厳を観察することは大なる意義を有しない²⁰⁾」との指摘があるように、警察・検察・裁判所の各段階での裁量の度合いの高い犯罪行為である。そのため、実際の発生数と警察による検挙数、検察による起訴数、裁判所による有罪数、実刑適用による入監者数との間の落差が非常に大きいことを考えると、監獄統計のデータだけでは実態を反映していない可能性が非常に大きい。そのため、別稿では全体的な傾向を示す指標としてのみ利用するにとどまっていた。

表中「県統計被告者数」は墮胎罪で公判に附された被告者数であり、「県統計終局有罪者数」は被告のうち有罪確定者の数である。いずれも各年の「三重県統計書」中の裁判統計の数値である。この裁判統計の数値を三重県が採取すれば「三重県統計書」に記載されるし、司法省に提出されれば「刑事統計」に記載されることになる。したがって、両数値は性格を同じにするものなのだが、県統計書の書式上に裁判統計が登載されるのが 1906 年以降であるために、それ以前については不明なままであった。両者を 1906 年から 1924 年について対照してみると、いずれの年も 1-2 名のズレがあるだけでほぼ同一の数値を示している。したがって、1890 年から 1905 年までの「刑事統計」の数値をそのまま県統計の数値につなげることができると考えてよいだろう。

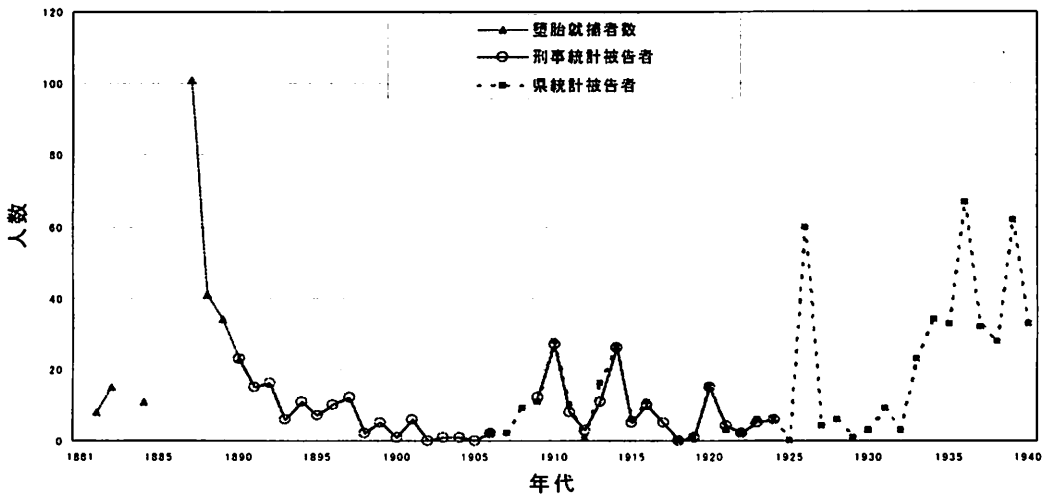
他方、入監数と「刑事統計」数値を比較すると、こちらの方もズレの幅は若干大きくなるが、両方の数値が残っている年次の比較をすると変動の方向はおおむね同一である。したがって別稿で想定したように、監獄統計の数値の増減が墮胎罪被告人数の増減を反映するものだということは確認できたといってよいだろう。

「刑事統計」データを欠いた部分を「監獄統計」の既決・新規入監者数で代替させて作成したグラフを「三重県における墮胎取締の状況 A」として、またそれと並べて、「刑事統計」の被告者データと「県統計」の被告者データを接合させたグラフを「三重県における墮胎取締の状況 B」として示した。



両グラフを対照してみると次のような特徴を確認することができる。A 図の方では、1880 年代後半に激増し、1890 年代から一転して急減する「墮胎罪逮捕者数」の動きと、増減をくり返しながらも確認できる 1910 年から 1920 年の増大局面、1930 年代からの急激な増大局面との間にどのような動向があるのかを監獄統計で推定し、おそらく 1890 年代からの減少から

三重県における墮胎取締の状況B



引きつづき、墮胎罪の検挙者や・被告人数が 1910 年頃まで非常に低い水準で維持されていたと考えた。監獄統計での推計は 1890 年頃から既決・新規入監者数が急減し、1895 - 1905 年の時期はほとんど確認できなかったからである。

「監獄統計」を「刑事統計」に置き換えた B 図をみると、刑事統計被告人数と入監者数はほぼ同じ水準で同じ動きを示していることが確認できる。また、刑事統計被告人数と県統計被告人数が重なっていることがわかる。また、就捕者数と刑事統計被告人数もデータが共通する部分では重なっているように見える。

したがって、三重県における墮胎罪取締の動向は、1880 年代の急増、1890 年代前半までの急減、1910 年頃までの低位停滞、1910 年前半の増大、1930 年頃までの大きなピークを伴う高低の繰り返しの中での漸減、1930 年代以降のピークを伴う増大、というような局面で捉えることができるだろう。

おわりに

以上、「刑事統計」のデータを加えて観察して得られた結果の意義を最後にまとめてみたい。

1880 年代に成立した墮胎罪体制においては、それまで犯罪とされていなかった婦女墮胎が刑法犯として多数摘発されるという威圧的な取締が行われた。その取締は一方では、慣行的に行われていたマビキ行為の減少をもたらすが、他方ではマビキ慣行が表面化せず地域社会の諒解の中で非公然化して継続されることでの見かけ上の減少をもたらす。それは、出生数の増加に伴って死産数の増加が見られることを説明してくれる。つまり、マビキ慣行として行われていた中絶の一定部分は停止されて出生数の増加につながり、一定部分は継続されるのだが、死産として報告されることで死産数の増加につながるのである。もちろん栄養状態の改善などで

母体の妊孕力が高まることも出生数の増加をもたらすのだが、死産数も同時に増加することについてはこのように理解する必要がある。

こうした死産多状況に対して、警察や検察などは堕胎摘発の強化という威圧的な方向を継続せずに、駐在所の増設や巡査の日常的な戸口調査や注意・説諭などの活動、さらには産婆を制度や試験の規制の下で取上婆的な存在から近代的な出産倫理の担い手に改造することによって対応していった。それは、マビキ慣行の一定度の残存を容認した上で、監視・教化によるその慣行の漸減を目指したものであった。それに対応するのが 1910 年頃まで続く堕胎摘発の低水準の持続である。

1910 年頃から再び増加してくるのは、一方では刑法の改正に伴う影響があると思われるが、むしろ堕胎罪体制のもとで摘発される対象の変化があるのではないかと考える。

別稿でも指摘したところであるが、1920 - 1940 年頃の嬰兒殺・堕胎罪の取締は都市部の未婚の芸娼妓・女中・女工や寡婦を対象として行われ、一定の性秩序を形成しようとするものであった。農村部でのマビキ慣行自体は連年の厳しい取締の対象ではないのだが、偶発的な契機で摘発があると芋づる式に連累者が増加するために間欠的なピークが出現する。いってみれば通常年は未婚の芸娼妓・女中・女工や寡婦などの私通による妊娠・分娩を堕胎・嬰兒殺で処理することへの厳格な取締が行われつつ、例外年的に農村部に残存するマビキ慣行が取り締まられるという図式である。1926 年の大きなピークは前年に摘発された名張大堕胎事件の被疑者達であるが、それは間欠的なピークの一つなのである。

ところが、1930 年代以降の被告の増加は間欠的な農村部のマビキ慣行が総力戦体制を構築する中で警察の捜査活動により、かなり徹底的な取締の体制へ移行していった可能性を考えることができる。

本稿では、1890 年 - 1924 年の堕胎罪被告者数の推移を明らかにすることでそういった概括的な見通しが成立する根拠の一つを提供することができたと考えますが、概括的な見通しに止まらず、さらに引きつづき、各時期について堕胎罪や嬰兒殺での検挙・起訴がどのような態様を以て行われているのかを明らかにする必要があるのだが、今後の課題としたい。

注

- 1) 拙稿「近代三重県域におけるマビキ慣行について」(『部落問題研究』184号、2008年)。
- 2) 1882 - 84年の就捕者数については「三重県警察一覧概表」(国会図書館所蔵)、1887 - 1890年については「三重県警察統計表」(国会図書館所蔵)を利用した。監獄統計については1886 - 1895年については「三重県監獄統計」(国会図書館所蔵)、1898年以降については「三重県統計書」(三重県史編纂室所蔵)の数値を利用した。
- 3) 「司法省刑事統計年報」は他の民事統計年報・登記統計年報・監獄統計年報と共に「司法省年報」としてマイクロフィルム版が刊行されているが(「司法省年報 [マイクロフィルム版]」、日本図書センター、1990年)、今回利用したのは、国会図書館所蔵のマイクロフィッシュ版である。国会図書館所蔵の「刑事統計年報」は、欠年が多く、今回利用できたのは、1890(明治23)年 - 1924(大正13)年の期間で、そのうち、1897年、1907年、1908年が欠けている。また、1884(明治17)年の第十回刑事統計年報については、マイクロ化されていなかったため現物を参照したが、複写が許されなかったため今回の数値データには採っていない。
- 4) 田間泰子「墮胎と殺人の間」(『近代日本文化論6 犯罪と風俗』、岩波書店、2000年、所収)
- 5) 小泉英一『墮胎罪の研究』(敬文堂出版部、1956年)
- 6) 金住典子「墮胎罪の変遷と今後の展望」(『あごろ』28号、BOC出版、1983年、所収)
- 7) 最高裁事務総局刑事局編「量刑の変遷に関する統計」(『刑事裁判資料』第59号、1951年、所収)
- 8) この他に中谷瑾子氏が「女性犯罪と刑の量定(二)」(『法学研究』(慶応大学)41-10、1968年)の中で、嬰兒殺について「刑事統計」からの数値を利用されているが、本稿では墮胎罪に関するデータに限定しているので詳しい検討は行わない。

また、法務大臣官房司法法制調査部調査統計課『検察統計百年』、法務省、1976年、には、「刑法犯被疑事件の受理・既済未済人員」として墮胎罪について検察の受理人数と、「罪名別起訴・不起訴人員・起訴率」として墮胎罪での起訴・不起訴人数の連年の数値が掲載されている。しかしながら、それらはいずれも1931年以後のものであり、本稿の検討時期とは重ならないので対照表には含めていない。
- 9) 小泉上掲書、68 - 70頁
- 10) 同書70頁。ここで、刑事統計年表については確認できなかったのであるが、小泉氏の述べるところでは「昭和18年から昭和22年までは年表に欠如して居る」とされているので、「量刑統計」とは異なる資料だと考えられるが、確認できていない。
- 11) 金住前掲「墮胎罪の変遷と今後の展望」213頁
- 12) 1945年から1947年については、小泉は数値を出しているが金住は不明としている。この点、小泉は刑事統計年表では1943年 - 1947年の数値がないので、別の出典から数値を出したとしている。とすると、金住のデータが「刑事統計年表」を出典としている可能性はあるが、典拠を明示していないの

で確定はできない。

13) 田間前掲「墮胎と殺人の間」183 頁。

14) 同 208 - 209 頁。

15) 前掲「量刑の変遷に関する統計」36 頁。

16) 前述の通り、本稿で利用する「刑事統計」は国会図書館所蔵のものであり、同図書館所蔵の刑事統計年報には、第 1 - 9 回、第 11 - 15 回、第 33 回、第 34 回の欠年があるので他の研究と対照できない年次がある。

17) 「司法省第十六刑事統計年報 刑事統計要旨」1 頁。

18) 重罪統計の中で嬰兒殺は他の故殺とは区別されていないので、データを得ることはできないのだが、わずかに、第 1 部の第 22 表「某故殺ノ因由ニ対スル成果及使用器物教育」の中に、「囑託ニ応シテ人ノ嬰兒ヲ」故殺した被告人が 3 名挙げられているのみである。

19) 「第三十五刑事統計年報 刑事統計要旨緒言」1 頁。

20) 前掲「量刑統計」36 頁。

東アジアにおける金融安定化への課題

石原洋介

はじめに

2007年でアジア通貨危機の発生からちょうど10年目を迎える。80年代後半から90年代にかけて東アジア新興市場（インドネシア、韓国、マレーシア、タイ¹⁾）では、世界中の投資資本を引き付けようと経済の自由化・規制緩和・対外開放を積極的に進め、「東アジアの奇跡」と称されるほどの高度成長を実現させた。しかし、1997年7月2日のタイ通貨バートの暴落が始まると、通貨価値の暴落はたちまち他の東アジア新興市場に伝播して深刻な経済・金融危機を引き起こし、東アジア新興市場から膨大な資本が逃避した。それまで新自由主義経済に基づくグローバリゼーション（新自由主義的グローバリゼーション）をあたかも開発途上国に経済成長をもたらす特効薬であるかのように見ていた世界の人々は、特効薬にはおそるべき副作用が存在することに気づかされた。自分たちの世界がいかに不安定な金融システムに立脚しているかを痛感させられたのである。

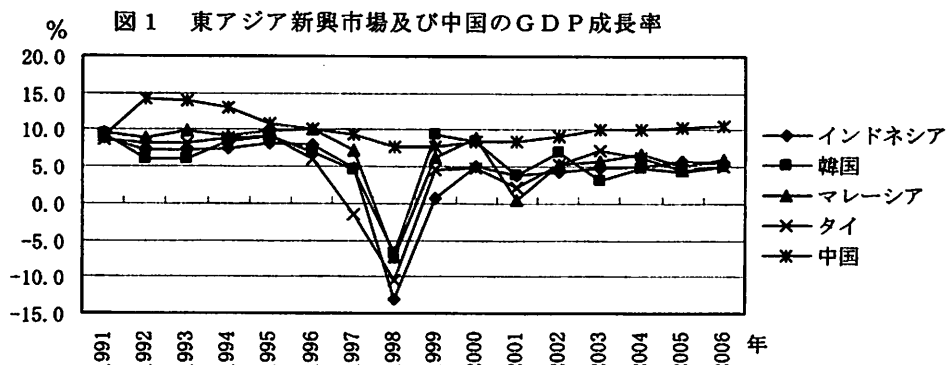
アジア通貨危機は、これまでも、発生の原因をめぐる議論をはじめ、IMF緊急融資の問題点、通貨危機の伝染経路、グローバル化との関係など多岐にわたる研究テーマを与えてきた。しかし、2000年代になって通貨危機から回復した東アジアの経済成長が再び安定して来ると、研究の焦点は通貨危機の再発をどのように防止するかという点に向けられるようになった。良好な経済環境にあるうちに、アジア通貨危機で得た教訓を生かして危機に強い経済システムを確立したいというのが東アジア諸国共通の願いになっている。

こうした状況を踏まえて、近年の東アジアにおける様々な国際会議では通貨危機の再発防止策が重要なテーマとなっている。しかし、多数の国が参加する会議では自然と相互の利害調整が困難となり、高いレベルでの合意や具体化が難しくなってしまうため、進捗状況には大きな違いがあるようだ。その中でも最も積極的に議論が進み、具体化も進んでいるのはASEAN+3（ASEAN加盟10ヶ国と日本、中国、韓国）レベルでの取組であろう。特にASEAN+3財務大臣会議は、アジア通貨危機以降の東アジア地域での危機対策や金融協力の推進において中心的役割を果たしている。

よって、本稿においてはASEAN+3で進められている通貨危機の再発防止策を採り上げ、通貨危機で指摘された諸原因と関連させながら検討することで、その有効性と限界を考察し、東アジア地域の金融安定化に向けて残されている課題を明確にしてみたい。

1. 90年代以降の東アジア諸国の経済指標

最初に、アジア通貨危機発生から10年を迎え、東アジア新興市場の経済状態はどのように変



出所) 図1～3、図5～7及び表1はアジア開発銀行 Key Indicators 2007 より作成。

化したのか？統計データを用いて近年の経済状態を確認する。なお、ここでは中国のデータも可能な限り掲載することとする。中国経済は、アジア通貨危機が発生した時点では金融に対する強い規制を実施していたため影響は軽微だった。しかし、2001年のWTO加盟以降、金融の自由化を急速に進めてきている。本稿の課題である東アジアにおける金融の安定化を考察する場合、中国政府及び中国経済の果たす役割は今後ますます重要になるであろう。

(1) GDP 成長率

まず、東アジア新興市場及び中国の実質 GDP 成長率の変化を見ておこう (図1)。

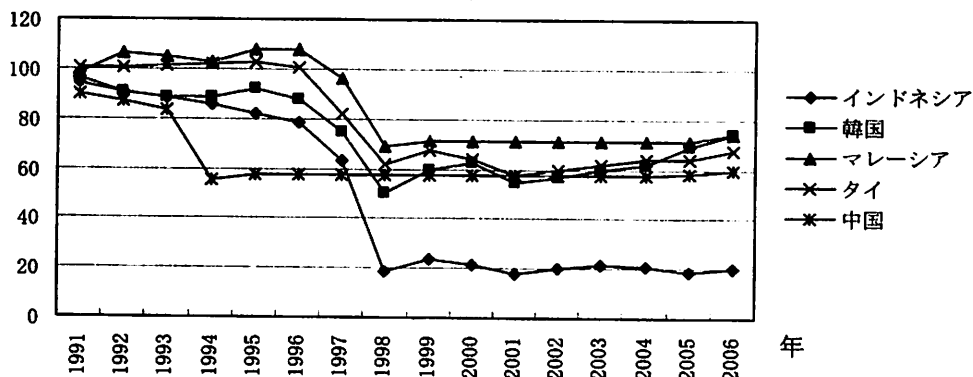
東アジア新興市場各国は、1997-8年のアジア通貨危機を経験した後、V字型の回復に成功した。しかし、2001年には再び世界的なITバブル崩壊の影響を受け、小幅ながら経済成長率の低下を経験した。その後は、5%前後の成長率で安定している。10%近い成長率が続いた通貨危機以前と比べると、経済成長のスピードはやや鈍っているが、十分良好なパフォーマンスと言えよう。一方、中国もアジア通貨危機で相対的に成長率の低下は見られるが、東アジア新興市場のような深刻な谷を描くことはなく、再び10%超の高い成長率を持続している。全体的に東アジア経済の成長性は非常に力強いと見て良いだろう。

(2) 通貨価値 (対ドルレート)

通貨危機を経験した国の通貨価値を見ると (図2)、97年まではドルペッグ制と呼ばれる固定的な外国為替相場制の存在によりおおむね対米ドル (以下、ドル) レートは安定していた。インドネシア通貨だけは、通貨危機以前から一貫して通貨価値が減価しているが、これは後述するようにインドネシアは他の東アジア新興市場に比べて物価上昇率が若干高いため、毎年通貨価値を一定の比率で減価させて為替レートを調整していたからである²。

ところが、96-7年にかけて行われたヘッジファンド等による通貨攻撃と政府のドルペッグ制防衛の失敗の結果、東アジア新興市場の各政府はドルペッグ制度の放棄に追い込まれた。東ア

図2 東アジア新興市場及び中国の対米ドル為替レートの推移
(1990=100)



アジア新興市場が変動相場制に移行したため、外国為替市場で強い下落圧力を受けていたアジア通貨の価値は大きく暴落してしまった。特にインドネシアでは、経済危機に加えて各地での暴動の激化や長期にわたる開発独裁を続けたスハルト大統領の退陣で政情不安が高まり、通貨価値はとりわけ大幅な下落を経験した。

通貨危機以降の通貨価値を見ると、インドネシアを除く各国の通貨価値は以前よりも3～4割程度切り下げられた水準で安定している。インドネシアは8割もの大幅な減価のまま通貨価値は安定してしまった。また、東アジア新興市場4ヶ国のうち唯一、危機に際してIMF緊急支援を要請しなかったマレーシアは、通貨の暴落を経験した後、他の東アジア新興市場とは異なり短期資本の国際移動規制を実施し、同時に固定相場制を再導入した³。マレーシア政府は固定相場制を1998年9月から2005年7月まで継続していたが、現在は変動相場制になっている。

中国は1994年に二重レート制を廃止し、通貨価値が切り下げられて以降、事実上ドルに対し為替レートを固定していた。しかし、WTO加盟に際して金融サービス貿易の自由化を約束した中国は2005年7月に固定相場制を廃止し、現在は通貨のゆるやかな切り上げを容認している。

このように東アジア諸国は現在では変動相場制を基本とするようになっている。しかし、安定的な経済成長を反映してか、通貨価値に乱高下は見られず、以前とは切り下げられた水準で非常に安定的に推移している。

(3) 経常収支

東アジア新興市場が採用する為替相場制度の変化と、アジア通貨危機の影響で、各国の経常収支はこの間大きく変動している(図3-1)。90年代前半は、東アジア新興市場の通貨はドルペッグ制によりドルとの為替レートがほぼ固定されていたため、1985年のプラザ合意から1995年4月までの急激な円高ドル安局面で対日貿易は大きな恩恵を受けた。ドル安はアジア通貨安と同義であり、対日輸出で有利な貿易環境が続いたのである。もっとも輸出産業が牽引する形

図 3-1 東アジア新興市場の経常収支の推移

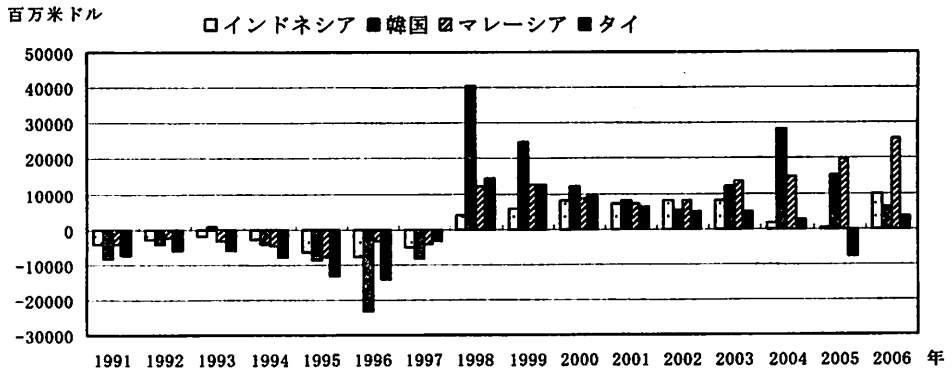
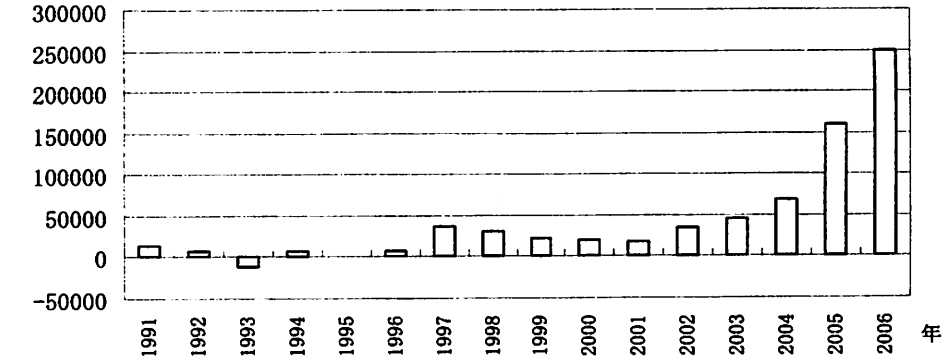


図 3-2 中国の経常収支の推移



で景気は拡大していたが、同時に消費財、中間財、資本財の輸入も伸びたために経常収支全体としては赤字であった。それでも輸出の伸び率が輸入の伸び率を上回り、93年までは経常収支赤字は減少傾向にあった。

しかし、東アジア経済のバブル化による消費の増加が輸入の増加をもたらし、さらに95年4月以降の日米協調介入によるドル安は正に輸出産業に強い逆風をもたらすと、もともと赤字であった経常収支は赤字額が急激に拡大した。円安ドル高で経済を牽引した輸出産業の成長にはブレーキがかかり、東アジア新興市場全体で経済の将来見通しは悲観的なものになった。その結果、アジア通貨危機へと結びつく大量の資本流出をもたらしたのである。

次にアジア通貨危機以降の経常収支を見ると、東アジア新興市場の通貨が大幅に減価したことで、輸出産業の国際競争力は回復し、東アジア新興市場はついに経常収支を黒字へ転換することに成功した。ITバブル崩壊で一時的な黒字額の減少は見られたが、通貨危機以降は総じて経常収支の黒字は定着している。

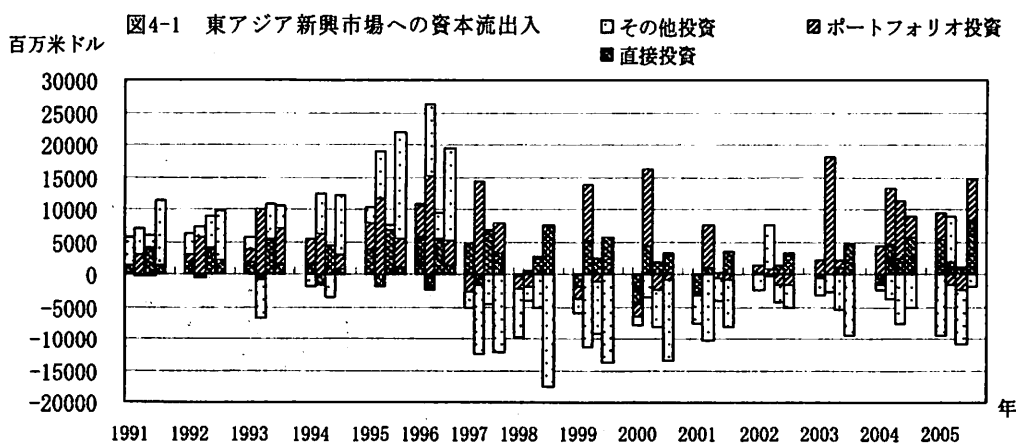
通貨危機発生以前の東アジア新興市場のマクロ経済指標は、総じて良好でありながら、経常

収支が赤字基調であった点が唯一の懸念材料とされていた。もっとも当時は資本収支が経常収支赤字を十分補填するほどの黒字であったため、その点を問題視する者はほとんどいなかった。問題だったとして意識されるのは通貨危機以降である。しかし、皮肉にも問題が認識された時には、通貨暴落を経験した東アジア新興市場は既に輸出競争力を回復し、マクロ経済における最大の弱点である経常収支赤字を克服していたのである。

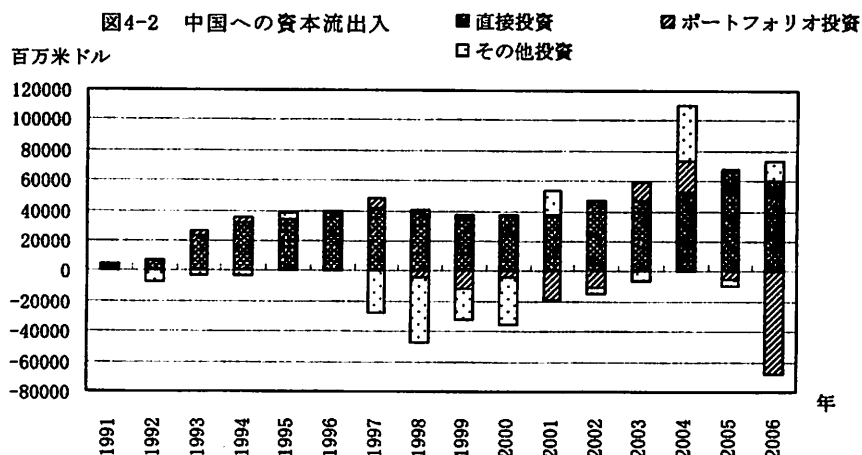
一方、中国は90年代後半から経常収支黒字が定着し、近年では東アジア新興市場と同じグラフで表現するのが難しいほどに黒字額が急増している（図3-2）。特に中国にとって最大の輸出国であるアメリカとの間で貿易黒字が急増している。そのため、割安水準でドルに固定されてきた人民元に対して、アメリカから強い切り上げ圧力が働き、前述のように変動相場制（通貨バスケット制）への移行と緩やかな人民元切り上げの容認に至ったのである。しかし、1日の為替レートの変動幅が小幅に制限され、急激な人民元の高騰が起きるわけではないため、アメリカの貿易赤字の改善にほとんど結びついていない。中国の経常収支の大幅黒字は当面継続すると予想される。

（4）資本収支

通貨危機以前に、東アジア新興市場の経常収支赤字を補填していたのは、大量の資本流入であった（図4-1）。対東アジア新興市場投資の特徴は、新自由主義的グローバル化が進むにつれて、長期投資である直接投資よりも、短期投資であるポートフォリオ投資（有価証券投資）やその他投資（短期銀行融資など）の比率が高まっている点である。しかも図4-1から明らかなように、アジア通貨危機では短期投資資本、とりわけその他投資の流出が顕著であり、通貨暴落の最大の原因になっている。近年では、経常収支が黒字化したことで、その裏面でもあるその他投資は赤字基調になっているものの、ポートフォリオ投資については依然として流入傾向が続いている。



注) 各年の棒グラフは左からインドネシア、韓国、マレーシア、タイの順。



中国については、東アジア新興市場とは対照的に、長期投資である直接投資を中心として巨額の資本流入が継続している（図4-2）。短期資本の大量流出を特徴とするアジア通貨危機の影響を中国がほとんど受けずに済んだのは、短期資本投資の流入を政府が規制してきたことが大きかったと言われている。しかし、金融の自由化が進むにつれ、短期資本の比率が高まる年も見受けられるようになってきている。この点は、今後注意が必要になるであろう。

（5）外貨準備残高

アジア通貨危機において、東アジア新興市場政府は自国通貨の価値下落を防ぐため、外国為替市場で外貨準備を取り崩して為替介入を行った。その際に一時的に外貨準備残高は枯渇したが、近年の経常収支の黒字化と、依然として旺盛な投資資本流入の継続の結果、外貨準備は急増している（図5-1）。特に韓国における外貨準備残高の増加が顕著である。

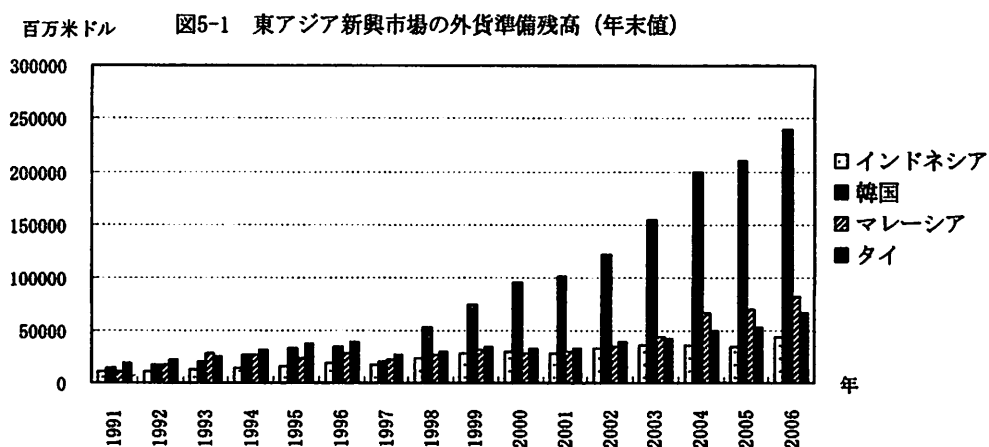
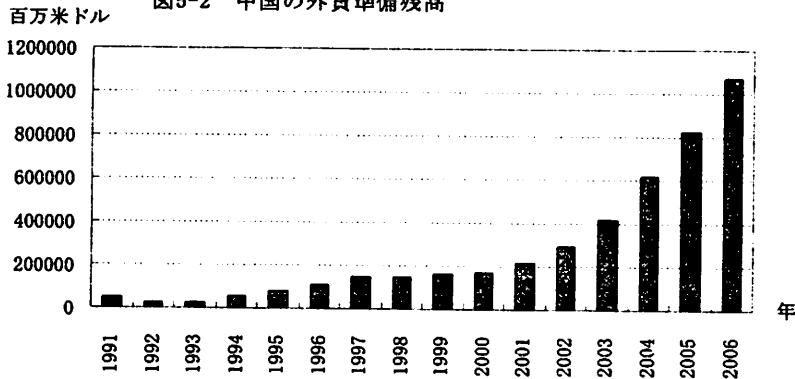


図5-2 中国の外貨準備残高



東アジア新興市場と同様、経常収支及び資本収支の黒字の結果として中国における外貨準備残高も急増している（図 5-2）。中国の外貨準備残高は、06 年には 1 兆ドルを突破し、ついに日本を抜いて世界一となった。中国政府は、貿易収支が赤字に陥った場合の対外支払いの準備として、また人民元の急騰を防ぐための元売りドル買い介入を続けた結果として、現在も外貨準備を積み上げ続けている。

外貨準備残高の多寡を絶対額で測るのではなく、輸入額の何ヶ月分に相当するかで健全性を測る方法がある。これまで一般に 3 ヶ月分の輸入額程度があれば健全と言われてきた。そこで東アジア諸国の 2006 年末時点の数値で見ると、インドネシア 4.6 ヶ月、韓国 7.4 ヶ月、マレーシア 6.2 ヶ月、タイ 5.1 ヶ月、中国 14.4 ヶ月となっている。現代のグローバル経済の下では、国際収支において貿易収支が最重要項目だった頃とは異なり、資本収支が大きな役割を果たしており、突然の資本流出による通貨価値暴落に備えて十分な介入通貨を外貨準備として用意しておく必要がある。そのため、単純に輸入の 3 ヶ月分の外貨準備をもって健全と判断することは出来ない。しかし、外貨準備残高の増大によって、東アジア新興市場や中国が通貨危機に対する耐久性を高めているのは確かである。

（6）物価上昇率

次は物価についてである（表 1）。通貨危機以前の東アジア新興市場は、長期にわたる高度経済成長の結果、先進国に比べて物価上昇率はやや高い。特にインドネシアは 10% 近い物価上昇率であるため、前述のように対ドルレートを調整する必要があった。他の国は、先進国に比べればやや高いが、開発途上国の物価上昇率としてはよく抑制された水準と言えよう。

アジア通貨危機の発生で通貨価値が下落し輸入品価格が高騰したこともあって、東アジア新興市場の物価上昇率は 98 年に大きく上昇した。しかし、通貨価値の下落率が大きく政情不安に発展したインドネシアを除いては、短期間の内にインフレは収束している。

一方、中国も 94 年の人民元切り下げ前後に一時的なインフレを経験したが、その後は固定相場制をしていたこともあって物価は安定し、近年はインフレ無き経済成長を続けている。

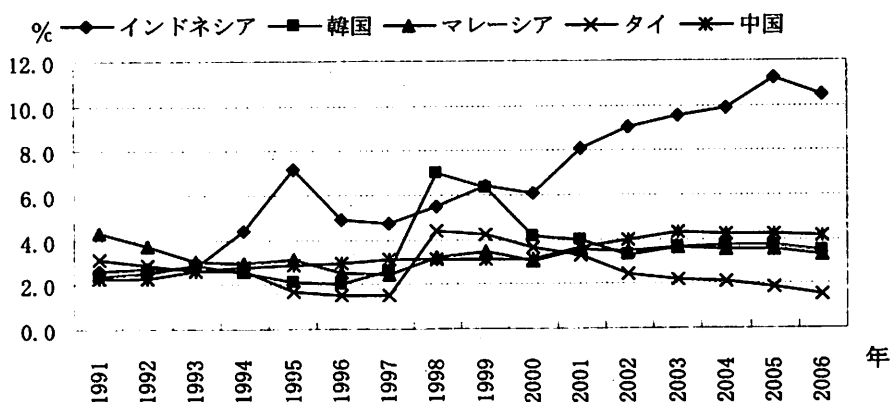
表 1 東アジア新興市場および中国の消費者物価指数の上昇率の推移 (%)

	1991 年	1992 年	1993 年	1994 年	1995 年	1996 年	1997 年	1998 年
インドネシア	9.3	7.6	9.7	8.5	9.5	7.9	6.2	58.5
韓国	9.4	6.3	4.8	6.2	4.4	5.0	4.4	7.5
マレーシア	4.4	4.6	3.6	3.1	4.0	3.4	2.8	5.2
タイ	5.7	4.2	3.3	5.0	5.7	5.9	5.6	8.1
中国	3.4	6.4	14.7	24.1	17.1	8.3	2.8	-0.8
	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
インドネシア	20.3	9.3	12.5	10.0	5.1	6.1	10.9	12.7
韓国	0.8	2.3	4.1	2.7	3.5	3.6	2.8	2.2
マレーシア	2.8	1.5	1.4	1.8	1.2	1.4	3.1	3.6
タイ	0.2	1.7	1.6	0.6	1.8	2.8	4.5	4.7
中国	-1.4	0.4	0.7	-0.8	1.2	3.9	1.8	1.5

(7) 失業率

アジア通貨危機で高まった東アジア新興市場の失業率は⁴、景気回復を受けて、タイや韓国では低下した(図6)。マレーシアは3%台でほぼ横ばいである。ここでも目立って高いのはインドネシアで、2000年代に入っても、政治情勢の不安定化などから海外直接投資の流入が伸びず、高失業が長期化している。先程見た物価上昇率が高いのもインドネシア投資が敬遠される材料となっている。加えてマレーシアが2002年8月1日から新しい入国管理法を施行し、マレーシアで不法就労しているとされるインドネシア人約30万人が帰国に追い込まれた⁵。こうしたことも失業率を押し上げる要因となっている。中国は経済開放が進むにつれて、失業率は緩やかな増加傾向にあり、今後社会問題化していく可能性がある。

図 6 通貨危機国の失業率



(8) 金利

次に各国の預金金利と6ヶ月及び1年定期預金金利の推移を使い、金利水準の推移を見てみよう(図7-1～図7-4)。東アジア新興市場は、90年代の高度成長期においては、先進国と比較して高い金利を約束することで外国資本を取り込んでいた。経済・金融のグローバル化をする中で、経常収支赤字を資本収支で補填するには必要な措置でもあった。

東アジア新興市場のどの国でも、金利がピークになるのはアジア通貨危機が発生した直後である。IMFが緊急支援の条件として、タイ、インドネシア、韓国の3ヶ国に対して金利の引き上げを要求したからである。流出を続ける資本を国内に繋ぎ止めるための措置であった。しかし、急速に景気が後退し、信用収縮していく中での金利上昇が、アジア通貨危機を一層深刻にしたことは多くの論者が指摘する点である。マレーシアの場合も、IMF支援こそ受けなかったものの、危機直後はIMF支援国で実施されている政策を自ら模倣し金利を引き上げている。その結果、どの国においても通貨危機による景気後退をさらに深刻にしてしまったのである。

やがてIMFが自らのコンディショナリティの失敗を認め、緊急支援国の金融緩和を容認した

図7-1 インドネシアの金利の推移

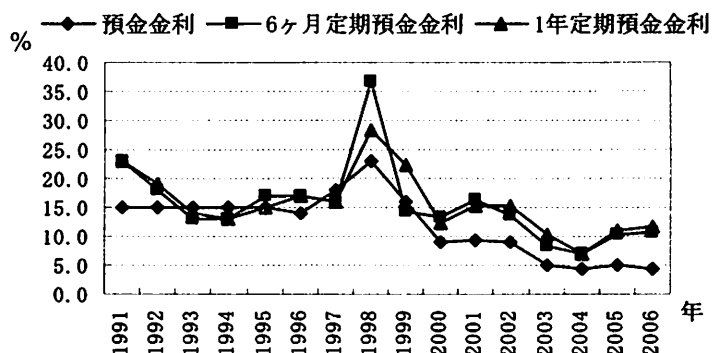


図7-2 韓国の金利の推移

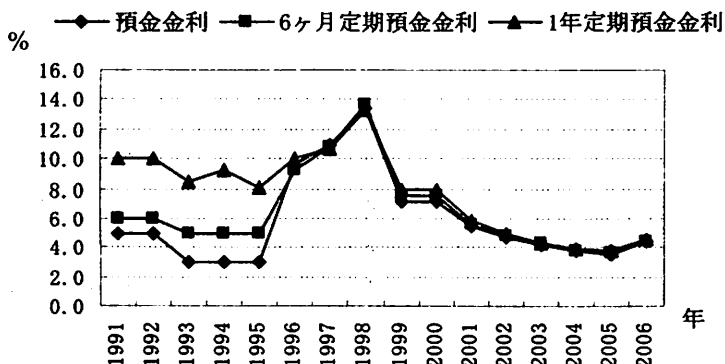


図 7-3 マレーシアの金利の推移

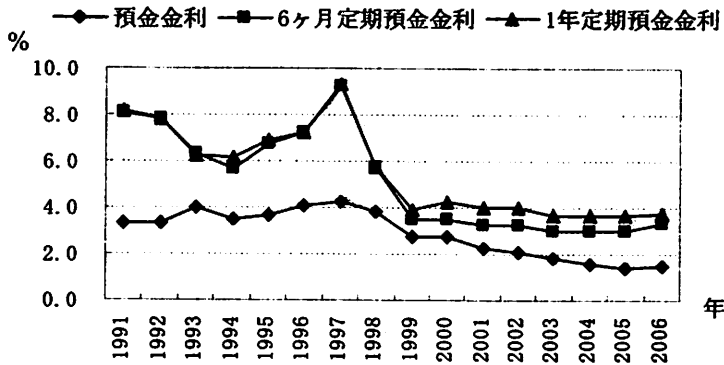
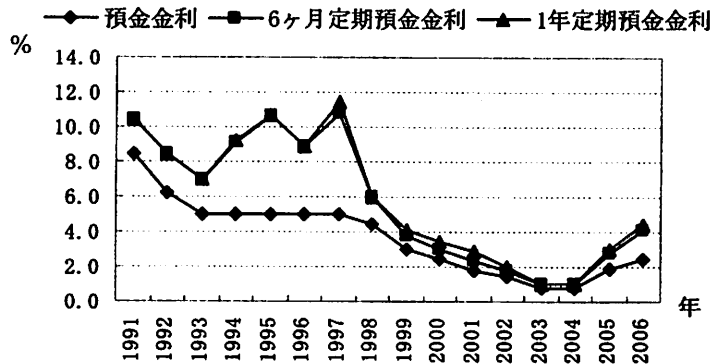


図 7-4 タイの金利の推移

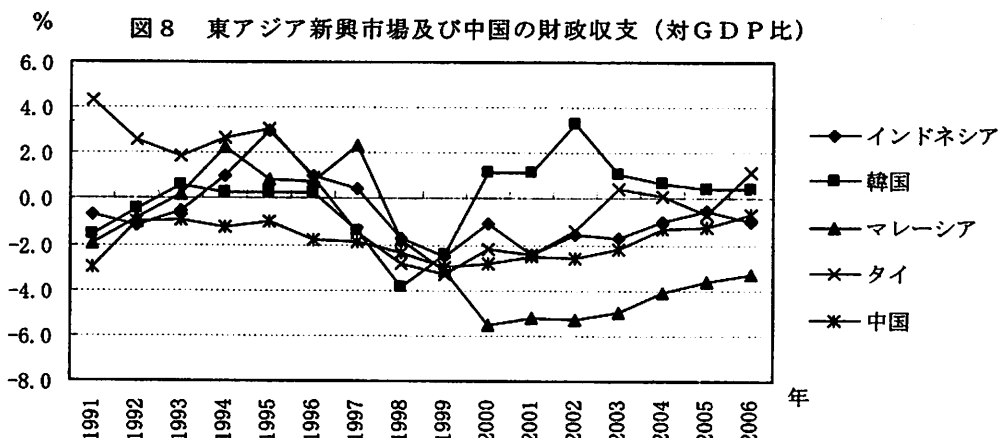


ことで、各国の金利は急激に低下した。またマレーシアでも自主的 IMF 路線と決別し路線転換を図ることで金利が下げられた。こうした措置が実現して初めて、アジア通貨危機からの景気回復が可能になったのである。

近年の東アジア新興市場では金利を低くし、好景気を積極的に下支えしている。そのため、内外金利差が縮まることで海外銀行融資に頼るメリットは失われ、通貨危機の原因となったその他投資の流入が回避される一因となっている。

(9) 財政収支

最後に、東アジア諸国の財政収支状況を確認しておこう (図 8)。もともと東アジア新興市場は均衡財政又は健全財政を続けていた。しかし、アジア通貨危機による税収低下や、IMF コンディショナリティ緩和後の財政出動により、一時的に財政赤字は拡大した。近年では、赤字幅が最も拡大したマレーシアも含め均衡財政に復帰しつつある。また、中国は慢性的に財政収支赤字ではあるが、赤字は対 GDP 比で最大 3 % 程度であり、近年は均衡財政に近づいている。



出所) アジア開発銀行 Key Indicators 2007より作成。ただし、中国の92-95年のデータは IMF International Financial Statistics Yearbook 2001 にて補足した。

(10) 小括

以上のように、アジア通貨危機と IMF コンディショナリティは、東アジア新興市場の経済状態を一時的に大きく悪化させた。インドネシアでは物価上昇率と失業率が高い状態が長期化しているものの、他の通貨危機を経験した国では、切り下げられた通貨価値が輸出産業の国際競争力を回復させ、経常収支を黒字に転換させることで各指標は改善されている。全体として東アジア経済は良好なパフォーマンスを示していると言えよう。

付言するなら、アジア通貨危機による通貨下落が今日の経済状態をもたらした大きな要因ではあるが、無論それをもってアジア通貨危機が起こって良かったなどと肯定的に評価してはならない。それは明らかに別問題である。ここで強調しておきたいのは、現在の東アジア諸国は、金融システムを安定化させるために諸改革を検討し、再発防止策を具体化するには絶好の経済環境にあるということである。

2. アジア通貨危機の原因を振り返る

通貨危機の再発を防ぎ、東アジア地域の金融の安定化を実現するために、どのような措置が必要なのか。これらの点を検討する上で、アジア通貨危機の教訓を十分踏まえることが肝要である。ただし、アジア通貨危機の原因をめぐる議論は、これまで多くの優れた分析や著作が数多く発表されているため、指摘されてきた各原因と通貨危機の関連性に関する詳細な説明はこれらの研究に任せ、本節では諸原因の簡単な紹介に止めるものとする。

①ドルペッグ制の採用

まず、多くの論者が共通して指摘するのは東アジア新興市場で広く採用されていたドルペッ

グ制の問題である。ドルペッグ制とは、新興市場政府が、適宜、外国為替市場に介入することでドルと自国通貨の為替レートをほぼ一定に固定する外国為替相場制度のことである。貿易や国際金融取引など通貨交換を伴う取引で為替変動リスクに備える必要がないため、ドルを用いた通商を促進するというメリットがある。反面、ペッグした通貨の国、すなわちアメリカの通商政策や経済状態に影響を被りやすいという問題点があり、また中長期的には、両国の不均等発展が固定された為替レートを双方の経済力を反映した水準から乖離させる危険性がある。

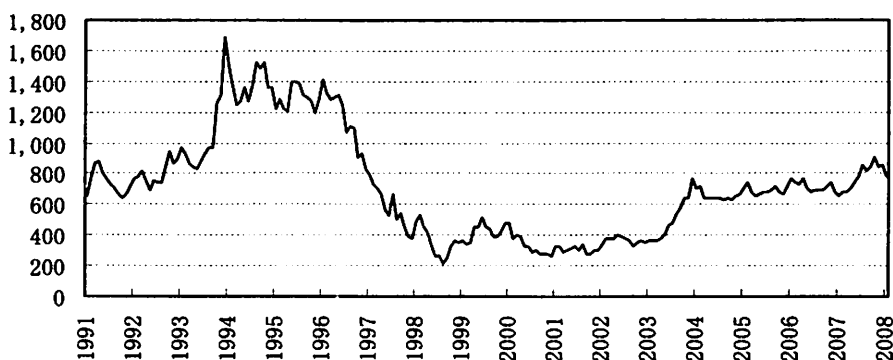
東アジア新興市場がドルペッグ制を採用した 80 年代後半から 90 年代にかけての時期は、日米間の為替レートが急激に変動した時期と重なる。そのためドルに対して為替レートを固定することは、必然的に東アジア新興市場の貿易環境に大きな影響を及ぼした。なかでも影響が最も大きかったのは 1985 年のプラザ合意以来続いた円高ドル安が、95 年 4 月の日米協調介入により急激に円安ドル高へ反転したことであり、ドルに連動して割高になった通貨をもつ東アジア新興市場の対日輸出は著しく競争力を低下させた。加えてほぼ同時期に中国経済が台頭し、国際競争がますます激化することで、東アジア新興市場で膨らむ経常収支赤字が改善される見通しは悲観的にならざるをえなかった。こうした諸要因がアジア通貨危機につながる資本逃避を誘発してしまったのである。

しかし、95 年の日米協調介入による円安ドル高の影響は、すぐに東アジア新興市場の景気を悪化させたわけではない。それどころか短期的には東アジア新興市場への短期投資を急増させる効果すらあった（図 4-1）。日米両政府による円安ドル高誘導への強い意志を反映し、低金利で価値が下落傾向にある円建てで資金を調達し、アメリカに投資する円キャリートレードが急増したためである。アメリカへの投資は、アメリカの経常収支赤字を補填するだけでなくアメリカを経由した世界的な投資・投機の流れを生み出した。そして、それらの多くの資金がバブル経済の絶頂にあった東アジア新興市場に流入したのである⁶。図 9 はタイの株価指数の変化だが、株価の急落が始まるのは日米協調介入から約 1 年後の 96 年半ば以降であり、この約 1 年間はすでに輸出産業に翳りが生じていたにもかかわらず、流入した短期資本によって株価バブルが下支えされていたのである。

タイ政府は、日米関係に翻弄された結果、自国の通貨価値が実勢以上に高くなった時、ドルペッグ制の維持に固執することで経常収支の悪化を招いてしまった。そのため、市場参加者の間では近々タイ通貨パーツの切り下げは必至との観測が広がった。そこに目を付けたのがヘッジファンドであり、先物市場でのカラ売りをするなど通貨攻撃を繰り返すようになった。ヘッジファンド自体が運用する資金規模は必ずしも大きくはない。しかし、この動きに巨大金融資本が追随すると、通貨攻撃が拡大し、通貨投機がエスカレートしていった⁷。すると海外資本の引き揚げも手伝って、外国為替市場ではタイ通貨の下落圧力が急速に増大したのである。

タイ政府は、ドルペッグ制を防衛するために為替介入を続け通貨価値を維持していた。しかし、保有する介入通貨（外貨準備のドル）には限界があるため、やがて売り一色となったパーツをドルで買い支え続けることができなくなった。最終的に外貨準備は枯渇し、タイ政府はド

図9 タイSET指数(1975/4/30=100)



出所) タイ証券取引所より

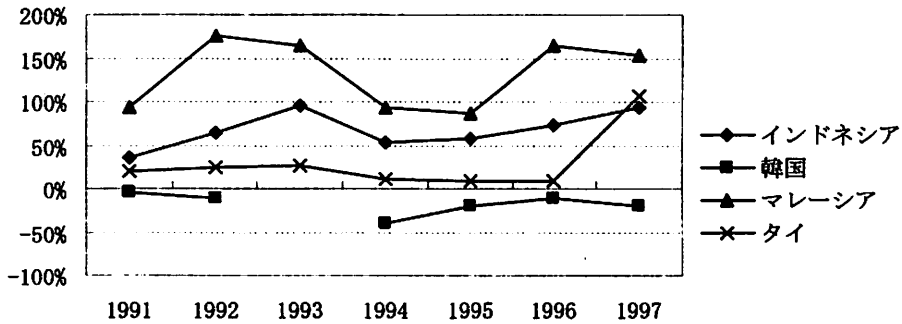
ルベッグ制の放棄に追い込まれた。即ち、市場がタイ政府との闘いに勝利したのである。パーツの価値は市場に委ねられたことで大きく暴落した。ドルベッグ制の下で1ドル=24.5 パーツだった為替相場が、わずか半年で1ドル=50 パーツを下回るという大暴落だった。これにより通貨攻撃を仕掛けていたヘッジファンド等は濡れ手に粟の大儲けに成功した。通貨切り下げを予測しての通貨攻撃は、仕掛ける側の豊富な資金量の故に自己実現的に目的を成就したのである。アジア通貨危機の重要な教訓は、一方的な国際資金移動が発生したとき、政府が単独で自国の通貨価値を支えることはもはや困難であるということ、そしてグローバリゼーションの進展によって気まぐれな投機行動を生み出す国際金融の力はますます制御不能になっているということである。

②短期資本投資の急増

国際資本取引には長期投資としての直接投資と、短期投資としてのポートフォリオ投資（有価証券投資）及びその他投資（短期銀行融資など）がある。前節で見たように通貨危機を経験した国に流入した資本のタイプを見ると、後者の比重の伸びが顕著である。繰り返しになるが東アジア新興市場は、投資資本の流入で経常収支の赤字を補填していたのである。では、資本収支の中でも安定資金である直接投資で、どれだけの経常収支赤字をカバーできていたのだろうか（図10）。図10によれば、とりわけタイや韓国では経常収支赤字を安定的な資金である直接投資ではカバーできず、短期投資でカバーせざるを得なかったことが分かる。東アジア新興市場で、直接投資で経常収支赤字をカバーできていたのはマレーシアのみであり、この点もマレーシアが通貨危機においてIMF支援を要請せずに済んだ理由と言える。

東アジア新興市場に対して短期資本投資が増大した大きな理由は、高度成長を持続しているとはいえ一般にリスクが高いと考えられる開発途上国への投資において、投資家が資金回収の容易な短期投資を好み、それによって投資リスクを最小化しようとするからである。短期投資ならば投資先の経済状態が悪化しても、有価証券を売却したり、融資資金を回収したりすれば、

図10 経常収支赤字を直接投資でカバーする比率



出所) アジア開発銀行 Key Indicator 2007 より作成。

資本を素早く国外へ持ち出すことのできるものである。

とりわけその他投資は、通貨危機における通貨暴落で大きな役割を果たしている。同じ短期資本投資でもポートフォリオ投資の場合は、危機で株価が低迷したり、通貨価値の下落でドル換算したときに割安感が出たりするため、企業買収等を目的として新規に流入する資本も少なくないからである（実際アジア通貨危機の最中に多くの現地企業がM&Aで欧米企業に買収された⁹⁾）。他方、その他投資における短期銀行融資の場合は、融資先の経済状態が悪化すれば、融資資金が不良債権化するリスクが増大するため、ロールオーバーを中断して資金回収を急ぐことになる。ポートフォリオ投資の場合とは事情が異なり、新規に融資を実施するメリットは考えにくいから、資本流出一色になるのである。

韓国やタイは経常収支赤字を直接投資でカバーする比率が低だけでなく、図 4-1 で確認したように、危機以前にその他投資を大量に受け入れていた。アジア通貨危機は、金融のグローバル化の過程で、金融自由化の錦の御旗の下、気まぐれで不安定な資本取引を野放しにした代償だったと言えるだろう。

③金融システムの脆弱性

開発途上国であるが故にやむを得ない一面もあるが、東アジア新興市場の金融システムは先進国のそれに比べて制度上の問題が多かった。東アジア新興市場は 80 年代末から急速にグローバル化を進めながら、一般預金者の預金を保護するための制度や金融機関の透明性確保が遅れているなど金融制度に脆弱性が存在した。そのため金融不安が高まったとき、預金者も海外の投資家も必要以上に金融システムに対する疑心暗鬼にとらわれ、資金を引き揚げるなどの金融危機を増幅する行動を助長した。

また、海外から実需を大きく上回る資金が流入したとき、それらの資金はファイナンス・カンパニーなどを通じて株式市場や不動産市場に流れ込み、投機的な取引を活発にさせることでバブル経済が発生した。バブルによる資産効果で、金融機関は冷静な与信審査を忘れ、安易な

表2 東アジア新興市場における金融再編

	インドネシア	韓国	マレーシア	タイ
商業銀行	171→85 うち民間：164→80 うち国有：7→5	26→14 うち都市銀行：16→8 (外資系 6) うち地方銀行：10→6 (国有化 6)	21→11	15→13 うち民間 10 (外資系 4) うち国有：3
外銀	41→34 (外銀・合併)	40	13	18
ファイナン ス・カンパニー		30→3 (総合金融会社)	38→11	91→21
その他	地域開発銀：27→26		マーチャント・バ ンク：12→10 イスラム銀：2	

出所) 青木・馬田[2004], 152 頁。各国中央銀行資料等より作成。

貸付を増加させていった。その中には政治汚職に関係した貸付や、縁故主義的な貸付も少なくなかった⁹。韓国では、財閥間競争による放漫な過剰設備投資や、金融機関が「政府による後ろ盾を利用し資本力以上に貸付を行ったり、十分な担保を取らずに貸し出したり」¹⁰した問題点が指摘されている¹¹。その種の貸付の多くは通貨危機で不良債権化し、通貨危機を深刻な銀行危機・金融危機へと拡大させたのである。

東アジア新興市場の金融システムの脆弱性や縁故主義の問題は、アジア通貨危機の原因として当初 IMF が最も重視した点である¹²。1997 年にタイ、インドネシア、韓国が相次いで IMF に緊急支援を要請した際には、マクロ経済安定化政策のほか、金融セクター改革がコンディショナリティにもりこまれた。その結果、通貨危機で景気後退が進む最中においても、経営難の金融機関の統廃合(表2)や不良債権処理などが徹底された¹³。金融システムの脆弱性を克服し、海外の投資家の信認を回復させることが出来れば、資本の流出は止まり、再び東アジア新興市場は投資を引きつけるようになるはずだと IMF は考えたのである¹⁴。

しかし、IMF の描く処方箋は東アジア新興市場の景気回復にも、海外の投資家の信認を回復するという点でも効果は見られず、むしろ景気後退に拍車をかけたただけであった。なぜか？荒巻氏は、IMF が求める改革を経済・金融危機の最中で実施するネガティブな影響を、火事場における消火活動に例えて次のように述べた。「金融セクターの脆弱性が危機の背景にあるとしてもその改革はむしろ再発防止策であり、危機の深刻化・長期化の防止策ではない。これは火事場で火元に出火原因の是正を求めるようなものであり、火事を消すという危機対処ではなかったと思われる」¹⁵。

荒巻氏が危機対策と再発防止を区別し、危機においては前者を優先すべきだとの指摘は正しい。IMF が考えていたのは、開発途上国の経済や人々の暮らしではなく、あくまで先進国にいる投資家の投資意欲だった。優先順位は、通貨危機の渦中で困窮する中小零細企業や人々の暮らしにではなく、自由な金融取引の履行を保証することに置かれた。IMF が危機対策としてコンディショナリティを通じて実施させた高金利は、資本の再流入を促すことを目的としていたが、通貨価値が暴落する中では投資家に対し何の訴求力をもたなかった。高金利がもたらしたのは国内企業や金融機関の資金繰りを悪化であり、それは短期資本のさらなる流出を招き、外国為替市場で通貨下落圧力が増大するという悪循環を招いたのである。

確かに東アジア新興市場の金融システムや金融機関の経営実態には多くの問題があった。しかし、アジア通貨危機は、危機対策と再発防止策は似て非なるものであり、それぞれの課題は異なっているのだということを教えてくれている。

④通貨と期間のダブルミスマッチ

最後に海外銀行借入の問題として、通貨危機に陥った国の金融機関は海外から調達した外貨建ての短期資金を、現地通貨で国内企業に長期貸付したり、あるいは直接企業が海外から短期で資金を借り入れて設備投資など長期投資に利用したりするという通貨と期間のダブルミスマッチが生じていた。このダブルミスマッチが、東アジア新興市場の金融機関や企業を通貨価値の暴落に対して傷つきやすい体質にしていた。

なぜなら外貨建ての短期資金を返却するには、東アジア諸国の通貨——例えばタイの場合ならばバーツ——を外貨（たいていはドル）に交換しなければならないが、そのバーツはドルペッグ制の放棄で価値下落が止まらず、しかも長期で国内企業に貸付しているため短期回収することができないからである。通貨価値の下落は、ドル建て債務を返済するのに必要なバーツの金額を膨張させるため、金融機関は資金繰りに行き詰まってしまうのである。

ダブルミスマッチの問題は高度成長が続いていた頃であれば、顕在化することはなかった。期間のミスマッチについて言えば、通貨危機が発生する以前の海外の資金の出し手は、高金利かつ低インフレで持続的な高度成長を実現している東アジア新興市場は非常に魅力的な市場であり、良好な経済状態が続く限りできるだけ長期運用したいと考えていた。したがって短期で貸付した外貨資金は、返済期限が来てもロールオーバー（短期融資の更新）され、事実上長期資金として利用することが可能だった。したがって平時であれば、ミスマッチは顕在化することはなかったのである。

国際決済銀行（BIS）の資料で、タイの通貨暴落が始まる直前の 1997 年 6 月末時点における東アジア新興市場の海外からの銀行融資における借入期間の内訳を見ると、実に 6 割前後が短期借入となっていた（表 3-1）。特に韓国とタイは比率の点でも絶対額の点でも、短期借入が重要な役割を果たしていた。また、借入主体の内訳を見ると、東アジア新興市場では全体の 9 割は民間の銀行又は企業による借入である（表 3-2）。韓国は銀行を通じての資金借入が多いが、

表 3-1 東アジア新興市場の海外借入期間の内訳 (1997 年 6 月末現在)

単位：百万ドル

	総額	短期	中期	長期	その他	短期借入比率
インドネシア	58,726	34,661	3,541	17,008	3,516	59.0%
韓国	103,432	70,182	4,139	16,366	12,745	67.9%
マレーシア	28,820	16,268	615	8,248	3,689	56.4%
タイ	69,382	45,867	4,592	16,491	2,732	66.1%
中国	57,922	30,137	3,748	19,426	4,611	52.0%

注) 借入期間の短期は 1 年以下、中期は 1 年超 2 年以下、長期は 2 年超。

出所) BIS[1998]、The Maturity, Sectoral and Nationality Distribution of International Bank Lending.
より作成。

表 3-2 東アジア新興市場の借入主体の内訳 (1997 年 6 月末現在)

単位：百万ドル

	総額	銀行	公的機関	民間部門	その他	民間部門 比率	民間借入 比率
インドネシア	58,726	12,393	6,506	39,742	85	67.7%	88.8%
韓国	103,432	67,290	4,390	31,680	72	30.6%	95.7%
マレーシア	28,820	10,486	1,851	16,460	23	57.1%	93.5%
タイ	69,382	26,069	1,968	41,262	83	59.5%	97.0%
中国	57,922	24,700	7,656	25,562	4	44.1%	86.8%

注) 民間部門は銀行を除く民間。民間借入比率は、総額に占める銀行及び民間部門の比率。

出所) 表 3-1 と同じ。

タイ、インドネシア、マレーシアでは地場銀行を経由しないで民間部門が直接借入れる割合が 6 割前後にも達していた。80 年代の中南米の債務危機では公的部門の過剰な借入が危機の主因であり、「政府の失敗」が喧伝され、新自由主義が世界的に普及するきっかけともなった。アジア通貨危機のケースは民間が主な借入主体であり、必然的に民間部門の経営が通貨危機で最も大きな被害を受けている¹⁶。失敗するのが「政府」か「民間」かは意味のある議論ではない。問題は誰が借り手なのかではなく、融資で主導権をもつ貸し手の行動なのではないだろうか。

また、通貨のミスマッチについても、政府がドルペッグ制の存続を保証する限り、ドル建て債務の為替変動リスクは問題ではなかった。通貨危機以前の東アジア新興市場の経常収支は赤字ではあったが、旺盛な資本投資によって東アジア新興市場の外貨準備残高は増加していたため、特別問題視されてはいなかった。実際、海外の資金の出し手の多くは為替変動リスクをヘッジせずに東アジア新興市場に投資を行っていたと言われている。

しかし 97 年 7 月 2 日にタイ政府はドルペッグ制の放棄を宣言し、外国為替市場でパーツの価値が暴落すると、これまで為替変動リスクに無警戒だったクロスボーダー取引に、過大な負荷

がかかることになった。海外銀行借入をしていた企業や金融機関のドル建て債務は、通貨価値の下落によってパーツ換算した返済額が雪だるま式に膨張した。金融機関は、仮に国内企業への貸付を完全に回収することが可能であったとしても、対外債務の返済が困難な事態となっていた。しかも、通貨危機で貸付そのものが次々と不良債権化していき、通貨危機は瞬く間に金融危機に発展していったのである。

この非常事態の中、パーツ暴落で膨大な利益を獲得したのは、あらかじめ先物市場でパーツを空売りしていたヘッジファンドやその動きに追随していた機関投資家だけである。彼らはたまたま投機に成功したのではない。膨大な資金を通貨攻撃に投入し、自分たちが期待する未来——通貨価値の暴落——を自分たちの手で現実化させたのである。無論、自分たちの利益と引き換えに東アジア新興市場経済がどうなるのかを彼らは十分予期していたに違いない。

3. アジア通貨危機の再発防止にむけた取組み

第1節で確認したように、東アジア新興市場はアジア通貨危機の影響から短期間で回復し、マクロ経済指標を見る限りでは非常に安定した経済環境にあるため、通貨危機の再発防止策を講じる好機と考えられている。本節では、再発防止に向けた対策が進んでいる ASEAN+3 における2つの中心的取組を紹介しながら、それらを前節で確認したアジア通貨危機の要因との関連性において考察し、その有効性と限界を示してみたい。

(1) チェンマイ・イニシアティブ (Chiang Mai Initiative : 以下 CMI)

CMI とは 2000 年 5 月にタイの古都チェンマイで行われた第2回 ASEAN+3 蔵相会議（現財務大臣会議）にて合意された二国間通貨スワップの取り決めのネットワークのことである。これに基づき、地図上で見ると網の目のように各国間で類似の二国間協定を締結している（表4）。協定の目的は、ある東アジアの国が短期資本の大量流出等によって通貨価値の急落の危機に直面したとき、通貨価値を支えるための介入通貨が不足して危機が拡大することがないように、日本・中国・韓国に蓄積されている巨額の外貨準備を一時的に供給できる枠組みを構築することである。

アジア通貨危機では、ドルペッグ制を維持するために政府は外貨準備を取り崩して為替介入を続けたものの、最後は市場のアジア通貨売り圧力に屈した形になったという苦い経験がある。中国や東アジア新興市場では、すでにドルペッグ制を放棄しているが、突然の資本流出に伴う、通貨価値の大幅下落が東アジア新興市場経済にとってネガティブな影響をもたらすという事実は変わらない。したがって、どれだけ介入通貨を用意できるかは通貨危機に対する耐久性を高める上で重要なポイントとなるのである。

CMI では、通貨危機が発生した国の現地通貨と交換に、協定を締結した相手国が介入通貨であるドルを融通することで（通貨スワップ）、通貨危機発生国の利用できる介入通貨を増大させる仕組みになっている（一部の協定ではドルではなく、協定相手国通貨が融資される取り決め

表 4 チェンマイ・イニシアティブにおける二国間協定の現状

協定国	内訳	融資額	備考
日本・中国	日本→中国 中国→日本	30 億ドル相当 30 億ドル相当	円・元間でのスワップ
日本・韓国	日本→韓国 韓国→日本	100 億ドル 50 億ドル	円・ウォン間でのスワップ
	日本→韓国 韓国→日本	30 億ドル相当 30 億ドル相当	
中国・韓国	中国→韓国 韓国→中国	40 億ドル相当 40 億ドル相当	元・ウォン間でのスワップ
日本・タイ	日本→タイ タイ→日本	60 億ドル 30 億ドル	
日本・マレーシア	日本→マレーシア	10 億ドル	
日本・フィリピン	日本→フィリピン フィリピン→日本	60 億ドル 5 億ドル	
日本・インドネシア	日本→インドネシア	60 億ドル	
日本・シンガポール	日本→シンガポール シンガポール→日本	30 億ドル 10 億ドル	
中国・タイ	中国→タイ	20 億ドル	
中国・マレーシア	中国→マレーシア	15 億ドル	
中国・フィリピン	中国→フィリピン	20 億ドル相当	元・ペソ間のスワップ
中国・インドネシア	中国→インドネシア	40 億ドル	
韓国・タイ	韓国→タイ タイ→韓国	10 億ドル 10 億ドル	
韓国・マレーシア	韓国→マレーシア マレーシア→韓国	15 億ドル 15 億ドル	
韓国・フィリピン	韓国→フィリピン フィリピン→韓国	15 億ドル 15 億ドル	
韓国・インドネシア	韓国→インドネシア インドネシア→韓国	20 億ドル 20 億ドル	

注 1) 本表は 2007 年 7 月合意の日タイ第 3 次スワップ取極発効後におけるもの。矢印はドル又は特定通貨の提供を意味する。備考に特記事項がないものは被提供国通貨・ドル間のスワップである。

注 2) 東アジアでは他にも ASEAN10 ケ国間で 20 億ドルを融資する ASEAN スワップ協定が存在する。

出所) 財務省ホームページ資料より作成。

になっている)。こうして有事の通貨対策を当事国任せにするのではなく、東アジア全体で支える仕組みなのである。現時点では、CMI による融資可能額の総計が 830 億ドルにまで拡大している。個別の協定における融資額は、あらかじめ各協定で設定されているが、締結総額の 20% までしか IMF の関与なしでドルを供給できないようになっている。残る 80% は、IMF と当事国の間でコンディショナリティの合意、又は合意する見通しが確認された場合に供給される。国際金融における「最後の貸し手」機能を担う IMF の影響を排除したシステムは、IMF もアメリカも認めないからである（IMF はアメリカの強い影響を受けている）。したがって、機動的に用いることが出来る額は必然的に制約されることになる。

ところで、今のところ CMI における個々の協定は二国間で結ばれている。しかし、たいいていの国は複数の国と類似の協定を締結しているため、通貨危機が発生した場合には同時に複数の協定が発動すると想定される。つまり、実質的には多国間で協調して危機国を援助するのに近い仕組みなのである。そのため、多国間協定としての一本化（マルチ化）や、発動条件や手続きの明確化などの検討も進められているところである。

このように CMI は、通貨危機に対する緊急措置としての効果を第一に期待されているが、CMI のもう一つの重要なねらいは、通貨危機の未然防止、すなわち再発防止に関するものである。CMI は単に危機発生時において発動するだけでなく、平時においても相互の経済状態のサーベイランスを行い、通貨危機に至るような問題が確認されれば、早期に対策を講じることで通貨危機の発生を未然に防ぐことを目的としている。ただし、東アジアには多様な政治体制や発展段階の国が混在するため、いかなるサーベイランスを実施するか、どのようなサーベイランスが効果的なのかを合意するのは容易なことではない。しかし、とにもかくにもサーベイランス能力強化の必要性については合意されている。

では、CMI はどの程度、通貨危機の再発防止に効果があると考えられるのだろうか。近年の東アジア新興市場や中国では、幸いにも通貨危機の引き金となったその他投資の大量流入は起きてはいない。しかし、世界的には短期資本取引の顕著な増加が見られる。BIS が 3 年毎に行っている調査では、2007 年 4 月における世界の外国為替取引総量の日平均は 3.2 兆ドル、店頭デリバティブ取引を加えれば 5.3 兆ドルにも上る（表 5）。これはわずか 3 日分（表 5 における C/(A+B) 欄を見よ）の外国為替取引が世界の年間貿易総量（財・サービス貿易）を超える金額であること、したがって世界の外国為替取引額のほとんどは資本取引に関係したものであることを示している。しかも、80 年代末からグローバル化の影響で、世界的に貿易量が急増しているにもかかわらず（図 11）、外国為替取引における貿易決済の比率は減少しているのである。

こうした資本取引の急増に対し、CMI の総額は 830 億ドルにすぎない。一日で 5.3 兆ドルが移動する外国為替取引に対抗する金額としては、たとえ CMI の締約総額が供給されたとしても十分なものとは言えない。日本等の外貨準備のほとんどはアメリカの財務省証券に投資されているため、CMI で利用可能な外貨準備は全体の一部という現実もある。また、CMI の 830 億ドルという総額を、アジア通貨危機で実際に IMF 等から供給された緊急支援額と比較しても、

表5 BIS 調査による外国為替取引量と WTO 調査による世界貿易量の比較

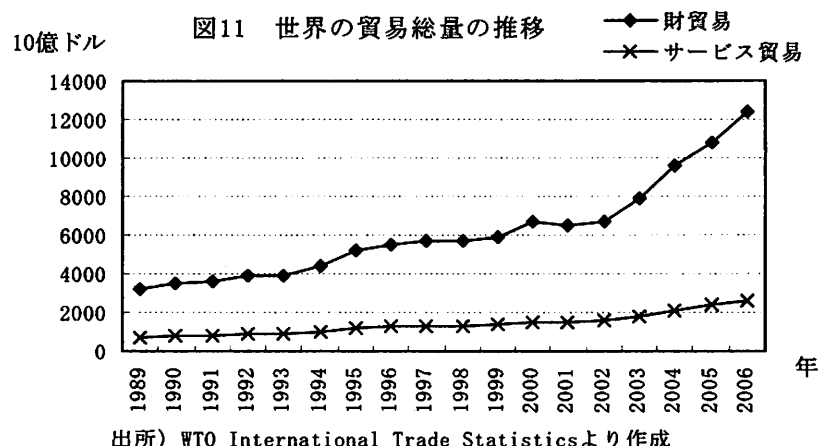
回	調査年 月	対象 国数	外国為替取引量 (A)	デリバティブ取 引量 (B)	世界の1年間の 貿易総量 (C)	C / (A+B)	C / A
1	1989. 4	21	5900 億ドル/日		3.8 兆ドル/年	6.4	6.4
2	1992. 4	26	8200 億ドル/日		4.8 兆ドル/年	5.9	5.9
3	1995. 4	26	1.2 兆ドル/日	2000 億ドル/日	6.4 兆ドル/年	4.6	5.3
4	1998. 4	43	1.5 兆ドル/日	3750 億ドル/日	7.0 兆ドル/年	3.7	4.7
5	2001. 4	48	1.2 兆ドル/日	5750 億ドル/日	8.0 兆ドル/年	4.5	6.7
6	2004. 4	52	1.9 兆ドル/日	1.2 兆ドル/日	11.7 兆ドル/年	3.8	6.2
7	2007. 4	54	3.2 兆ドル/日	2.1 兆ドル/日	15.1 兆ドル/年	2.8	4.7

注1) 貿易総量は WTO の統計調査 (図 11 参照) に基づく。財・サービス貿易の総額。

注2) デリバティブ取引量の調査は第3回調査以降実施。

注3) 2007 年の世界の1年間の貿易総量は 2006 年の数値。

出所) BIS、Central Bank Survey of Foreign Exchange and Derivatives Market Activity.



マレーシアを除く3ヶ国には1168億ドル(内訳はタイに対してIMF単独で40億ドル、世界銀行やアジア諸国からの支援を含めて総額172億ドル。インドネシアに対してIMF単独で100億ドル、総額で412億ドル。韓国に対してIMF単独で210億ドル、総額で584億ドル)が供給されている。CMIの830億ドルでは、アジア通貨危機と同規模の資本流出が発生した時、国際金融市場でヘッジファンドや機関投資家が行う通貨の空売りに対抗しきれないに違いない。

アジア通貨危機で明らかになったのは、世界経済のどこかで何らかの理由で歪み生まれ、一定の投資行動が高い確実性を伴って巨額な投資利益をもたらすことが明白な場合に、自由化された国際金融市場で何が起こるのかということである。本来ならば投機とはリスクを伴うも

のであり、それ故に、ある未来予測に賭けて一方的な取引ばかりが繰り返されることは合理的な行動とは言えない。しかし、何らかの経済的あるいは政治的な行為の帰結として、ほぼ確実な未来予測が可能となる局面が生まれることがある。例えば、アジア通貨危機でタイの通貨バーツの切り下げが不可避と考えられたときがそうである。そのとき、金融市場が投機に注ぎ込む資金力は天井知らずとなる。しかも、そうした行動は自己実現的に目的を成就しうるものであるからなおさら歯止めが効きにくい。

現代の新自由主義的グローバリゼーションにおいて、ファンドマネージャーや投機家の投機行動は、別の経済主体のリスクヘッジの裏面であると考えられ、それ故に国際金融メカニズムを機能させるため不可欠の要素と見なされている。新自由主義理論にとって、自由な国際金融市場は聖域化され、国家による介入や金融取引の規制は必要悪の範囲に抑制すべきと考えられている。金融市場に著しい歪みが生じた場合に、システムそのものが崩壊しないための安全装置としての役割のみが、国家などの公的機関に期待されている。

しかし、スティグリッツは新自由主義理論における投機と国家の関係を次のように批判している。「投機——通貨の暴落に賭けること——はゼロサムゲームである。投機家が勝てば、かならず誰かが損をする。(中略) 投機は決して儲けのでない仕事なのだが、一点だけ例外がある。通貨を買い支えようとする果敢だが効果のない試みに IMF と政府が投じるお金である。救済措置にお金が使われれば使われるほど、投機ビジネスの儲けは大きくなるのである」¹⁷。IMF 支援や政府が通貨危機で投じる資金、そして CMI も公的資金を用いる点は同じである。アジア通貨危機における IMF 支援は、投資家が資金を東アジア新興市場から流出させたり、通貨攻撃を仕掛けたヘッジファンドが儲けを確定させたりするときに、バーツをドルに換金する自由を守るために支出された。これが自由な金融取引を絶対視する帰結である。公的資金の用途は「投機家ビジネスの儲け」のためにではなく、投機が引き起こした金融の混乱で被害を受けた人々や中小零細企業の救済にこそ用いられるべきではないだろうか。

したがって CMI は、一見すると IMF の不当な干渉を抑制し、東アジアの金融の独立性と安定性を高めるかに見えるが、全体として新自由主義理論の枠内での地域的な取組に過ぎないことが明らかとなる。再発防止という観点から見ても、確かに一国単位で通貨価値の防衛をするよりも、東アジア全域で介入通貨を増やし、通貨価値下落に対する抵抗力を高めたことは、投機家に対し投機攻撃を仕掛けにくくさせる心理的な歯止め効果は無いとは言えない。しかし、現在の CMI の規模では、とうてい十分とは言えないし、また東アジア地域に巨額の外貨準備が積みあがることへの国際的な批判が強く今後の規模拡大にも限界があろう。いずれにせよ、CMI を、国際金融における投資取引の規模の増大に合わせて拡大していくことは容易ではないだろう。

また、CMI の再発防止効果という点では、東アジア諸国が実施する相互サーベイランスに対する期待も高い。しかし、アジア通貨危機以前の東アジア新興市場の経済パフォーマンスは総じて良好と考えられていたが、それでも通貨危機は発生した。当時のマクロ経済指標だけを比

べれば、多くの点でたいていの先進国は東アジアよりも数段悪いパフォーマンスだったし、よりひどい指標の開発途上国はいくらでもあった。良好なパフォーマンス故に、世界中から投資を引き付け、通貨危機を招いたのだとも言える。また、東アジア諸国だけがグローバル経済の参加者でない以上、世界のどこかで起こったささいなきっかけでも、東アジア経済に影響を与えるかもしれない。結局のところ、世界の投機家達がいかなる情報や事実に基づいて投機を仕掛けるかをあらかじめ特定するのは難しいのである。そのため、相互サーベイランスの実施も、再発防止に全く無効とは思わないが、その効果は疑問視せざるを得ない。

②東アジア債券市場育成イニシアティブ（Asian Bond Markets Initiative：以下 ABMI）

ASEAN+3における再発防止に向けたもうひとつの柱は、東アジアにおける債券市場を育成するための取組である ABMI である。

ABMI は、2002 年 12 月の ASEAN+3 の非公式セッションにおける日本の提起によって検討が開始された¹⁸。なぜ、今 ABMI なのだろうか？その背景には、アジア通貨危機における通貨と期間のダブルミスマッチの問題がある。特に韓国では対外短期債務のロールオーバーが拒否され、金融機関が資金ショートに陥ったことが通貨危機の大きな要因であった。ダブルミスマッチを回避するためには、東アジア新興市場の旺盛な設備投資資金を、ミスマッチの生じない資金調達方法で供給される必要がある。つまり、現地通貨建ての中長期債券の発行での資金調達である。そのためにも東アジア新興市場では、整備が遅れていた債券市場を厚みのあるものに育成することが必要だと認識されるようになったのである。同時にアジア域内の貯蓄を民間企業の長期的な資本形成・投資に動員することを目的としている。東アジアの民間部門が長期資金を域内で調達・運用する市場を育成し、域内外間の大規模な資本移動が抑制されれば、海外からの短期銀行融資への依存が減少し、通貨・金融危機の潜在的リスクを抑えることが可能だと考えられている。

岩本氏は、こうした ABMI を支持する議論を、一方でアジア通貨危機を契機に高まったアジア域内の事柄はアジアで決定するという「アジア的ナショナリズム」があり、また他方では東アジア新興市場において遅れが指摘されていた債券市場を整備して金融市場の一層の欧米化を図るという「欧米流の市場原理主義」が強調されるという具合に、「本来は相容れないはずの二つのイデオロギーが、腑分けされないまま共存している」¹⁹と特徴づけている。さらに岩本氏は、ABMI の問題を、資金の「借り手と貸し手の『情報の非対称性』」を緩和する上で、市場を必要としない銀行融資（間接金融）と、明示的な市場取引を必要とする債券市場（直接金融）とは、アジア諸国においてどちらが望ましいかという問題に帰着する²⁰のだと述べた。すなわち、銀行融資は基本的に相対取引であるため、銀行が保有する借り手の情報は市場に公開されることなく継続的・長期的関係が維持されることになる。このような親密な金融関係が時に不正の温床となり、その典型的形態こそ同族企業によって所有されている銀行からの縁故主義的な貸付なのである。まともな与信審査をしない融資は、通貨危機で大量の不良債権を生み出

す背景にもなった。したがって、債券の適正な格付けの取得や、市場による評価を伴う債券市場の形成は、企業情報の開示を促し、借り手と貸し手の「情報の非対称性」を緩和して、公正で合理的な金融取引を実現すると考えられているのである。

さて、ABMI の検討の現状を確認しておくと、まず ASEAN+ 3 では、a) 証券化を活用した新たな債券の開発、b) 信用保証及び投資メカニズム、c) 外国為替取引と決済システム、d) 国際開発金融機関、外国の政府系機関及びアジアの多国籍企業による現地通貨建て債券の発行、e) 域内の格付け、f) 技術支援の調整、を検討する任意参加の作業部会が設置されている。また、2003 年 8 月の第 6 回 ASEAN+ 3 財務大臣会議（於：フィリピン、マニラ）では、さらに検討が必要な事項として、「A. 多様な債券発光体による市場アクセスの促進」、及び「B. アジアの債券市場育成に資する市場インフラの強化」が挙げられた。前者には、具体的項目として、「ベンチマーク形成のためのアジア各国政府によるソブリン債の発行」や「債務担保証券（CDO）を含めた資産担保証券市場の創造」、「アジア各国への直接投資の資金調達のための域内における債券発行」など 6 項目が、後者にはアジアにおける信用保証機構、格付けシステム、情報発信システム等の構築・整備、クロスボーダー取引決済の問題の検討、人材育成と技術支援、法的整備の各問題が挙げられている。その翌年には、インターネット・ウェブサイトとして「アジア・ボンド・ウェブサイト」（ABW）を立上げ²¹、域内の債券市場に関する情報や、アジア債券市場育成イニシアティブのそれぞれのワーキング・グループでなされた進展に関する最新情報を、広く公開するようにしている。

このように多岐にわたる議論を同時に行いながら、ABMI は着々と具体化されてきた。例えば日本では、2004 年に国際協力銀行（JBIC）が、三菱商事といすゞ自動車のタイの合弁現地法人である Tri Petch Isuzu Sales Co., Ltd（「TIS」、本社：バンコク）発行のパーツ建て社債に対し、保証契約に調印した。この TIS が発行する 35 億パーツ（約 100 億円）の社債は親会社である三菱商事が保証し、JBIC が再保証を供与している。社債発行で得た資金は、現地でのいすゞブランドのピックアップトラックの製造・販売に必要な長期資金に充てられる。同様に JBIC は 2006 年に降タイ、マレーシアやインドネシアでも日系現地企業が起債した社債の保証・再保証を供与するなど、ABMI の推進に大きく貢献している。

また、アジア諸国でも所得水準の上昇に伴い自動車ローンや住宅ローンなどの消費者ローンが拡大し、こうした債券の証券化市場も拡大している。とりわけ韓国では、当初、通貨危機の影響により急増した金融機関の不良債権処理の手段として証券化市場のインフラ整備が進められた。その後、銀行融資による資金調達の代替手段として発行されていた社債の借換えに証券化が利用された²²。さらに、2001 年頃からは、消費者ローン市場が急成長したことを背景に、消費者ローン債権を裏付けとした証券発行が急増している。こうした韓国の証券化ビジネスを日本も積極的にバックアップし、2004 年には JBIC が、韓国・中小企業の発行する債券を束ねた 77 億円分の債務担保証券（CBO）への保証供与を発表するなどしている²³。

こうした ABMI の進展を受け、2005 年の第 9 回 ASEAN+ 3 財務大臣会議（於：インド、ハ

イデラバード)の共同声明では、「地域の債券市場は 1997 年の 4.5 倍と急速に成長しており、パート建て、ペソ建て、人民元建て、リングギット建ての債券の発行と現地通貨建ての証券化が実現」したことに對し「歓迎」を表明した。また、資産担保型アジア通貨バスケット建債券の研究の本格化にも合意している²⁴。

債券発行による資金調達、短期で外貨建ての銀行融資をロールオーバーすることで事実上の長期資金化してきた東アジアの企業や金融機関にとって、より安定的な資金調達の選択肢となるのは確かであろう。しかし、社債の発行は必然的に高い信用格付けをもつ大企業に限られ、多国籍企業が現地法人を設立したり設備投資したりする際に用いられることが多い。ABMI は、短期銀行融資を全面的に代替するわけではなく、通貨危機対策としての効果も限定的なものとなるだろう。

ABMI で最も心配される問題は、韓国を中心に拡大しているローンの証券化の問題である。証券化においては、銀行などが保有する中小企業への銀行融資や住宅ローンなどは特別目的会社 (SPC) に売却され、SPC がプールしたそれらの原資産を裏付けとして資産担保証券 (ABS : Asset Backed Securities) を発行し、投資家に売却することになる。これは 2007 年の夏頃から世間を騒がせているアメリカのサブプライム問題におけるローン債権の証券化と同様の手法である。リスクの高いローンも安全なローンも一緒に束ねて新たな証券を作り出す仕組みであるため、どの証券にどれだけリスクが含まれているのか、一般の投資家には判断しにくい。サブプライム問題では、そうした得体の知れない証券を格付け機関すら適切に評価することが出来ず²⁵、安易に高い格付けを与えてしまったことで、世界中の投資家が高いリスクのある証券に手を出したのである。同じ問題が、今度は東アジアで繰り返されようとしている。

東アジア新興市場では依然として高度成長が続き、原資産のローンの返済に大きな問題が生じているわけではない。しかし、好景気は永久に続かない。このまま証券化を拡大していけば、東アジアで景気後退が始まったとき、サブプライム問題のように世界的な金融不安を引き起こす引き金となるかもしれない。そうなれば、ABMI は通貨危機の再発を防止するどころか、危機の震源地を作り出す可能性すら秘めている。欧米で実施されている金融手法を安易に導入するのではなく、この機会に証券化の規制も含めた ABMI の方向性の見直しが必要であろう。

ABMI では、官民が協力して債券市場の育成に努めており、現地通貨建て債券や ABS に対しては国際機関や政府系金融機関が債務保証や再保証の引き受けを行ってきた。債券市場の経験が浅い東アジアで市場を育成するためにはやむを得ない側面があるのかもしれないが、金融システム全体の維持を目的とするのではなく、個別の案件に公的な性格の強い資金を用いて保証を行うのは、官民癒着と紙一重である。また公的保証を得られると分かれば、個々の格付けや与信審査においてモラルハザードの発生を助長しかねない。サブプライム問題で見られたように、怪しげな債券が多数市場に出回ることになれば、問題が顕在化したときに投入される公的資金は際限なく拡大するだろう。先のスティグリッツの批判は、ここでも新自由主義的再発防止策の核心をつく批判となっている。公的に救済すべきはリスクを引き受けて儲けを狙う輩

ではなく、彼らが引き起こした混乱の余波で仕事や生活に理不尽な苦難を強いられた人々の方であり、そのような事態を未然に防ぐことこそ国家や国際機関に求められる役割なのである。

金融取引においては、いかなる仕組みを考案しても市場からリスクをなくすことはできない。「最新の」金融技術によって、リスクの存在を目に見えにくくさせたり、細かくリスクを分散させたりして、他者へと転嫁させることが可能だけである。問題は、見えないリスクを引き受ける中には、リスクがあると知りつつひと儲けをたくらむ投機家だけでなく、リスクを引き受けるつもりがないのに正確な情報が与えられないが故にそうした証券に手を出した一般投資家や投資機関も多いという点である。債券の信用リスクは、間接金融とは異なり、最終的な資金の出し手が負わなければならない。金利が低下傾向にある東アジアでは、直接金融や新たな金融商品に対する期待は一定存在すると予想されるものの、欧米型のリスク管理に不慣れた人々の貯蓄を、見えないリスクが多く内包された市場に流し込むことに拙速は禁物である。

4. まとめにかえて——通貨危機再発防止に向けた今後の課題

ASEAN+3における通貨危機の再発防止に向けた取組は、新自由主義の枠内のものであり、その効果は限定的であるか、場合によっては新たな通貨危機の原因になりうるものですらある。ここで改めて2つの取組を、第2節で紹介した4つの通貨危機の原因との関連で採り上げながら、東アジアの金融の安定化と再発防止に向けて必要とされる課題を考えてみたい。

まず原因①のドルペッグ制については、アジア通貨危機を契機に各国が変動相場制へ移行したことで制度自体が問題となることは無くなった。政府は、世界中の金融市場参加者を相手にしながら、固定的な為替レートを維持することを目的として外国為替市場に介入する責任からは解放されている。しかし、変動相場制の下でも、通貨当局の為替介入の必要性そのものが消失したわけではない。突然の一方的な資本流出が発生すれば通貨価値に下落圧力が働き、急激な通貨下落はその国の経済に悪影響を及ぼすからである。むしろ変動相場制であるがために、通貨は投機的取引の対象になりやすいとも言える。そこで重要なのがCMIである。CMIは、ある国の政府が為替介入を行う必要が生じた場合でも、当事国が自国の外貨準備を頼みに単独で通貨防衛を実施するのではなく、東アジア全体で介入通貨を供給し、介入の規模と持続力を強化するシステムである。CMIの存在は、それがいない場合に比べれば、間違いなく金融市場参加者の投機的な通貨攻撃に対する耐久力を高めるであろう。また、投機を仕掛ける側から見れば、通貨攻撃に成功する可能性が低くなるので、東アジアの通貨を攻撃対象とすることを躊躇することになるかもしれない。CMIは資金供給の規模は、現在の外国為替取引の規模に比べて十分なものとは言えないし、IMFの干渉を受けずに利用できる枠が少ないなど改善すべき点も多いが、危機対策としても再発防止効果としても一定の効果は期待できよう。

CMIのもう一つの側面であるサーベイランスについては、今後の議論に負うところが多いが、前途多難が予想される。仮に、いかなるサーベイランスを実施するかについて合意を形成できたとしても、サーベイランスの結果、ある国のマクロ経済に何か重大な問題が発覚した場合に、

どのように対処するかという別の問題が生じる。ASEAN+3がIMFの代理となって、問題の発覚した国に新自由主義的な政策を強要するようでは意味がない。国際金融市場の主要な参加者である先進国の巨大金融機関やヘッジファンドの利害を優先するのではなく、国際金融市場に翻弄されやすいアジアの産業や人々の暮らしを護ることを優先した対策を講じることが出来るかどうかが今後試されることになる。しかも、新自由主義に反する措置を採用した場合に、他の先進国やIMFとの関係はどうなるのか等、クリアすべきハードルは多く残されている。

次に通貨危機の原因③の金融システムの脆弱性についてだが、東アジア新興市場における金融機関の安易な貸付や脆弱な金融制度の問題については、IMFコンディショナリティの下での不良債権処理、金融機関の再編及び金融制度の近代化が図られたことで一定の改善は見られる。もっともIMFが課したコンディショナリティには金融市場のいっそうの自由化など金融安定化に逆行するものも含まれているため、全面的に評価することは出来ない。また、IMFが金融改革と金融機関の再編を通貨危機の真只中に、しかも緊縮政策とセットで実施させたことも問題であり、結果的に通貨危機がもたらす被害をいっそう拡大・長期化させた。通貨危機の重要な教訓のひとつは危機対策と再発防止策を厳格に区別することである。

通貨危機後の東アジア新興市場の金融市場改革は、危機対策においても近年の再発防止策にしても欧米型の金融市場の確立を基本方針としている。その重要な柱であるABMIの中には、ローンの証券化の導入など欧米型の金融市場を無批判に模倣することで、東アジアの金融市場をかえって不安定化させるのではないかと思われるものも含まれている。アメリカのサブプライム問題の発生は、過度に複雑化して一部の専門的な人間にしか理解できなくなっている金融商品や金融市場の仕組みが、世界経済にとって金融不安定化をもたらす危険性を含んでいることを世界に知らしめた。今後は東アジアの金融改革においても、無批判に欧米流の金融市場の確立を目指すのではなく、通貨危機やサブプライム問題の教訓をよく踏まえながら必要な改革とそうでない改革の取捨選択を慎重に見極めていくべきであろう。

通貨危機の原因④のダブルミスマッチの問題についても、ABMIによる改善努力は図られている。ただし現地通貨建て中長期債券の発行は、すべての企業が利用できるわけではなく、間接金融への依存が広範に残存することは避けられない。債券発行が可能な大企業の資金調達を支援するだけでは、通貨危機の再発防止策として十全とは言えないだろう。

2000年代に入りが東アジア新興市場の金融は非常に安定しているのは事実である。しかし、現在の経済状態においてCMIやABMIが果たした貢献度は必ずしも明らかではない。むしろ金融を巡る環境の変化が、金融バブルと不安定性の最大の要因であったその他投資の流入を防いでいる点が大いなのではないだろうか。つまり、東アジア新興市場で金利水準が低下することで内外金利差が大幅に縮まり、加えて変動相場制が採用されたことでドル建て資金には為替変動リスクも生じるようになった。貸す側にとっても借りる側にとっても通貨危機以前のような短期銀行貸付が無条件に有利な状況ではなくなっている。

また、ヘッジファンドやアメリカの年金基金等の機関投資家の熱い視線も、2001年頃から東

アジア新興市場ではなく原油市場等の商品先物市場へ向けられるようになった²⁶。投機資金が集中する対象が東アジア新興市場から別の市場に移動したのである。しかし、それはそれで新たな金融危機の原因になりうるものである。グローバル経済に包摂された東アジア新興市場にとって、現在の経済環境は自分が危機の発生源になる可能性は低めることはできたとしても、金融の不安定性から無関係になれるわけではない。世界のどこかで起こる金融危機から東アジア経済を護るためには、東アジア地域に限定された取組を超えた国際金融市場の改革がどうしても必要なのである。

そこで必要なのが国際金融の不安定性の根源である国際的な短期資本移動（原因②）をいかに抑制していくかという問題である。通貨危機の原因①③④については、新自由主義の立場に立ったものとはいえ曲がりなりにも改善努力は進められているのに対し、資本移動の自由を聖域化する新自由主義論者は、この問題に対して規制を行う必要性を認めてはいない。しかし、通貨危機の再発防止には、金融不安定化の大もとであるこの問題を避けて通ることはできないし、この問題を放置しては他の再発防止策も決定打になりえない。

新自由主義経済学者は、短期資本の移動規制は市場メカニズムを歪め、不効率な資源配分をもたらし、結局は生産をコスト高にすることで消費者のためにならないと主張する。しかし、投機性の強い短期資本の一方的な移動の結果としてある国からの資本流出が突発的に発生した場合、通貨価値の暴落による対外債務の増大、景気後退に伴う倒産や失業、そして金融の不安定化等の被害を受けるのは資本が流出した国の企業や国民であり、多くの場合それは開発途上国で起こる。さらに、危機対策や金融システム維持を名目として開発途上国政府や国際機関等から多くの公的資金が投入され、返済負担だけが危機の被害を受けた国民に重くのしかかる。アジア通貨危機でも見られたように投入した公的資金の使途は、ヘッジファンド等の投機家の資金移動を確保することである。それは彼らの確実な利益を護ることに他ならない。明らかに受益者と負担者は非対称的な関係にある。このような不公正なシステムこそ是正すべき最重要課題ではないだろうか。

国際金融市場で投機的な資本取引が急増する今日、通貨危機の抜本的再発防止のために、クロスボーダーな短期資本移動に対する規制が求められている。なかでもトービン税は、効果的な手法のひとつである。トービン税とは、クロスボーダーな短期資本取引に対してわずかな税金を課す制度である。投機的な資本取引ほど頻繁に取引を繰り返すので、低い課税率でも税負担が高まり、投機的な短期資本移動を抑制する効果が期待できる。しかもトービン税のユニークな点は、課税で得た税収を開発途上国援助に役立てるところであり、新自由主義的グローバル化で拡大する南北格差の是正にも効果が期待できる。

トービン税の国際的な導入が望ましいが、仮に ASEAN+3 域内でだけでもトービン税を本格的に導入するならば、世界の金融システムに衝撃を与え、変革の誘発剤となるであろう。繰り返しになるが、現在の東アジアのマクロ経済指標は総合的に見て非常に良好であり、現在における経済成長率という点でも、将来的な成長可能性という点でも、きわめて魅力的な市場で

ある。東アジアは、今後も世界の投資を引き付けていくに違いない。すると東アジア投資をする場合に、投資家は甘んじてトービン税を支払って短期で投資することを選択するか、もしくは税負担の生じない中長期的な投資を選ぶことになるだろう。後者が十分に有利に思えるような税率に設定すれば、自然と直接投資中心の資金の流れが形成されるに違いない。こうして通貨危機の原因であった気まぐれな短期資本投資が減少し、東アジア経済の景気が少々後退したとしても資本の逆流は小規模なものにとどまるだろう。東アジアにおけるトービン税の導入は、国際金融市場の安定化にとっても、東アジア発の通貨危機の再発防止にとっても、他地域で発生した金融不安定化に対する負の影響力を抑制するためにも、決定的な意義を持つことになるに違いない。また、短期資本移動を規制することで CMI や ABMI による現地建て中長期債券発行の再発防止効果が相乗的に高められるであろう。

参考文献

- ・ International Monetary Fund, *Hedge Funds and Financial Market Dynamics*, 1998. 邦訳 松崎延寿訳『ヘッジファンドの素顔』、シグマベイスキャピタル、1999 年。
- ・ International Monetary Fund, *IMF-Supported Programs in Indonesia, Korea, and Thailand: A Preliminary Assessment*, January 1999.
- ・ 青木健・馬田啓一編著『政策提言 日本の対アジア経済政策』、日本評論社、2004 年。
- ・ 赤間宏・野呂国央・多田博子「韓国の金融・企業改革について」、日本銀行調査月報 2003 年 5 月号、2003 年。
- ・ 荒巻健二『アジア通貨危機と IMF グローバリゼーションの光と影』、日本経済評論社、1999 年。
- ・ 石原洋介「マレーシアにおける資本移動規制」、関東学院大学経済学会研究論集『経済系』第 218 集、2004 年。
- ・ 岩本武和「アジア債券市場の可能性と諸問題」、京都大学大学院経済学研究科 Working Paper、京都大学大学院経済学研究科、2004 年。
- ・ 奥田宏司「1995 年の「協調的為替・金融政策」と日本の対外投資(1995-97 年)——90 年代後半の世界的資金循環のなかで——」、立命館国際研究 16-3、2004 年。
- ・ 郭洋春『韓国経済の実相 IMF 支配と新世界経済秩序』、つげ書房新社、1999 年。
- ・ 経済企画庁調査局編『アジア経済』1997～2000 年各号、大蔵省印刷局、1997-2000 年。
- ・ ジョセフ・E・スティグリッツ『人間が幸福になる経済とは何か』鈴木主税訳、徳間書店、2003 年。
- ・ 白井早百合『検証 IMF 経済政策 東アジア危機を超えて』、東洋経済新報社、1999 年。
- ・ 春山昇華『サブプライム問題とは何か アメリカ帝国の終焉』、宝島社新書、2007 年。
- ・ 平田潤監修・児玉茂・平塚宏和・重並朋生『21 世紀型金融危機と IMF』、東洋経済新報社、

1999 年。

- ・ 富士総合研究所国際調査部著『アジア経済 2000 危機からの再生、新世紀への挑戦』、中央経済社、2000 年。
- ・ 毛利良一『グローバリゼーションと IMF・世界銀行』、大月書店、2001 年。
- ・ 村井吉敬他『スハルト・ファミリーの蓄財』、コモンズ、1999 年。
- ・ 山下真一『オイル・ジレンマ』、日本経済新聞出版社、2007 年。

-
- ¹ 本稿では、1997 年のアジア通貨危機の経済的影響が大きかったインドネシア、韓国、マレーシア、タイの 4 ヶ国を東アジア新興市場として定義している。東アジア新興市場がどの国を指すのかについては、上記 4 ヶ国にフィリピンを加えるなど論者によって若干の差異がある。
 - ² インドネシアが行っていたベッグ制をクローリングベッグとも言う。
 - ³ 詳しくは石原〔2004〕を参照。
 - ⁴ タイやインドネシアについては、公式な雇用統計では把握できていない不完全就業者が多数存在すると言われている。経済企画庁調査局編〔1997〕。
 - ⁵ 2002 年 8 月 9 日付け朝日新聞より。インドネシア人がマレーシアに出稼ぎに出るのは、インドネシア語とマレー語が似ていて、話を通じるからである。
 - ⁶ 奥田〔2004〕。
 - ⁷ IMF は通貨危機の直後に、運用資金規模が相対的に小規模であることなどを理由にヘッジファンドが果たした役割を過小評価するレポート（IMF〔1998〕）を発表して、批判を浴びた。
 - ⁸ 富士総合研究所国際調査部〔2000〕、第 4 章参照。
 - ⁹ 縁故主義が最も跋扈していたのは長期にわたる開発独裁が続いたインドネシアであろう。スハルト大統領のファミリー企業を通じた不正蓄財については、いまだ全貌が明らかにされていないが、さしあたり村井〔1999〕を参照いただきたい。
 - ¹⁰ 郭洋春〔1999〕、30 頁。
 - ¹¹ 赤間・野呂・多田〔2003〕。
 - ¹² IMF が金融セクターの脆弱性を最も重視していたことを示す文書としては、さしあたり IMF〔1999〕を参照こと。
 - ¹³ IMF が東アジア新興市場に対して行ったコンディショナリティについての詳細は毛利〔2001〕、白井〔1999〕、荒巻〔1999〕などを参照。
 - ¹⁴ アジア通貨危機の原因については、IMF のように東アジア新興市場のファンダメンタルズに問題があったと考える見方と、グローバル化によって不安定化した国際金融市場が東アジア新興市場経済の悲観的な正体予測に過剰に反応しファンダメンタルズの問題では説明できないほどのパニック的な資本の引き揚げをもたらしたと考える見方に大別できる。近年では、後者の考え方が有力である。
 - ¹⁵ 荒巻〔1999〕、138 頁。
 - ¹⁶ 平田〔1999〕、73-75 頁。平田氏は 1996 年末のデータを利用して同様の問題を指摘している。
 - ¹⁷ ジョセフ・E・スティグリッツ〔2003〕、274 頁。
 - ¹⁸ 財務省ホームページ参照（https://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/asia_ikusei.html）。
 - ¹⁹ 岩本武和〔2004〕、3 頁。
 - ²⁰ 前掲、4 頁。
 - ²¹ <http://asianbondsonline.adb.org/regional/regional.php>
 - ²² 韓国における証券化市場の拡大については前掲岩本〔2004〕を参照した。
 - ²³ 韓国の債券担保証券に対する JBIC の債務保証についての詳細は、JBIC ホームページを参照（<http://www.jbic.go.jp/autocontents/japanese/news/2004/000109/index.htm>）。
 - ²⁴ 前掲、財務省ホームページ参照。
 - ²⁵ 春山昇華〔2007〕、第 5 章参照。
 - ²⁶ 山下真一〔2007〕、第 2 章参照。

地域医療の現状と課題 ——自治体病院をめぐる動向について——

長友 薫輝

1. はじめに

「患者受け入れ拒否」や「患者たらい回し」などと評される救急医療の実態が農村部のみならず都市部においても明らかとなっている。また、地域医療の拠点を担う自治体病院をはじめとする医療機関の医師不足や経営難が伝えられている。なぜ、このような状況が生じているのか、都市部の一例として大阪府下に焦点を当て、医療費抑制策との関連において検討する。さらに、自治体病院をめぐる動向について、総務省から 2007 年 12 月に示された「公立病院ガイドライン」を中心に概括することとしたい¹⁾。

2. 救急医療の現状

「患者受け入れ拒否」が頻発する医療の現場でいま何が起きているのか。

昨年末、富田林市の 80 歳代の女性が救急搬送中に 30 病院に受け入れを断られ亡くなられたことが報道され話題となった。大阪府によれば、府内で救急搬送された重症患者が受け入れ医療機関に 10 回以上受け入れを拒否された事例が、2007 年の 1 年間で 71 件発生したという。2 次救急病院の減少が目立つ南河内地域においては 29 件発生しており、受け入れ拒否の 4 割を占めている。

朝日新聞が実施した 2 次救急病院数の増減に関する調査では、大阪府で 2007 年 10 月までの 2 年間で 14 ヶ所減少（2005 年 10 月～2007 年 10 月の増減状況）していることが明らかになっている。救急医療の撤退については診療体制縮小の傾向に加え、十分医師が確保できない、医師の負担が重いなどを理由に撤退を決める病院が全国的にも増加している。

3. 医師不足の実態

救急医療の現場だけでなく、医師不足という事態は小児科や産科などの診療科を中心に多くの病院で深刻化しつつある。最近では麻酔科や外科などにおいても同様の事態が生じており、多くの診療科に共通する課題となっている。これは全体的な医師数の不足が引き起こしたものだといえる。医師数の国際比較においては日本の低位な水準を見ることができる²⁾。

しかし、厚生労働省は絶対的な医師数の不足という事態を承認していない。あくまでも全国的に広がっている医師不足問題は地域的偏在、あるいは診療科別の部分的な医師数の不足によるものとする見解である。だとすれば農村部での医師不足のみならず、大阪府や東京都のような都市部でも起きている医師不足問題をどのように理解すればよいのだろうか。

4. 医師養成数の抑制と医師労働

医療費抑制効果を生むとして医師数をコントロールする政策が展開されてきた。1980年代以降、増大する医療費がやがて国を危うくするという「医療費亡国論」と連動した「医師過剰論」により、1982年の医師数抑制への方針転換の閣議決定、1997年の医師養成数が不十分との閣議決定と二度にわたる閣議決定がなされている。最近になってようやく「緊急医師確保対策」（2007年5月）により暫定的な医師養成数の増加を認めたものの、あくまでも一時的な対応に過ぎない。

医師不足問題を表面化させることとなったのは、2004年から開始された新たな医師臨床研修制度の導入である。この制度により大学病院での研修医が減少したため、地域医療の拠点となる病院（多くの自治体病院をはじめとする2次医療機関）から大学病院へ医師が呼び戻された。この結果、大学病院への医師引き上げという事態が生じ、多くの病院では医師数の不足による診療科目の休止、診療体制の縮小などの選択をせまられた。と同時に、退職し開業医となる医師が増加し、病院勤務医の労働はより過酷なものとなり、過労死する医師が全国で相次いでいる³。

5. 自治体病院と地域医療

医師不足による影響は大阪府下でも同様に起きており、とくに自治体病院において顕著である。

2月のある1週間に限ってみても大阪府下の自治体病院の新聞記事を拾うだけで、「市立豊中病院の産婦人科が診療制限」（2008年2月15日読売新聞）、「市立泉佐野病院 報酬年3,500万円 麻酔科医を募集」（2008年2月20日朝日新聞）、「阪南市立病院が医師確保にめど 一部で入院継続の方向」（2008年2月22日朝日新聞）などとなる。いずれも医師が不足するという事態によって引き起こされ、なかでも阪南市立病院は医師の大量退職により本年4月より入院患者の受け入れを全面的に休止することを予定していたものである。救急医療のみならず、一般の診療科を開設すること自体が難しいような状況が大阪府下でも起きている。

公立忠岡病院が2007年3月末で廃院となるなど、医師獲得の競争力に欠ける病院にしわ寄せが出ている。こうした事例を対岸の火事とせず、医師にとって魅力ある病院づくりが不可欠となっていることに、病院当局をはじめ自治体、議会、病院労働者、地域住民が関心を持って臨むべきであろう。

さらに一連の自治体をめぐる構造改革によって自治体財政に大きな混乱が生じており、自治体病院の経営にいつそう影響をもたらしている。また、昨年末には総務省から「公立病院ガイドライン」が示され、各自治体は経営指標に関する数値目標を設定した改革プランを策定することが求められている。この点については後述する。

病院経営に関しては自治体病院だけでなく、民間も含めたすべての医療機関で経営面での努力を欠くことができない状況である。診療報酬は 3 度連続マイナス改定され、病院経営面でのさらなる効率化などが求められている。

その結果、医療機関の倒産が増えており、とりわけ大阪府では 2006 年、2007 年と 2 年連続で全国トップの倒産数となっている。

6. 同時多発的な地域医療の崩壊

地域医療の拠点となる病院機能を縮小せざるを得ないような事態が明らかとなってきた。これは何も大阪府下に限ったことではなく、全国的な現象である。ほぼ時期を同じくしての地域医療の崩壊を伝える報道が全国各地で増加している。このように全国各地で同時多発的に地域医療の崩壊が伝えられていることからすれば、少なくともその原因は、国の医療政策のミスリードによるところが大きいのではないかと考えられる。

現在、進められている医療政策の主眼は医療費抑制にある。医療費抑制を目的として様々な手法が用いられている。最も新しいものは本年 4 月から実施予定となっている後期高齢者医療制度（75 歳以上を対象にした新たな公的医療保険）である。医療費抑制策はこれまで①受診抑制、②供給抑制、③診療報酬の操作を主な手法として進められてきた。

①の受診抑制とは主に患者の自己負担割合を増やすことにより医療費抑制を図り、②の供給抑制とは、病院や診療所の数を減らす、あるいは先に述べたように医師数の抑制や、病床ベッド数の削減を図るものである。③の診療報酬の操作は、医療行為に対する報酬額を抑えることによって医療費抑制を図るものである。2 年に 1 度の改定が行なわれ、2004 年の改定時にはマイナス 3.16%引き下げとなり医療機関に動揺が生じた。2008 年改定では僅かながらプラス 0.38%と 8 年ぶりの引き上げをせざるを得なかったところに、近年の医療現場の状況が反映しているといえる。

以上のような医療費抑制策がこれまで地域医療の現場に多大な影響を与えてきたのである。医療費抑制策によって、医療現場の多くが疲弊している。

7. 地域の実情に応じた計画と実践

今後、大阪府保健医療計画が 2008 年度から 5 年間の計画で進められる。本計画の目的は地域連携クリティカルパス（地域内の複数の病院・診療所間で診療計画表を作成し共有する）の普及を図り、医療機関の連携を促進し、医療機能の分化・集約化をすすめるという形で地域医療の再編を進めるところにある。しかし、すでに述べたように医師不足をはじめ医療費抑制策の状況下において、地域の実情を反映しない地域医療の青写真を描いたところで、それは砂上の楼閣となる可能性がある。

まさに「地域の実情に応じた効果的な医療提供システムの構築」（「大阪府保健医療計画」案）が不可欠となっている。

8. 自治体病院と「財政健全化法」

次に、同時多発的な地域医療の崩壊という事態について、自治体病院をめぐる動向を概観し検討したい。

すでに述べたように、医療費抑制策によって民間の医療機関ですら倒産するという状況である。いわゆる不採算部門も担う自治体病院にとっては厳しい状況である。医療費抑制策以外には地方交付税の削減、公立病院への過大投資を実質的に承認した 1993 年の標準単価上限枠の廃止などが自治体病院の経営状態の悪化に拍車をかけてきた。現在、自治体病院の多くが赤字を抱えているという状況である。

そのうえ、2007 年 6 月に成立した「財政健全化法」と同年 12 月に総務省より示された「公立病院ガイドライン」により、自治体病院をめぐる動向が注目されている。「財政健全化法」についての検討は別途、実態調査にもとづいた検討結果をまとめる予定である。ここでは以下の点にのみ言及しておきたい。

「財政健全化法」により全会計（公営企業会計・出資法人を含む）が連結され評価の対象となる。このため、自治体病院が抱えている不良債務も自治体本来の債務と連結し評価されることとなる。経営形態の見直しが図られ、自治体病院を自治体から切り離す動きを加速させるものとなるであろう。その場合、留意しなければならないのは地域住民の健康と医療の拠点となっている自治体病院の役割についてである。自治体病院であっても効率のよい病院経営が求められることに異論はないが、経営効率という尺度のみで自治体病院を扱うべきものでないことは次章以降で検討する総務省「公立病院ガイドライン」でも述べられている。自治体病院の役割を捨象した、拙速な自治体病院改革の政策誘導については注視する必要がある。先に述べた地域医療の崩壊現象が社会問題となっている現状では、地域医療の拠点である自治体病院に対して慎重な姿勢が求められる。

9. 「公立病院ガイドライン」策定の経緯

総務省より「公立病院ガイドライン」（以下「ガイドライン」と略記）⁴が 2007 年 12 月に示された。「ガイドライン」は自治体病院をめぐる動向において、「財政健全化法」と並び注目されているところである。その内容についての検討と自治体病院、地域医療に与える影響などについて以下に記すこととする。

公立病院改革については 2007 年 5 月の経済財政諮問会議において、総務大臣が①経営効率化、②再編・ネットワーク化、③経営形態の見直し、という 3 つの視点からの見直しを明らかにした。その後、「経済財政改革の基本方針 2007」（いわゆる「骨太の方針 2007」、2007 年 6 月 19 日閣議決定）において、社会保障改革の一環として公立病院改革に取り組むことが明記された。総務省に対しては、2007 年中に各自治体に対しガイドラインを提示し、経営指標に関する数値目標を設定した病院改革プランを策定するように促進させること

が示された。これを受けて総務省は公立病院改革懇談会を設置し、「ガイドライン」を提示することとなったものである。

10. 公立病院改革

総務省の「ガイドライン」によれば、公立病院改革の目的は「公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図ること」である。また、「地域において真に必要な公立病院については、安定した経営の下で良質な医療を継続して提供することが求められる」とし、「医師をはじめとする必要な医療スタッフ」を適切に配置できるよう必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指す」ことを基本的な考え方として展開している。

そこで注目されるのは自治体病院の果たすべき役割をどのように考えるのかということである。この点については「地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供すること」（「ガイドライン」）が役割であるとしている。自治体病院に期待される主な機能の具体例として「①山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供、②救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供、③県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供、④研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能」を挙げている。自治体病院に期待するものとして①過疎地、②救急など不採算部門、③高度・先進、④医師派遣拠点機能の4点を示している。

以上の観点から民間医療機関との役割分担をふまえて「ガイドライン」では、都市部の自治体病院については次のようなことを求めている。「都市部における公立病院については、果たすべき役割に照らして現実に果たしている機能を厳しく精査した上で、必要性が乏しくなっているものについては廃止・統合を検討していくべき」としている。また、同一地域に複数の自治体病院や国立病院、公的病院などが密集している場合については「医療資源の効率的配置に向けて設置主体間で十分協議が行われることが望ましい」と述べている。

11. 公立病院改革の3つの視点

今後、病院事業を設置している各自治体は2008年度中に公立病院改革プランを策定し、経営効率化については3年程度、再編・ネットワーク化や経営形態の見直しについては5年程度を標準として策定することが求められている。

では、各自治体はどのような視点に立って公立病院改革プランを策定しなければならないのか、という点が重要となる。この点については以下に述べる3つの視点から改革を推進することが求められている。

第1に経営効率化の視点である。病院経営の健全性の確保のため、主要な経営指標につ

いて数値目標を掲げ、経営の効率化を図ることとされている。「ガイドライン」では必ず数値目標を設定しなければならないものとして挙げられているのは経常収支比率、職員給与費対医業収益比率、病床利用率である。

第2に再編・ネットワーク化の視点である。2次医療圏単位での自治体病院等の再編・ネットワーク化の概要とそれぞれの自治体病院の役割分担化、中核的医療を行う基幹病院と日常的な医療確保を行う病院・診療所への自治体病院再編成をすすめるという視点である。再編・ネットワーク化については都道府県が2008年3月を目途に改定することとなっている都道府県医療計画との整合性を図り、2013年度までの間における実現を求めている。都道府県に対しては都道府県内の自治体病院等の再編・ネットワーク化についての計画を策定し、その実現について主体的に参画することが「ガイドライン」によって強く求められている。

再編・ネットワーク化については、2次医療圏内での自治体病院間の連携強化、あるいは自治体病院の経営主体の統合、具体的には自治体が共同で地方独立行政法人を設立したうえで各自治体病院を経営統合することなどが示されている。「医療資源の適正配分を図ること」を求めている。

第3に経営形態の見直しの視点である。民間的経営手法の導入を図り、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入、民間への譲渡、診療所化や他施設への転換などを含めた見直しを求めている。経営形態の見直しについては2008年度中に具体的な計画を策定し、2013年度までの間に実現することとされている。

1.2. 財政支援措置

「ガイドライン」で示された公立病院改革を進めるにあたって、次のような財源措置が講じられている。

以下、主な内容を列記する。第1に公立病院改革に対する支援措置として、改革プランの策定に対する経費、再編・ネットワーク化にともなう新たな医療機能の整備に要する経費、再編・ネットワーク化や経営形態見直しにともなう清算に要する経費の措置があるとしている。

このなかで自治体病院が抱える不良債権の解消については、公立病院特例債が創設されることとなっている。2008年度に限って、2003年度以降の医師不足の深刻化などによって発生した不良債権を長期債権に振り替える公立病院特例債を発行できるとし、不良債権の計画的解消を支援する措置である。このほかには施設の除却等経費、退職手当の支給に要する経費、病床削減時の既存交付税措置の5年間継続などが示されている。

第2に公立病院に関する既存の地方財政措置の見直しとして、たとえば病院から診療所に移行した場合の財政措置の継続、今後の病院施設などの整備費について病院建物の建築単価が一定水準を上回る部分を普通交付税措置対象となる病院事業債の対象から除外するこ

と、病床数に応じた普通交付税措置について各病院の病床利用率の状況を反映することを検討するなどを講じることとなっている。

1 3 公立病院改革による地域医療

先に述べたように自治体病院はいずれも厳しい経営状況となっている。医療費抑制策などによって引き起こされた同時多発的な地域医療の崩壊に際して、地域医療において果たす役割を精査し、公的な管理にもとづく資源の効率的配分を検討することが求められている。

地域医療と自治体病院をめぐる状況については「ガイドライン」では次のように整理している。

「地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、近年、多くの公立病院において、損益収支をはじめとする経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっている」（「ガイドライン」第1 公立病院改革の必要性）

ここでも述べられているように、医師不足に代表されるような医療費抑制策は地域医療に多大な影響を与え、多くの医療現場の疲弊を招いている。医療費削減目標が先行して政策の至上命題となっているため、政策全体の整合性に欠くような政策展開がなされてきた結果といえる。

「ガイドライン」においても、数値目標を設定し管理するだけでなく、地域医療の実態をふまえた経営効率化を推し進めることが必要である。上記で概括した「ガイドライン」について、地域医療の観点から最も問われるのは地域医療の実態を反映した政策かどうかという点である。地域医療や自治体病院の政策方針については地域住民の意思、地方自治や住民自治にもとづく決定がなされることが望ましい。財政措置や数値目標などの計画策定によって政策誘導を図り、地域の実情を反映しない自治体病院改革であれば、地域医療の崩壊をさらに招くことになりかねない。

1 4 おわりに

今後、自治体病院をはじめとする地域医療の再編・統合がすすめることになる。地域の実情に応じた再編・統合であれば望ましいが、2 次医療圏内での中心地とそれ以外の地域格差の拡大、あるいは不採算医療の切捨てといった事態も想定される。「ガイドライン」や「財政健全化法」によって、自治体病院と地域医療がどのようなになるのか。地域の実情に応じた地域医療の姿を描くことができるのかどうか。今後の検討課題としたい。

最後に、地域医療に関する政策において語られている効率化について述べておきたい。「ガイドライン」でも「効率化＝コスト削減」という意味で「効率化」が使用されている。しかし、そのような医療費抑制策の一環としての「効率化」ではなく、本来の意味での効率化が図られることが望ましいのではないかと考える。単なるコスト削減ではなく、自治体病院の

役割を考えた場合、持続可能性を模索する資源の配分のあり方や、必要なところには投資し地域住民の実情に応じた地域医療を追求しながらの効率的な資源の配分が求められている。

注)

¹ 本稿は拙稿「大阪の地域医療の現状と問題点」（「おおさかの住民と自治」2008年5月号）に大幅な加筆・修正を行なったものである。

² 日野秀逸「医療費抑制策からの転換を」『世界』岩波書店、No.775、2008年2月号

³ 岡井崇、川人博他『壊れゆく医師たち』岩波ブックレット No.718、2008年

⁴ 以下、「公立病院ガイドライン」に沿った文脈においては公立病院と表記し、それ以外の箇所においては自治体病院と表記する。

【研究ノート】

ローマの元首政について

—モムゼンの Dyarchie-Theorie(「二員政論」)をめぐる近時の学説から—

藤野奈津子

はじめに

アウグストゥスによって確立されたとされるローマ元首政については、ここに述べるまでもなく、実にさまざまな議論が古くからなされてきている。そして、現在なおその中心となっているのは元首政の本質に関する問題であって、われわれがこの問題を考える際、常に出発点としているのが 19 世紀ドイツの偉大な学者テオドール・モムゼン (Theodor MOMMSEN: 30.11.1817~1.11.1903)⁽¹⁾ の著作と、そこに描き出されたローマの姿だということになる。

テオドール・モムゼンは、19 世紀後半を中心に活躍し、ローマ史研究のおよそあらゆる分野におよんで極めて大きな影響力を及ぼしたといわれる。その代表的な著作だけを以下年代順に整理しても、最初、1854 年から 1856 年の間に『ローマ史 (*Römischen Geschichte*)』が上梓され、この最初の 3 巻を通じて、カエサルに至るまでの共和政ローマが中心課題としてまず描かれた。そしてこれに続き、1871 年から 1888 年にかけて、いわゆる『ローマ国法 (*Römisches Staatsrecht*)』が順次出版されていくことになる。この著作は名目的には全体が 3 巻からなるものの、実際には 5 冊によって構成されている。すなわち、第 1 巻⁽²⁾ が「政務官について (*Die Magistratur*)」、であり、第 2 巻⁽³⁾ が「各種の政務官について (*Die einzelnen Magistraturen*)」として 2 分冊に、そして最後の第 3 巻⁽⁴⁾ では「市民と元老院について (*Bürgerschaft und Senat*)」を同じく 2 分冊で扱っている。この一連の著作だけでも、全体として 3200 ページに及ぶ大著であり、その後、1893 年には、これを 300 ページほどにまとめた教科書的な小品『ローマ国法要論 (*Abriß des römischen Staatsrecht*)』も彼は書き上げている。加えて 1899 年には、『ローマ国法』を補完するものとして『ローマ刑事法 (*Römisches Strafrecht*)』が約 1050 ページで出版され、こうした新たな著作を書き上げると同時に、適宜、前作の改訂版も出されている。このようなところからも、モムゼンという学者が自身の研究を常に前進させていった姿勢がうかがわれるところである。結果として、これらの主たる著作だけをもってしても、モムゼンに続く 20 世紀のローマ史学は、およそその全領域にわたってまさにこの 19 世紀の偉大な学者が、その著作を通じて示した学説を吸収および検討・批判することにもっぱら費やされてきたといっても過言ではない⁽⁵⁾ こととなったわけである。

このような評価は、ローマ法、とりわけローマの国制に関する研究においてもまさしく妥当し、モムゼンの大著が、ローマ人の国制に関して説明されるべきすべてのことを包含するため、この方面に関するその後の研究をむしろ阻害したとまで評価するものもある⁽⁶⁾。しかしな

がら、このようにいわれている一方では、たしかに、彼の掲げたさまざまな理論ないしテーゼに対する当該時代の空気のしほり、すなわち 19 世紀的な法実証主義的思想の影響がその著作全体を通じて色濃く反映されていることも指摘されており、したがって、法実証主義そのものに対する評価とも連動して、彼の研究およびその学問姿勢全体に対する批判もなされてきている⁽⁷⁾。もっとも、こうして、各個別の論点に対する批判的再検討以上の総合的な取組みが積極的になされるようになったのは、後に見るように没後半世紀以上を経てのことでもあり、今また没後 100 年を機に、その著作を通じて、あらためて彼の学説に対する再検討と再評価をする動きのある⁽⁸⁾ところからすれば、モムゼンという学者の偉大さは逆にこれによって証明されることともなろう。すなわち、この 100 年間のローマ国制にかかる研究は、肯定的にせよ、また批判的にせよ、いずれにしてもモムゼン説といわれるものなしには成立し得なかったわけである⁽⁹⁾。

今も述べたように、モムゼン理論の全体を視野に入れた批判および評価については、比較的近時にスタートしたものであるが、しかし、その個別論点に対する批判と検証は、すでに早い段階から進められてきている。そうした批判の中心となったのが、ひとつには、プロウオカティオにかかる彼の分析と理解 (Provocation-Theorie) についてのものであり、もう一方が、いわゆる「二員政論 (Dyarchie-Theorie)」に対してであった。すなわち、一方がローマ共和政の国制を理解するための中心課題として認識され、さらにもう一方は、その後の元首政期のローマ国制を理解する鍵として論争的となったのである。そして、この 2 点のいずれについても、その批判的研究は多くの学者の活発な論争を経て、今日までに一定の結論が出されてきているものと考えられる。すなわち、モムゼン理論ないしモムゼン説と呼ばれるものが出発点となって、伝統的な時代区分によるこの 2 つの時代、共和政と元首政のそれぞれの時代におけるローマの国制を明らかにする努力が重ねられてきたのである。しかしながら、この 2 つの論点については、これまでむしろ別個に激しく論じられることが多かった。けれども、モムゼンによって立てられた理論全体が、先に述べたような 19 世紀的な学問環境ないし思想的背景の影響を受け、その結果として高度に体系的であることが今日むしろ積極的に承認される⁽¹⁰⁾のであるとすれば、彼が取り扱った各テーマないし個々の制度は、すべてがその体系 (System) 全体のなかで調和して論述されているはずであり、したがって、それぞれの制度は、少なくともモムゼン理論の中では矛盾せずに説明されていることになるだろう。

そこで、本稿では、モムゼン説と、その批判的研究の歴史がおおよそ 100 年を経た段階にある今日において、上記 2 つの観点にかかる批判の系譜をおのおの概略しつつ、冒頭に述べた問題意識との関係から元首政に関連した二員政をめぐる議論を中心にそれらを整理して、そうした議論のなかで達成されてきたこと、未だ達成されていないことがらを明らかにしていきたい。また、そうすることで、現時点でのモムゼン理論に対する評価の動向を踏まえ、今後、自らのこの問題に対する研究の土台を確かめていくことにしたいと思う。

1 二員政論 (Dyarchie-Theorie) の枠組み

ローマ史学、特にローマ国制史学におけるモムゼンの諸命題のうち、最大の賞賛と批判がなされてきたうちのひとつがローマ元首政の制度的把握であったといわれるが⁽¹¹⁾、彼はその『ローマ国法』においてこれについて次のように述べている。「Dyarchie (=二員政) という表現、すなわち、一方において元老院と、他方において国家の信任者としての元首との間で確固として分割された支配という表現 (Die Bezeichnung als Dyarchie, das heisst als eine zwischen dem Senat einer und dem Princeps als dem Vertrauensmann der Gemeinde andererseits ein für allemal getheilte Herrschaft)」〔*Römische Staatsrecht*=StR., II-2, 724.〕こそが、元首政の本質をより適切に表明するものである、と。つまり、モムゼンの理解するローマの元首政とは、支配の観点から見ることでできるものであり、そのときの支配は、元首と元老院とに分有されて帰属するものだったというのである。では、具体的にこの2者による支配とはどのようなものであったのであろうか。そしてさらに、このことを法的な視点からいったい彼はどのように説明しているのかということが問題となつてこよう。

ところが、はじめに示したように、モムゼンの著作はきわめて大部であり、また国制論に係すると思われる叙述も、この『ローマ国法』のみならず、その要約版と、さらには補完的な『ローマ刑事法』において散在し、そこから、モムゼンによる「二員政」の具体的な中味を明らかにしていく作業はこれまで極めて困難なものであった。

そこで、ここではまず、モムゼン自身が二員政というものについてどのように記述しているのか見ることから始めていきたい。この点について、WINTRLING の整理によれば⁽¹²⁾、モムゼン自身は二員政にかかるテーゼを主に次の箇所で開催しているといわれる。すなわち、1875年の初版、ならびに 1887 年のその改定版においても、同じく第2巻・第2分冊の元首の地位を政務官から説明する場面で、上に述べた二員政の一般テーゼを示し、また 1888 年に出版された第3巻・第2分冊の最終章では「元老院と元首の主権 (Der souveräne Senat des Principats)」と題してこのことを扱っている⁽¹³⁾。またさらに、1893 年の『概論』でも「元首の二員政 (Die Dyarchie des Principats)」という表題のなかに直接確認できるかたちでこの問題が取り上げられているのである⁽¹⁴⁾。そして、これらの箇所をもとに、彼の二員政論についてはこれまで一般に以下のような解釈がなされてきた。

すなわち、元老院と元首による支配という意味での二員政という表現が元首政をあらわすのに適切な表現である、という上記モムゼンの基本理解は、具体的には次のようにその内容が提示される。まず、「共和政の国制によれば、民会に法上保有され、至高の国権の概念がそこに付着していた領域、すなわち立法と政務官選出権が元首政下、元老院へと移され (Diejenigen Kreise, die nach republikanischer Auffassung den Comitien von Rechts wegen vorbehalten sind und an denen der Begriff der souverän Staatsgewalt haftet, die Gesetzgebung und Magistratswahlen, sind unter Principat auf den Senat übergegangen)」〔StR. III-2, 1265.〕、また、「刑事訴訟においては、ともに最高の地位で原理的に競合する権力が存在する。それぞれ

はすべての刑事訴訟を追行することができ、皇帝が元老院議員に対する法廷を設置するように、元老院で、特に皇帝に対する死後裁判がなされる（Im Criminalprozess besteht principiell concurrende Kompetenz der beiden höchsten Stellen: jede kann jeden Criminalprozess entscheiden und wie der Kaiser über den Senator zu Gericht sitzt, so liegt speciell das Todtengericht über den Kaiser beidem Senat）」〔St.R. III-2, 1267.〕こととなったのである。このようにして、同じく最高の地位に元老院と元首とが並び立つ支配のかたちが成立したと同時に、しかし「元首は、一方で、元老院を至高権の担い手として市民団に据え替えるということ貫徹しながら、他方では、新たな主権者、すなわち *senatus populusque Romanus* を、完全にそして恒久的にその機能を麻痺させた（Principat hat einerseits die Substituierung des Senats als des Tragers der souveränen Gewalt anstatt der Bürgerschaft vollendet, anderseits die neue souverän Behörde, den *senatus populusque Romanus* vollständiger und dauerhafter lahmgelegt.）」〔St.R. III-2, 1271.〕というのである⁽¹⁵⁾。つまり、モムゼンによれば、元首政において、実質はともかく、少なくとも形式上は元老院が支配権を保有したのであり、かつ、そのことは元老院が立法権⁽¹⁶⁾と刑事裁判権、さらに政務官選出権とを有したということによって認められるとして、ここに、元首と元老院がともに主権者（*souverän Staatsgewalt*）としてともに支配する「二員政」を想起するのであった⁽¹⁷⁾。

そこで、では、こうした各主体の支配の源泉についてはどう説明されるのであろうか。元老院に関しては、すでに述べたように、共和政期の民会の主権を引き継ぐものとされているが、これに対して、元首については次のような説明が与えられる。すなわち、元首の支配権としての *imperium* の“中核”に関して、モムゼンは、「元首政の創設に際してアウグストゥスが得た *imperium* とは、迷うことなく即座に、前執政官のそれであると定義される（Das bei der Constituirung des Principats von Augustus übernommene Imperium ist ohne Zweifel sogleich als proconsularisches definit）」〔St.R. II-2, 845.〕として、法的にみた場合、元首政における元首の地位と権力は、基本的にこの前執政官命令権に相応するものであるとした。そして、この限りで、「元首は市民の第一人者（der Princeps als erst Bürger）」〔St.R. II-2, 750.〕とされ、こうして、モムゼンは元首の権力を全体として「前執政官および護民官権限といくつかの特別な権限が加わって構成される（aus der proconsularischen und der tribunizischen Gewalt und einer Anzahl von Spezialattributionen sich zusammensetzt）」〔St.R. II-1, 704.〕ものとして説明する。すなわち、モムゼンによれば、元首政期における元首の権力はあくまでも共和政期の政務官職権（*imperium*）から説明付けられるということである。

2 二員政論（Dyarchie-Theorie）の本質をめぐって

以上見てきたようなモムゼンによる二員政にかかる記述と、それがどのように解釈されるべきかをめぐっては、実際この1世紀近くさまざまな学説が展開されてきた。その帰結として、結論的にいえば、今日たしかにモムゼンの二員政論それ自体を、そのままの形で支持する者は

ほとんどないといってよいだろう⁽¹⁸⁾。すなわち、すでに MILLAR 論文が 1977 年の段階で打ち出したように、元首政期において「皇帝は、まさに皇帝としてあった (the emperor was what emperor did)」〔Fugus Millar, *The Emperor in the Roman World*, 1977.〕なのであって、ローマ元首政を国制として分析する努力はそもそも無駄なものであると、ここで判断されているのである。では、今日もはや二員政論はまったく意味を失ったといえるのであろうか。モムゼンと 19 世紀の法(律)至上主義ないし、法と事実レベルの分離を前提して、その上で法的な意味での国家分析を試み、その限りでのローマ元首政の国制的把握という課題を、今や意味のないものとして排除することが果たして本当に妥当なのであろうか。

ここで指摘されるのが、これまでのモムゼン理論に対する評価は、肯定にせよ否定にせよその多くが政治的な概念としての二員政論を中心になされてきたものだということである⁽¹⁹⁾。すなわち、ある者は、モムゼンのように元首政を新たな“国制”というのはそもそも誤りであるとし、それは元首の権威による“政治的な統制”であると述べ⁽²⁰⁾たり、またある者は、モムゼン説を前提として利用しながらも、現実には元首の単独支配であるというように主張した⁽²¹⁾。けれども、モムゼン自身、元首政が事実上は制約を受けない (faktische Schrankenlosigkeit) 元首による支配が実体であることは認めており⁽²²⁾、その意味で批判というにはこれらは不十分であったのではないのか。また、このほかにも、そもそも、二員政という概念を法的な側面から捉えること自体に反対して立論する者や、その上で、逆に元首政期を完全なる共和政ととらえてみたり、あるいは、共和政と君主政のどちらでもある、あるいはどちらでもないと定義するなど、いずれにせよ、元首政をめぐるなされる議論は、むしろ、彼の意に反して、その政治的な側面に向けられることが多かったといえる⁽²³⁾。しかし、モムゼン自身は、著書の表題 (*Römisches Staatsrecht*) にも明らかなように、また当時の思想的影響からも当然にうかがえるように、ローマの国制をあくまでも“法的に”明らかにしようとしたものであり、そこから、彼は、よく知られるように繰り返し幾度も、“事実”と“法”との区別を述べているのである。したがって、これまでの批判が主として政治的な現象を集めてなされたもの、すなわち、現実的の (praktisch/ tatsachlich / faktisch) 歴史的データを示しての批判であったとするならば、むしろ、二員政が一面で政治的な概念であることは明らかであるとしても⁽²⁴⁾、再度、それを法的な (rechtlich) 観点から評価してみる必要があると思われるだろう。そして、現在、たしかにこのような意味での二員政論の再評価が始められようとしている。そこから、以下では、モムゼン自身の言葉を引きながら、法的な観点に重点をおいて彼の二員政の理論に関する理解の現状を示してみたいと思う。

ところで、そもそも厳密に法的にいった「二員政」というものが成立し得ないことは、モムゼン自身にも明らかであったと考えられる。すなわち、最高の国家権力の帰属先として主権者が 2 人 (もしくは、2 つの組織ないし機関) 存在するということは、法的な観点からは元来ありえないことであつたろう。これについて彼はいう。元首と元老院との関係について、「当該 (2 つの) 機関は、原理的に排斥しあう (Prinzipiell schliessen diese Institutionen sich aus)」も

のであると⁽²⁵⁾。したがって、元首と元老院による二員政とはいいいながらも、それが純粋に法的な観点からのみローマ元首政期の国制を述べる言葉として用いられていないことは明らかである。すなわち、少なくとも 3 世紀のディオクレティアヌス帝までに関しては、「元首の支配と元老院の支配が現実に共存しているというのが国制の状態であった (die praktische Coexistenz des kaiserlichen und des Senatsregiments der verfassungsmässige Zustand)」といているのである⁽²⁶⁾。しかし、にもかかわらず、彼は、この元首政期について結果的にそれを「強い要因があつて、われわれは二員政と呼ぶことにしている (die Dyarchie nach dem stärkeren Element zu nennen pflegen)」⁽²⁷⁾ のだという。では、この言葉で彼が示そうとしたのは、いったいどのような内容であったのだろうか。

まず、ローマ元首政の本質をめぐっては、それが、王政 (Monarchie) であるのか、あるいは共和政 (Republik) であるのか、という根本的な議論が早くからなされている。ここでは、政治的な問題は措いて、この点に関してモムゼン自身が指摘している内容に着目してみたい。すると、彼は、元首政期において元首の就任に関する規定は存在せず⁽²⁸⁾、また特に、元首の地位の相続ないし継承にかかるような法規範も存在していないという主張をもつばらす⁽²⁹⁾。この点からすれば、たしかにローマ元首政が本質において純粋に王政であるということはできないだろう。その根本要素を欠くことになるからである。すなわち、「新たな (元首政という) 政体は国法的にみて決して君主政ではない (die neue Ordnung staatsrechtlich keineswegs als Monarchie) …」と、断言され⁽³⁰⁾、したがって、結論的にローマ元首政は本質において共和政でなければならないことになる。そして、またこれを元首の権源の問題とあわせて考えると、彼の理論は明快である。先に述べたように、彼は、その地位と権力について、何よりもまず「元首は、ひとりの政務官以上のものではなく、それも、国制を超越するような大権をもつ政務官ではない。むしろそれは、国制的秩序に従い、かつそれに制約された権力なのである (der Princeps ist nichts als ein Beamter mehr, und zwar ein Beamter nicht mit einer Machtfulle, die ihn über die Verfassung stellte, sondern mit einer in die Verfassungsmässigen Ordnungen eingefügten und fest umschriebenen Competenz)」と言っているのである⁽³¹⁾。

ところがしかし、元首政期の国制について以上のような原則を採り、元首の権力およびその地位が共和政期の政務官権限と関係することを強力に主張する一方で、モムゼン自身にしても、元首が共和政期の政務官のそれと同一の存在であるとは決して考えてはいないのだろう。このことは、例えば、政務官の 1 年任期制が共和政の本質であるとしつつ、これに対して、元首権力を説明付ける前執政官権限は 1 年制という基本的制約を受けていないこと、すなわち、それが原則として終身任期制 (Lebenslänglichkeit) のものであることを述べた箇所からも、両者が別物であることを否定しないのは明らかでだと思われる⁽³²⁾。こうして、現実には元首の権力やその地位に関して、後にも述べるように、それが全能の政務官 (allmächtige Magistratur) であると定義するに至るのである。

以上の一見矛盾したモムゼンの叙述からわかるのは次のようなことである。すなわち、共和

政の伝統的な国制においては、そもそも元首の地位など予定されてはおらず、また元首政期に入ってもなおそれにかかる新たな法制は整備されないままに留まっている以上、元首の地位それ自体を直接法的に位置づけることはできない。しかし一方で、また、そのようにしないことが、元首政期ローマのむしろ特徴としてここで捉えられているのではないだろうか。したがって、いずれにせよ、この点からすれば、ローマの元首政には法的に見て共和政的秩序のほかは存在し得ず、その限りで共和政的だという以外にないことになる。けれどもしかし、それが単に共和政そのものであるかといえば、決してそうではない。すなわち、元首の地位を法的に説明する仕方としては、それを政務官権限によらしむるほかないが、しかし、現実には彼は共和政期の政務官そのものではないからである。そこから、彼は、「アウグストゥスの二員政とは、妥協による (Compromisses, auf dem die augustische Dyarchie beruht)」産物であると結論付ける⁽³³⁾。その意味で、これは現実的な (faktisch) 存在だということになるだろう。そうして、まさに現実には、当初より元首の地位および権力は特殊なものとして存在しながら、しかし、そのことに関する法は欠缺していたのである。したがって、その限りでは、元首の地位はそれ自体として合法的なものではないものの、しかし、だからこそ彼は法に規制されることなく、自由に活動できたということにもなろう⁽³⁴⁾。また、それゆえに、現実の彼の地位は絶対かつ至高のものであったわけである。

以上の点から、モムゼンにとって、元首政期のローマにおいて現に存在する、このようなまさしく奇妙な国家のあり様、すなわち“国法的に”は原理的に矛盾するはずの2つの最高国家機関が“現実”に並存する姿をどのように表現するかと考えたときの“比較的うまい”表現 (…wurd das Wesen dieser merkwürdigen Institution zutreffender ausdrücken) が“Dyarchie”すなわち「二員政」の概念であった⁽³⁵⁾ということになるのではなかろうか。そして、こうした比較的に妥当な表現としての当該概念の限界については、おそらくモムゼン自身も当然に了解していたものだろうと思われるのである⁽³⁶⁾。

それでは、なぜこの表現が比較的にせよ妥当であると彼はいうのだろうか。また、このような表現を採用したことは、彼の意図であるアウグストゥスによる元首政の国制を法的観点から再構成することとの関係でどのような意味を持つのか、次に検討していきたいと思う。そこで、これに関し、モムゼンが二員政という言葉に含ませた具体的な意味内容を知ろうとすれば、まず次の一文が手掛かりになるものと思われる⁽³⁷⁾。彼はいう、「ローマの元首政とは、単なる現実ではない。それは、むしろ理論的にも、正しい革命の繰り返しを通じて緩和された専制なのである (Der römische Principat ist nicht bloss praktisch, sondern auch theoretisch eine durch die rechtlich permanente Revolution temperirte Autocratie)」⁽³⁸⁾ と。この叙述から、少なくとも「二員政」という表現について、モムゼン自身はそれを現実的・政治的な意味合い以上のものとしてとらえていたことが推測されよう。しかし、この一文は果たしてどのようなことをいわんとしているのか。モムゼンによる二員政の真の内容を解くには、いずれにせよここで述べられたことがらについてもう少し立ち入って検討する必要がある。ここにいう「革命」とは

いったい何を意味し、それによって「緩和」された専制としてのローマ元首政とはいったいどのような意味か。そして、そのことと二員政論全体はどのように関連してくるものなのであるうか。以下、検討したいと思う。

3 「革命」理論 (Revolution-Theorie) をめぐって

これについて、モムゼン自身は、同じページに〔St.R. II-2, 1133.〕一行おいてすぐ次のような説明を補足している。すなわち、「民衆の意思は、それがのぞむとき、そしてのぞむたびに元首をつくり出し、また、それがのぞむとき、そしてのぞむたびに元首を廃する。民衆 (*populus*) 主権の完成は同時にその自己消滅なのである (Der Volkswille erhebt den Princeps, wenn und wann er will, und stürzt ihn, wenn und wann er will: die Vollendung der Volkssouveränität ist zugleich ihre Selbstvernichtung)」と。それでは、ここにいう「民衆の意思」と上で示した元首政に関する彼の見解とはいったいどのような関係に立つのであろうか。これらの問題を解決する上で、後半の「民衆主権」という概念はどう働くというのであろうか。

まず、先に挙げた一文のほうから少し詳しく考察してみよう。それによると、彼はローマの元首政について、それは究極的には専制にあたるといいながら、しかしまた、専制そのものでもないと述べる。この2つを隔てる契機として彼が提示するのが、正しく繰り返される革命 (*die rechtlich permanent Revolution*) という要素である。しかし、HEUSS が最初から指摘するように、こうして並んだ単語は一見して相互に矛盾しあう⁽³⁹⁾。そもそも、革命とは、それが多義的概念であるとしてもなお、既存の体制を破壊するものであり、その限りでは一回性のものではないのか。とすれば、これが繰り返される (*permanente*) というのはいったいどういうことなのだろう。また、既存の秩序ないし法を前提とすると、その正しさを否定するのが革命と理解され、そうであれば、ここでいう正しい (*rechtlich*) とはどのようなことを意味するのだろうか。

これについて、およそモムゼン自身、ローマの元首政が現実に革命とそれによる秩序の崩壊、そして混乱、さらにその再建を繰り返したものとはおそらく考えてはいないだろう。ここで述べられているのは、元首政とは、潜在的な革命の可能性によって、その国家体制が専制そのものになることを抑制された、換言すれば、その限りで自由を保障されたものであって、その可能性が既存の秩序に予定されているという意味で法的にも正しい行為として認められるということなのではないのか。そしてまた、この革命の担い手、主体について、モムゼンはそれをローマ市民であると考えているように思われる。すなわち「民衆の意思」が革命を引き起こすと彼はいうのである。では、今こうして述べられる抽象的な認識は、具体的に元首政期のローマでどのように実現されていたと彼は考えるのだろうか。次にそれを確認していきたい。

まず、モムゼンによれば、そもそもローマの元首政において、元首がその地位に就任するための法的なルールは存在しないことが強く指摘される。また、先にも述べたように、こうした元首の後継者を決定するための法的な決まりもないのである⁽⁴⁰⁾。では、いったいどのように

して元首はその地位に登ることができたのであろうか。モムゼンは、それこそが「民衆の意思」によってであるという⁽⁴¹⁾。民衆、ここではより具体的にいうならば、兵士の意味、すなわち兵士たちの要求(*der Aufforderung der Truppe*)によって元首となる人物がまず推挙される⁽⁴²⁾。このとき、儀礼的な、あるいは一種の宗教的な行為はあったとしても、この一連の手続きにかかる法的な規制は存在せず、したがって、ここで選ばれた者、すなわち兵士たちによって *imperator* と指名された者について、国政上の地位も何ら存在し得ないだろう。彼の地位は、ローマの国制、つまり共和政期の法秩序に組み込まれたものでは決してないからである。したがって、モムゼンがいうように、ここまでの手続きにかかる指導原理は単に強者の法 (*das Recht des Stärkeren*) であって、そこには何ら客観的な合法性はない。したがって⁽⁴³⁾、ここに誕生する権力もまた、必然的に王位篡奪者のそれに似た、ある種のアナルヒッシュな革命権力 (*revolutionäre Gewalt*) 以上のもではないということになるだろう。そして、すでに明かにしているように、その後の元首の地位承継にかかる規定も存在しない以上、ひとりの元首の死亡によって、その地位ないし権力が消滅すれば、原理上、以上の一連の行為はそのたびごとに繰り返されるのであって、こうしていえば“繰り返し”“繰り返し”同様の「革命」が行われる結果となるのである。つまり、モムゼンの理解によれば、実際、ローマの元首政とは、元首の交代のたびごとに、観念的には常にこうした革命の可能性、すなわち自由の可能性を内包する限りにおいて完全なる専制とはならず、またその意味で緩和された (*temperirte*) 専制に留まるものだと判断されるのである⁽⁴⁴⁾。

これに加えて、モムゼンは、共和政末期の混乱の中に登場する例外的職権 (*ausserordentliches Amt*) の存在を指摘する⁽⁴⁵⁾。国家の危機に際してポンペイウスやカエサル等に与えられた例外的な大権は、共和の国制上許されたものであったとしても、その秩序内に果たして留まるものであったかどうかは疑問を残す。すなわち、国制においてその職はあくまで例外に留まったのであり、その意味で、当該権力は国制を超え出た (*über die Verfassung*) 存在であった。そして、ここから彼は、元首政期の元首の地位のあり方と共和末の混乱期における巨大権力とのつながりを導いて、すでに共和末期において「革命」的な要素がその秩序内に存在していたととらえているように見受けられる⁽⁴⁶⁾。

こうして、元首の地位が本質的に一種の“革命権力”として誕生するものであるとして、それはいったいどのようにして合法的な存在に転化する (*legitimieren*) ののであろうか。国法的に (*staatsrechtlich*) 元首の地位を説明することが目的である以上、モムゼンはそれをいつまでも例外的な、秩序外の存在に留めることはできない。そこで、彼が元首の権力的地位の根拠としたのが、すでに何度も述べたような共和政期の政務官職権であった。そして、この政務官職権を彼に付与するものこそが、元首政期においては元老院であるとされた。すなわち、「元首の前執政官職は、法上、それを元老院が授与する (*den kaiserlichen Proconsulat von Rechts wegen der Senat verlieh*)」ことになった⁽⁴⁷⁾ のであり、こうして元老院は、民衆の意を受けて選出された者に、国法的な地位をもつばら承認し、その限りで元首の権力の創出に自ら関与

して、元首政期になって新たに当該機関に認められた特権を享受した。すなわち、民衆の意思に基づいて元首は主権者としての地位を得るのであり、またそれができるのはもっぱらローマ市民 (*populus*) の集会＝民会のみであって、それに基づいて元首の支配は成立するものの、しかし他方で、民会が元首にその支配の法的な根拠である *imperium* を付与することはできない。なぜなら、それは「それを持つもの (von dem Träger)」によってしか⁽⁴⁸⁾ 授与され得ず、こうして両者は厳密に区別されることになる。したがって、モムゼンによれば、ここに民衆の意を受けて誕生した権力は当初あくまでも革命的なそれであり、この秩序外の権力に合法性を与え、支配の法的な根拠たる *imperium* を与えるのが、他方の主権者たる元老院の役割とされたのである。こうして、およそ元首政期のローマにおいて「正当な元首とは、元老院と兵士が承認した者であり、かつまた、それらが承認する限りにおいて正当な存在でありえる (Rechtmässiger princeps ist der, den der Senat und die Soldaten anerkennen, und er bleibt es, so lang sie ihn anerkennen)」と結論するのである⁽⁴⁹⁾。

そして、モムゼンによれば、この元首誕生にかかわる一連の事態を根底で支えるのは「民衆主権」であるという。すなわち、「この全能の政務官は、民衆の主権に基礎付けられる (Diese allmächtige Magistratur ruht auf dem Grunde der Volkssouveränität)」ものであり⁽⁵⁰⁾、主権者としての民衆の意思が以上のような仕方では彼らの支配者を生み出し、その意味で民衆の主権は元首にも優位し、ちょうどそれは共和政期において、政務官に対して彼らの主権が民会における政務官選挙を通じて制度的に保障されていたのと同様のこととして述べるのである⁽⁵¹⁾。したがって、モムゼンにおいては、共和政についても、また元首政についても同様に、その理論構築の中心はいずれも民衆主権に置かれていたことになるだろう。

こうして最後に問題となるのは、当該の民衆主権について、それが成就されると同時に自己消滅する (*Selbstvernichtung*) という後半の叙述である。このことは何を意味するのだろうか。以下、モムゼンのローマ国制論にかかる検討を共和政期に広げることで、この問題に対する答えを探してみたい。

4 いわゆる「控訴」論 (Provocation-Theorie) をめぐって

はじめにも述べたように、モムゼン理論は全体を通じてひとつの体系性をもつものと考えられる。また、これまでもたびたび共和政期の国制を規準として元首政期について述べてきたように、彼の二員政論にかかる問題を全体として理解するためには、その前提として彼がローマの共和政をどのようにとらえたのか明らかにしておく必要があることも否定できない。むしろ、これについて全面的に検討することは不可能であるし、ここでは、上で述べてきた議論の流れとの関連に限定してできる限りの整理をしておきたいと思う。

共和政の、またローマの国制上の認められる機関とは、モムゼンもいうように元老院 (*Senat*) と民会 (*Volksversammlung/en*) そして政務官 (*Magistratur*) の3者である⁽⁵²⁾。そして、ここでは、そのうち特に民会と政務官との関係を考えてみたい。なぜなら、原則的にローマ市

民・成年男子をもってその構成員とする民会の権限は、上で述べた関連でいえば、まさに民衆主権に直結し、これと政務官職権がどのようにかわるかは国制を考える上で大きな問題となるからである。そしてこの問題で共和政ローマについてモムゼンが示した解釈のうち、とりわけ激しい論争を呼んだのがいわゆるプロウオカティオについての部分（Provocation-Theorie）であった⁽⁵³⁾。この点に関連してモムゼンは以下のように述べた。そもそも政務官の権限は、全面的・包括的な命令権（*totales Imperium*）であって、それは王政期の国王の権力に遡り、およそ共同体に先駆けたもの（*schon vor der Gemeinde*）である。したがって、元来それは何らの制約も受けない性質のものであった⁽⁵⁴⁾。ところが、共和政期、この権限と民会の権限との緊張関係が問題となる場面が現れてくる。それが民会へのプロウオカティオ（*provocatio ad populum*）と呼ばれる事態であった。王の権力を引き継ぎ、絶対的・全面的な権限を有するのがコンスルなど的高级政務官であるとするならば、もしも、モムゼン自らが考えたように、彼ら高级政務官によってローマ市民に対していったん下された刑事判決が、その後、民会への控訴にかかり、なおかつ先の判決が覆され、否定されるようなことがあったならば、それは彼らが有する *imperium* の本質（*totalität*）にかかわる重大な事態となるからである⁽⁵⁵⁾。そこからモムゼンは、こうした事態が起こることを避けるために、高级政務官〔特にコンスル〕は事実上その有する裁判権の行使を差し控えたと主張して⁽⁵⁶⁾、彼が自ら構想した政務官による第一の級審と、民会による第二の級審の存在という、刑事訴訟手続きの二段階構造をあくまで固持したのである⁽⁵⁷⁾。

そうしてさらに彼は、政務官の行使する権力のうち、懲戒権（*Coercition*）と裁判権（*Iudication*）を区別する⁽⁵⁸⁾。すなわち、前者を古くからの強制権としてとらえ、これに対して後者を本来的な刑事裁判権として認識するのである⁽⁵⁹⁾。そしてその上で、*provocatio* にかかる手続によって制限されたのは前者の強制的な懲戒権であって、政務官が有する本質的な裁判権限については、依然として完全なまま（*Totalität*）であったと主張する⁽⁶⁰⁾。

ところが、これに対して積極的な批判を展開したのが BLEICKEN であった。彼によれば、ローマ市民の「自由の砦（*arx libertatis tuendae*）」と称されたのがこの民会であり⁽⁶¹⁾、そして、さまざまな史料の分析から、共和政期においてはもっぱらこの民会にのみ刑事裁判権が帰属したと主張された。すなわち、上の説明のように、政務官による処罰が本来の裁判権の行使に関連するものとしてはとらえられず、またモムゼン自身が関連を認めた懲戒権に基づく処罰を不服とする民会への上訴という事態が、史料上はあくまで確認できないのだとすれば、今われわれに伝えられている現象というものは、実は第二審としての民会への「控訴」などではなく、民会への最初の訴えそのものであって、それに基づく第1審かつ単一審としての民会が共和政期にあつては唯一、独占的に刑事裁判権を有したものと考えたのである⁽⁶²⁾。

このようにして、モムゼンによって示された2級審制を原則とするプロウオカティオ理論は、現在、学説としては否定されたといえることができるだろう。ところが、この問題に関してモムゼンが示したテーゼを先の二員政論と関連させるならば、また別の評価の可能性があるという

のが BEHNE である。すなわち、たしかに、モムゼンによる懲戒権と裁判権との厳然とした概念区分は、BLEICKEN が正しく指摘するように実際にはそれほど明確なものではなく、これを区分する理由はない⁽⁶³⁾。むしろ、政務官には当然に行政権の行使としての処罰権があり、これに対して刑事的な裁判権はもっぱら民会が保有したと考えるのが共和政期について自然な解釈であつたろう。しかし、モムゼンには、政務官の権限について、それが絶対的・包括的なもの (*totales Imperium*) という前提があり、そこにはまた必然的に刑事裁判権も含まれていなければならないものという理論的拘束があつたと指摘される⁽⁶⁴⁾。しかし、このことをもってモムゼンが共和政期における民会の権限を過小評価するものでは決してないのである。むしろ、ここでも彼は積極的に民衆主権を認めていると考えられる。だからこそモムゼンは、この政務官権限と民会との関係性について、それが協働 (Partner) するものだとして強く述べているわけである⁽⁶⁵⁾。つまり、モムゼンの理論にあつては、一方で政務官の有する包括的な権力というもの確保しながら、それを民会の権限と同等の地位にあると理解することで、他方では、民会の決議、すなわち民衆の意思の至高性を論理上も矛盾なく認めることができたのである⁽⁶⁶⁾。

こうして、モムゼンは、共和政期においても明らかに民衆に主権の存在を主張する。そして、このことを前提に、当該民衆の主権が元首政期にあつては、一方で、その後継者として元老院に引き継がれ⁽⁶⁷⁾、さらに他方で、元首との関係においては、彼ら民衆自身が元首を指名したときそれは失われるものの、その意味で元首は彼らに代わって主権者になることができるという。すなわち、あくまで元首の地位は民衆の主権に基づく存在なのであり⁽⁶⁸⁾、それが確かめられたときに、民衆の主権は同時に消滅する結果となるのである。そして、まさしくここに、同じひとつの民衆主権 (*Volkssouveränität*) を根拠として⁽⁶⁹⁾、一方には元老院、他方には元首という2つの主権者が元首政期において同時に新たに生み出され、それら2者による支配 (*Gewalttheilug zwischen dem Principat und dem Senat*) という意味で⁽⁷⁰⁾、モムゼンのいう「二員政」が誕生することとなった。このように考えるならば、彼の二員政論とは、いずれにせよこの民衆主権論 (*Volkssouveränität-Theorie*) を出発点とするものであつたと結論付けることができるだろう。

おわりに — 残された課題

以上、見てきたように、今その没後 100 年を経て、われわれはようやくモムゼンの“長い影”の影響から抜け出しつつ、しかしその理論の冷静な評価が始められようとしている。これまで、たしかに一方で、共和政期を中心とするプロウオカティオをめぐる議論が比較的具体的に精密な法的議論、特に刑事裁判権に関する法的な問題として展開されたのに対して、他方の元首政期にかかる議論は、はじめに政治的な側面で、後になっても比較的抽象的なレベルで行われてきたように見受けられた。この原因はいったいどこにあったのだろう。ここでの考察を踏まえ、最後にこの点を考えてみたい。

まず、これについては、そもそもモムゼンが彼の二員政論の出発点とした民衆主権

(Volkssouveränität) の概念に大きく影響された結果であるように思われる。すなわち、BLEICKEN によって早くも指摘されているように、19 世紀的な議論において一般に「主権」は法的な概念であった。しかし、モムゼンのそれはむしろ厳密に法的なものとは言いがたい。彼の理論上で、むしろ法概念的として捉えられているのは民会 (Volkssammulung/en) であって、それに属する「主権」の概念はこれよりあいまいである⁽⁷¹⁾。にもかかわらず、彼はその概念をあくまで所与のものとして受け入れ、自身の理論全体の根底にすえている。このことから、彼の描く「二員政」とは、主権者を 2 人有するという点ですでに特異な支配の体制であるとともに、その支配の法的な根拠、すなわち支配の権源については、特に元首においてそれ自体法的な概念である *imperium* に存するものとされ、法的な側面をも同時にその概念の中にも含める次第となった。こうして「二員政」とは、それが政治的概念であると同時に法的なものでもあることになり、それにより、たしかにモムゼン自身はローマ元首政期の国制を法的 (staatsrechtlich) に説明する契機を得たわけである。けれども、このことはまたモムゼンの二員政論に対する解釈をその後極めて複雑なものとし、今日まで、その理解を妨げる結果となったのではなからうか。またそれは逆に、このあいまいな「民衆主権」⁽⁷²⁾ の概念から元首政期を法的に説明しようとするそのものの限界であったかもしれない⁽⁷³⁾、しかしまた、一方では、あくまでそれを認識した上での論理であったのかもしれないところである。

このように問題点は現在もなお数多く発見され、指摘され続けている。そこで、今後、われわれとしては、モムゼン説とその批判学説の系譜から得られる元首政の国制に関する枠組理解を前提としつつ、それと実証研究の成果とを組み合わせることが必要なのではなからうか⁽⁷⁴⁾。以上、本稿は、このことを目的としてモムゼン説を主に二員政論の観点から整理したものである。

(注)

- (1) 当時のデンマーク領シュレスヴィヒ生まれ。大学も郷里に学ぶが、サヴィニーの弟子の影響から歴史法学に寄ったものと推測される。この学派および法実証主義などの影響を含め、モムゼンの人と学問に関しては、Alfred Heuß, *Theodor Mommsen und das 19. Jahrhundert*, 1996. に詳しい。
- (2) 1871 年に初版。1876 年および 1887 年にそれぞれ改定版が出されている。
- (3) 1874 年と 75 年に各分冊の初版。1877 年と 1887 年にそれぞれ改訂版が出されている。
- (4) 1887 年と 88 年に各分冊の初版。この第 3 巻についてのみ、その後に改訂版は出されていない。以下、本稿においては、特に指示しない限り、すべての巻および分冊について 1887 年版 (したがって、第 1 巻および第 2 巻については改定第 3 版より、第 3 巻のみは初版のまま [1952 年]) から引用するものとする。
- (5) 最初に挙げた『ローマ史』に関しては、その後、1885 年に第 5 巻が出されたものの、第 4 巻は結局のところ現れなかった。歴史家としてのモムゼンの姿を含め、長谷川博隆、『モムゼン・ローマの歴史 I・II』、2005 年。また、第 4 巻欠落の理由、あるいは歴史家ニールとのか比較などを含めて、Alfred Heuß, *Römische Geschichte*, 1960, 517ff. を参照。
- (6) 船田享二、『羅馬元首政の起源と本質』、1936 年、15 ページ。

- (7) Jochen Bleicken, *Lex Publica Gesetz und Recht in der römischen Republik*, 1975, 19ff.
- (8) 没後 100 年を機に多くの書物が出版されているが、ここでは、Wilfried Nippel, *Theodor Mommsens langer Schatten Das römische Staatsrecht als bleibende Herausforderung für die Forschung*, 2005. を挙げる。
- (9) Aloys Winterling, Dyarchie in der römischen Kaiserzeit. Vorschlag zur Wiederaufnahme der Diskussion, *Theodor Mommsens langer Schatten*, 179f.; Heuß, *Römische Geschichte*, 579.
- (10) Bleicken, *Lex Publica*, 19-51. Frank Behne, Volkssouveränität und verfassungsrechtliche Systematik. Beobachtungen zur Struktur des Römischen Staatsrechtes von Theodor Mommsen, *Res Publica Reperta*, 2002, 124.
- (11) 柴田光蔵, 「SENATUS POPULUSQUE ROMANUS—ローマ元首政時代における刑事裁判作用の諸類型」, 『法學論叢』69 卷 1 号、1961、50 ページ。
- (12) Winterling, Dyarchie in der römischen Kaiserzeit. Vorschlag zur Wiederaufnahme der Diskussion, *Theodor Mommsens langer Schatten*, 177.
- (13) StR. III-2, 1252-1271.
- (14) Abriß, 270-274.
- (15) Abriß, 270. では、以上をまとめるようにして、「元老院が、事実上漸次、とくに共和政の末期にますます露骨なかたちで要求した支配は、元首政において、元老院が以前の権力的地位を失うと同時に、他方で、形式的な至高権、すなわち自由な刑罰権、政務官選出権、立法権がここに移されるという方法で形式的に付与された」と述べる。こうしてモムゼンによれば、元老院は「民衆主権の正当な担い手」〔StR. III-2, 1271.; Abriß, 298.〕とされることになる。
- (16) しかしながら、すでに私としては、このうちの立法権に関する考察により、少なくともこの時代、元首および元老院のいずれに対しても、厳密に法的な意味でそれが帰属したとは証明され得ないとの結論をもっており、この点では少なくともモムゼン説を支持することはできない。拙稿、「Princeps legibus solutus : ローマ法源とその解釈の歴史的展開—特にフランス絶対主義との関連を中心に—」(一), 『早稲田法学』第 78 卷 1 号、2002 年、127 ページ以下を参照。
- (17) すなわち、「元首政創立とともに、独自の、最高の、執政官・元老院のものと同格の、そして同種の、帝の法手続が生じ…」〔StR. II-2, 959.〕、その上で、補足的に『刑事法』では、この根拠をさらに補足して、刑事裁判権にかかる記述を展開する。「元老院裁判所は、古い政務官・民会手続の再生であり、元老院が、民会に代わって主権の新しい担い手となることによって登場したものであるのに対して、帝の裁判所は、純粋に政務官的な、控訴から自由な手続きであり、同じ平面に立つものである」〔*Römisches Strafrecht*=Straf. II, 253.〕として、ローマにおける刑事裁判権そのものの主体として、競合しあう関係で、元老院と元首を位置づけるのである。他に競合しあう関係にあるものとしては、貨幣鑄造権があり〔StR. III-2, 1146.〕、また、支配権を分割するものとしては属州支配の例およびが財務について挙げられ〔StR. III-2, 1269f.〕、元首が独占排他的に支配権能を持つケースについては軍隊指揮権を挙げる〔StR. III-2, 1268.〕。このうち特に貨幣鑄造権の問題については、Hans-Markus von Kaenel, *Geldgeschichte vs. Numismatik. Theodor Mommsen und die antike Münze*, 2004, 247-263. を参照
- (18) Winterling, Dyarchie in der römischen Kaiserzeit. Vorschlag zur Wiederaufnahme der Diskussion, *Theodor Mommsens langer Schatten*, 177. は、ここで Heuß, *Römische Geschichte*, 522. の言葉を引いて、モムゼンの元首政にかかる理論は今日その根拠を失っていると述べる。
- (19) 『国法』にかかるさまざまな学説展開については、Wilfried Nippel, *Das Staatsrecht in der Diskussion—von 1871 bis heute. Theodor Mommsens langer Schatten*, 2005, 9-58. および Heuß, *Römische Geschichte*, 582-585 にまとめられている。また、後者と近い内容では、柴田光蔵, 「SENATUS POPULUSQUE ROMANUS—ローマ元首政時代における刑

事裁判作用の諸類型」、『法學論叢』69-1、1961、52 ページがあり、本稿では、ここにある以降の動きを主に追っていきたい。

- (20) Dieter Timpe, *Untersuchungen zur Kontinuität des frühen Prinzipats*, 1962, 122.
- (21) Lothar Wickert, "Principes", *RE* 22.2, 1954, 1998-2296.
- (22) StR. II-2, 747f.
- (23) Winterling, *Dyarchie in der römischen Kaiserzeit. Vorschlag zur Wiederaufnahme der Diskussion. Theodor Mommsens langer Schatten*, 183f.
- (24) 柴田光蔵、「SENATUS POPULUSQUE ROMANUS—羅馬元首政時代における刑事裁判作用の諸類型」、『法學論叢』69-1、1961、52 ページ、によっても、すでにこうした議論の多くがそれぞれの時期の政治状況にも左右され、批判学説としてあまり有益でなかったことが指摘されている。
- (25) StR. II-2, 1252.
- (26) StR. II-2, 1252.
- (27) StR. II-2, 1254.
- (28) StR. II-2, 788f.
- (29) StR. II-2, 759.: 1143.他、多くの箇所では指摘されている。
- (30) StR. II-2, 748.において、すなわち、二員政テーゼを述べるすぐ直前でこのことを言明していることになる。Michael Peachin, *Mommsens Princeps. Theodor Mommsens langer Schatten*, 2005, 164f. しかしながら、モムゼン自身の態度は、その叙述自体からそれほど明確ではない。すなわち、彼は、いくつもの個所であるいは「元首政の中庸的な性格は…共和制と君主政の混成」だと述べたり〔StR. II-2, 796.〕、または「完全な君主政」をティベリウス帝下ですでに認める〔StR. II-2, 933.〕など、それぞれ矛盾するような表現をしている。
- (31) StR. II-2, 1134f.
- (32) StR. II-2, 793. こうして彼は、すでに最初の 아우グストゥスの段階で現実には元首の地位が恒久 (imperator perpetuus) であったことを認める。
- (33) StR. II-2, 748.
- (34) Peachin, *Mommsens Princeps. Theodor Mommsens langer Schatten*, 167.
- (35) StR. II-2, 748.
- (36) したがって、モムゼンによれば、同じ箇所〔StR. II-2, 748.〕で、元首政という新たな秩序は、「決して君主政ではないが、また制約を受けるものでもない」と言われることになる。Peachin, *Mommsens Princeps. Theodor Mommsens langer Schatten*, 168.: 175.
- (37) Winterling, *Dyarchie in der römischen Kaiserzeit. Vorschlag zur Wiederaufnahme der Diskussion. Theodor Mommsens langer Schatten*, 191f.: Heuß, *Theodor Mommsen und die revolutionäre Struktur des römischen Kaisertums*, *ANRW* II, 1974, 78.
- (38) StR. II-2, 1133. 当該の見解の初出について、Winterling, *Dyarchie in der römischen Kaiserzeit. Vorschlag zur Wiederaufnahme der Diskussion. Theodor Mommsens langer Schatten*, 191. によれば、StR. II-2, 1034. の初版 (1875 年) の段階で確認できる。
- (39) Heuß, *Theodor Mommsen und die revolutionäre Struktur des römischen Kaisertums*, *ANRW* II, 79.
- (40) 前掲注 (28) および (29) を参照。
- (41) StR. II-2, 844.
- (42) StR. II-2, 790f.: 841f.: 1267. 「民衆の意思…すなわち、その担い手は…他方では兵士たちであって」
- (43) StR. II-2, 1133. Heuß, *Theodor Mommsen und die revolutionäre Struktur des römischen Kaisertums*, *ANRW* II, 88.
- (44) StR. II-2, 844. 「この限りで、ローマの元首政はいずれローマの民主政の継続であり、またその完成でもある」。ここに、Heuß, *Theodor Mommsen und die revolutionäre Struktur des römischen Kaisertums*, *ANRW* II, 89ff. は積極的にモムゼンのデモクラティッシュ

な思想を読み込む。

- (45) StR. II-1, 722ff.
- (46) モムゼンによれば、共和末期カエサルやポンペイウスについて、それが法外の政務官職に当たるといふ。しかしながら、その一方で、各種の立法がその権力を合法化した。Heuß, Theodor Mommsen und die revolutionäre Struktur des römischen Kaisertums, *ANRW* II, 83.
- (47) StR. II-2, 1153.
- (48) Str. II-2, 841f. モムゼンは、むしろ制限的に、民事的な裁判権限にかかる *imperium* の付与についてウェスパシアヌスの法律 (*lex de imperio Vespasiani*) の役割を承認する。彼にとっては、元首の地位はあくまで法外のもの、革新的な存在と認識されるからである。Behne, Volkssouveränität und verfassungsrechtliche Systematik. Beobachtungen zur Struktur des Römischen Staatsrecht von Theodor Mommsen, *Res Publica Reperta*, 135.
- (49) StR. II-2, 844.
- (50) StR. II-2, 844.
- (51) StR. III-1, 300f. このことに関連して、モムゼンは元首が法秩序の外にあることを否定する。すなわち、元首はあくまで法的な拘束を受けるのであり、ウェスパシアヌスによるとされる *imperium* に関する法律 (*lex de imperio Vespasiani*) の存在も、むしろ逆にそのことを証明する証拠として認定されている。当該立法により初めて元首に一定の法的自由が与えられたことになるからである。StR. II-2, 750f.
- (52) Bleicken, *Lex Publica*, 12ff.: 17ff.: 433ff.
- (53) この問題をめぐっては多くの学説が存在する。ここではそのうちの中心的なものを挙げる。Ch. H. Brecht, Zum römischen komitialverfahren, *ZSS* 59, 1939, 216ff.; Heinrich Siber, *Römisches Verfassungsrecht*, 1952.; Jochen Bleicken, Ursprung und Bedeutung der Provocation, *ZSS* 76, 1959, 324-377.; Wolfgang Kunkel, *Untersuchungen zur Entwicklung des römischen Kriminalverfahrens in vorsullanischer Zeit*, 1962.; A. H. Jones, *The Criminal Courts of the Republic and Principate*, 1972.; Andrew Lintott, Provocation. From the Struggle of the Orders to the Principate, *ANRW* I-2, 1972-3, 226ff.; Andrew Lintott, *Judicial reform and land reform in the Roman Republic*, 1992. また邦語文献として、片岡輝夫、「ローマ初期における刑法と国家権力—とくに刑罰権の所在と国家・社会の構造との具体的対応関係について—」、『刑罰と国家権力』1960年、307-352ページ、が王政期から紀元前3世紀頃までの刑罰権の問題を主に扱い、弓削達、『ローマ帝国論』、1966年では、モムゼン説の紹介と、その批判として特に Bleicken 説については初めて詳解する一方で、一般刑事裁判権成立にも言及して Kunkel 説にまで及ぶ。また、熊丸光男、「ローマ共和政前期における provocatio」(一)、(二)、『法研論集』39号、1986年、42号、1987年、および「ローマ共和政後期の provocatio 像」、『法史学をめぐる諸問題』、2004年、21-38ページ、は一連のプロウオカティオ論争について扱っており、最後の論文では、特に立法の年代についてウァレリウス法 (*lex Valeria*) を中心に、Kunkel 説と、さらに Lintott の学説を紹介している。
- (54) 政務官権限の起源ならびにその展開については、Alfred Heuß, Zur Entwicklung des Imperium der römischen Oberbeamten, *ZSS* 64, 1944, 57ff. を参照。
- (55) StR. I- 148ff.; II-1, 109ff.; III-1, 351ff.; Straf., 41f. 167f. 473ff. を中心に描かれる。また、Theodor Mommsen, *Gesammelte Schriften*, III, 472f.
- (56) Behne, Volkssouveränität und verfassungsrechtliche Systematik. Beobachtungen zur Struktur des Römischen Staatsrecht von Theodor Mommsen, *Res Publica Reperta*, 133.
- (57) またここでは立ち入らないがプロウオカティオにかかる立法の年代をめぐっても大きな論争がある。モムゼン自身はこれに関連した3つの法律のすべてを認め、いわゆる権利としての *ius provocationis* についての最初の立法化の年代を古く遡らせる。彼自身はすでに述べたように、政務官がその *imperium* を行使してすでに早い段階から刑事裁判権を行った

と考えるからである。StR. I. 379.; II-1. 165.; III-1. 353. を参照。今日、一般に、この考えは否定されて、この問題に関して、前掲注 (53)、特に Bleicken, *Ursprung und Bedeutung der Provocation*, ZSS 76, 1959, 324-377. を参照。

(58) StR. I. 137f.; Straf. 151.

(59) この点に関して、懲戒権を、目下の不服従に対する処罰であって、それが命令への服従をうながすことを目的とすると観念できるならば、これに対して、本来刑事裁判権行使の結果としての刑罰権とは、すでに行われた犯罪に対する罰を意味するものとなる。Bleicken, *Ursprung und Bedeutung der Provocation*, ZSS 76, 1959, 327f.

(60) Behne, *Volkssouveränität und verfassungsgechichte Systematik. Beobachtungen zur Struktur des Römischen Staatsrecht von Theodor Mommsen. Res Publica Reperta*, 133.

(61) Livius, *U' b urbe condita*, 3. 45. 8. 他に、Cicero などそれを讃える。弓削達、『ローマ帝国論』、1966 年、213 ページ。

(62) Bleicken, *Ursprung und Bedeutung der Provocation*, ZSS 76, 1959, 368ff. ただし、当該の論争と彼の説そのものについても、ここでは詳細に立ち入らず、必要な限りの結論のみを述べた。これについて、前掲注 (53) の各文献などを参照。

(63) Bleicken, *Ursprung und Bedeutung der Provocation*, ZSS 76, 1959, 371. また、この概念区分に関する批判はすでに早い段階からあった。J. L. Strachan-Davidson, *Problems of the Roman Criminal Law* I. 1912, 97. は、全体としてモムゼン説を受け入れながら、この点については明確に否定的である。

(64) Behne, *Volkssouveränität und verfassungsgechichte Systematik. Beobachtungen zur Struktur des Römischen Staatsrecht von Theodor Mommsen. Res Publica Reperta*, 133. 彼の見解の出発点はおそらく、Bleicken, *Lex Publica*, 28ff. にあるものと思われる。

(65) StR. III-1, 300f.

(66) この表れとして、先に述べたような民会による政務官選挙があるものとする。Bleicken, *Lex Publica*, 29f.

(67) Bleicken, *Lex Publica*, 32. また、前掲注 (15) を参照。

(68) StR. II-2, 7-19.

(69) したがって、いずれも起源的にそれを有するものではない。Bleicken, *Lex Publica*, 32.

(70) StR. III-2, 1270.

(71) Bleicken, *Lex Publica*, 31f.

(72) 本稿では、ひとまず一貫して“Volkssouveränität”には「民衆主権」という訳語をあててきた。これについて、「ポプルス主権」ないし「人民主権」という訳出の仕方も検討したが、ここでは特に「国民主権」との対比における概念ではないと考え、このようにした。また、モムゼン自身によっても「民衆主権」それ自体の法的な概念規定はなされておらず、それはすでに所与のものとして承認され、彼自身、「国法とは関係をもたないもの」と述べている。

(73) Winterling, *Dyarchie in der römischen Keiserzeit. Vorschlag zur Wiederaufnahme der Diskussion. Theodor Mommsens langer Schatten*, 190.

(74) すでに刑事裁判権の問題を中心に、前出 Fagus Millar, *The Emperor in the Roman World* や、また柴田光蔵、「SENATUS POPULUSQUE ROMANUS—羅馬元首政期における刑事裁判作用の諸類型」、『法学論叢』69 卷 1 号、70 卷 1 号、70 卷 2 号も具体的なケース検討から元首政期の問題についてアプローチするものである。

【研究ノート】

自然中心主義と人間中心主義の対立について

南 有哲

はじめに

環境問題や持続可能な社会への移行についての論考を読むと、しばしば「人間中心主義批判」に遭遇する。そのうちのあるものは「自然中心主義」を受け入れるべきだと信じており、またあるものは互いに対立する二つの理念を統一することの必要性を訴え、そして他のものは「第三の道」の発見を願望している。本稿の目的は、対立する二つの理念すなわち自然中心主義と人間中心主義の何たるか、両者は論理的および実践的にいかなる関係にあるのか、さらに「人間中心主義批判」が現実の意味するものは何か、といったテーマについて論じることである。

1 二つの理念の一般的定義

まずは両者の一般的な定義について確認する必要があるだろう。人間中心主義者たちは、人間は特別に重要な存在として他の生物種や自然から明確に区別されねばならず、またそれらの価値は人間との関係においてのみ存在すると考える。このような考えは当然ながら、人間に害がないかぎりにおいて他の生物種や自然を資源として扱うべく、われわれを導く。これに対して、自然中心主義者たちは、人間は他の生物種や自然から聖別されるべきではなく、またそれらは固有の価値を持つがゆえに、資源としてのそれらの利用は、人間への利益損害の有無にかかわらず、倫理的な制約を受けるべきだと考えている。

自然中心主義の台頭は、自然と生物種に対する近代文明の見地——それらを利潤獲得あるいは人間の物的生活の向上の手段としてしか見做さない——に対する抗議に基礎を置いている。自然中心主義者は、かかる見地を現代における地球規模での環境破壊の元凶と見做して非難し、これを「人間中心主義」と名付けた。これに考えに抗して出現したのが「人間中心主義に立脚した環境保護主義」である。この見地は人間が自然や生物種を利用することを当然視した上で、むしろ一人当たりG N Pの成長ではなくわれわれの生活を全体として良好な状態に保つためには、自然のより賢明なる使用——汚染を引き起こさず生態系のバランスを著しく乱さないといったような——が必要なのだと主張するものである。

しかしながら、自然中心主義者たちはこのタイプの人間中心主義にも賛同しない。なぜならば、この種の自然保護主義は、所詮狭隘な「人間の利益」に固執するがゆえに浅薄に過ぎるのであり、よって自然と生物種を真の意味で守るための理念たりえないと考えられるからである。そしてもう一つの理由は、人間の利益に対して悪影響を見出せないような自然破壊に対して、かかる「人間中心主義に立脚した自然保護主義」は理論上これを批判することが不可能だ、と

いうことを挙げねばならない。

2 人間中心主義の疎外

人間中心主義については、一般的には二種類のものが存在するとされている。第一は——ここではタイプAと呼称する——、利潤の増大および人間生活における利便性や快適さの向上のためには自然を破壊することをも厭わないものであり、もうひとつは——同じくタイプBとする——自然の保全について、それが人間にとって最も根本的な利益だと見做すものである。これら両タイプの違いは、皮相的には「強い人間中心主義」と「弱い人間中心主義」の対立⁽¹⁾ ⁽²⁾として、あるいは「食欲で近視眼的なもの」と「官能をもって世界をとらえ慈しむもの」⁽³⁾の対立として理解されてきたが、これについてはより一層の理論的把握こそが求められる。両タイプの人間中心主義者はともに、人間の利益を至高のものと見做している。よって両者にとっての「人間の利益」の何たるかの差異こそが、ここでの検討の対象とならねばならない。

その前に、まず「人間の利益」とは何であるのかについて著者の見地が提示されるべきであろう。私見によれば人間の根本的な利益として、(1)生命の維持、(2)生殖のために好適な条件の確保、(3)文化的・文明的な生活の維持、(4)人間的諸能力の向上、を挙げることができる。さらにこれらの実現のためには、環境がわれわれにとって適合したものとなるよう自然を保全することとともに、必要とされる資源を自然から獲得することが不可欠となる。

ところで発達した市場経済としての資本制下においては、商品生産者たちは激烈な競争に不可避免的に投入されるのであるが、本質的な利益の実現のために必要な資源の獲得は、その競争における生残なしにはありえない。したがってかれらの活動の目的は「本源的利益の実現」から「生残それ自体」へ転倒するが、この生残たるや利潤最大化のための最大限な努力によって初めて実現する代物なのであり、したがってかれらにとっての「本源的利益」は「利潤」へと歪曲される。さらに、これら闘争する商品生産者たちは、利潤獲得への限りなき欲求によって導かれる技術革新によってその生産性を向上させていくがために、生産力の拡大は無政府的なものとなり、ゆえに資本制下における生産はその本質において自然の保全に対する配慮を欠くものとなる。そして拡大する生産それ自体および商品販売へ向けた生産者たちのあくなき努力によって、消費の拡大と膨大な廃棄物がもたらされたことで、持続不能な文明が世界的規模において成立することとなり、「人間の本源的利益」はいまや深刻な脅威にさらされるに至っている。

かくして、資本制の下においては「人間の本源的利益」を求める活動が、その本来の目的に対する妨害物に転倒する。ここで議論を人間中心主義にもどすならば、人間の死活にかかわる資源としての自然や生態系の保全ではなく、利潤や利便性の方に高い優先度を与える「タイプA」においては、「人間の本源的利益」は転倒した挙句にそれ自身の実現に対して敵対しているわけであるから、われわれはこれを「人間に敵対する人間中心主義」すなわち「疎外された人間中心主義」と呼ぶべきであろう。これに対して、「タイプB」は「人間の本源的利益」をその本来の姿において含有しているわけであるから、「本来の人間中心主義」と名付けられるべきである。

3 環境イデオロギーとしての二つの理念

自然中心主義および人間中心主義（その疎外されざる姿における）の対立の本質は、環境保護主義の基盤にかかわるものである。われわれは、自然の保全のためには、日常生活における不便、自然保護のための公的な財政支出、期待された経済的利益の環境政策による否定、その他諸々のことを耐え忍ばなければならない。したがって環境保護をめぐる争点に直面するたびに、われわれは「かかる負担に耐えなければならないのは何故か」と問われることになるが、これに対し「それはわれわれ自身の利益のためなのだ」と答えるのが人間中心主義者であり、「自然そのものの利益のためだ」と答えるのが自然中心主義者に他ならない。かかる見地に立つならば、われわれは二つの理念を環境保護のための社会的実践を導く意識として、すなわち「環境イデオロギー」として理解することが可能になる。

ならば環境イデオロギーとしての人間中心主義は、何処にその物質的基礎を有するのであるか？ その最も基礎的なものは「人間の生物としての利己性」に求められるべきであろう。われわれは生命なるものを一般的に利己的なものと見做している。なぜなら、生存と繁殖という至高の目的のために、他者を資源として利用するからである。そしてヒトもまたひとつの生物種である以上、利己的な存在である他はない。もちろん、他の生物種とは大きく異なり、ヒトは自意識をもち、互いに複雑なコミュニケーションを行ない、そして社会に組織されるのであるが、この社会なるものにおいてヒトは、自然からの資源の獲得と自らに適合するように環境を改変するために、意識的かつ集団的に労働を行う。さらにいえば、ヒトは非遺伝的経路によって獲得された環境、あるいは、例えば都市に代表されるような高度に人工的な環境において活動し、さらには自らの諸能力の向上を追及する。したがって「生命の維持」や「世代の再生産」のみならず、「文化的・文明的生活の維持」および「人間発達」もまた、ヒトの利益の中核的要素として位置づけられるのである。

言うまでもなく、社会の複雑化と高度化が進展すればするほど、人間の利益はより深く屈折していく。さらには人間の精神は社会において生成した多様なイデオロギーによって干渉されるがゆえに、自らの利益についての人間の主観的認識は甚だしく複雑化する。しかしながら、ヒトは究極的には自らの本源的利益を追求し、その実現のためのよりよい好適な条件の獲得を欲する存在であるから、一つの社会を構成しうる程度の規模をもつ人間集団が、その利益を自然のそれよりも下位に位置づけるであるとか、自然を資源として利用することを手控えるといったことが、恒久的になされるなどということはいえない。むしろ個人や小グループがそのような願望し行動することは可能であるだろうが。

ところで生態系の構成要素であるヒトは、生態系の内部において労働——自然に対する目的意識的な操作——を通じた、本源的利益の獲得を追求するのであるが、それによってヒトを取り巻く環境は変容していく。そしてもしこの変容が一定の限界を越えてしまったならば、生態系の微妙なバランスは崩壊し、ヒトにとって好適であった環境は劣化して、人間の本源的利益

は深刻な脅威にさらされることになる。ヒトはこのことを歴史的・集団的な経験のなかで認識しており、これを神話や伝説、禁忌や民話さらには宗教的慣習として伝承し、表現してきたのである。したがって人為による過度あるいは急激な自然の改変は、よしんばそれが認識可能な悪影響をもたらさないものであったとしても、われわれの否定的な感情、例えば怒りや悲しみ、恐れや嫌悪といったものを誘発するのである。ゆえにわれわれは、人間の経験に基づいたこれらの感情を、自然中心主義の基盤と見做すことができるであろう。

これに対して、E. O.ウィルソンは、環境倫理の基盤を進化生物学の見地から説明しようと試みている⁽⁴⁾。彼の考えによれば、ヒトは彼が言うところの「バイオフィリア」、すなわち生命および生命類似の過程に対して関心を持つという内的傾向を、ホモ・サピエンスに至る進化の中で獲得したのであり、ゆえにわれわれは生態系や生物種を保全する方向へ遺伝子的に誘導されるというのである。彼の仮説は興味深くもあり唯物論的でもあるのだが、残念ながら受け入れ難い。なぜならば、もしかしたら彼のアイデアは自然破壊に対するわれわれの否定的感情の、ある側面を説明できるのかもしれないが、しかし「すべきではない」、あるいは「してはならない」という感情の起源を説明するにはあまりに弱すぎるのであり、これらの感情は「罰」あるいは「報い」としての被害についての記憶から、説明されるべきだと思われる。

4 自然中心主義は人間中心主義に優越するのだろうか？

先に見たように、自然中心主義は、近代文明の核心理念としての人間中心主義について、疎外されたものと本来のものの双方を、グローバルな環境破壊の元凶として非難している。ならば、われわれは自然中心主義の優位性を承認すべきなのであるか？これに答えるためには、この問題を二つの次元において評価する必要がある。

第一に、われわれは両者を、「社会的実践を導く理念」なる次元で評価しなければならない。もし「人間中心主義に立脚した環境保護主義」の見地に立つならば、人間による自然に対する操作が、人間の利益にとって悪影響をもたらしたか否かを、まずは検討しなければならない。そしてもしいかなる問題も発見されなければ、それがいかに自然にとって過酷なものに見えようとも、われわれはその操作を非難する理論的根拠を失ってしまうのであるが、このことは明らかに人間中心主義の限界である。なぜならば、自然中心主義は人間の利益に対して考慮を払う必要がないために、かかる限界を乗り越えられるのであり、ゆえに人間によるいかなる自然破壊を非難することもできるし、人々をして素早くかつ直接的な行動に向かわせることも可能なのである。この点において、自然保護のための実践的理念としての自然中心主義がもつ優越性を、われわれは承認しなければならない。

しかし、自然中心主義には固有の欠点があることも認識されなければならない。先日したような自然破壊に対するわれわれの否定的な感情は、利潤獲得や、日常生活における利便性および快適さへの要求を克服できるほどには強くないことも珍しくないものであり、したがって自然中心主義の理念にとって、自然破壊によって利益を得るような人々の大多数を惹き付けること

は非常に難しいことになる。これに対して、「人間中心主義に立脚した環境保護主義」の見地は、自然破壊によって予想される損害は期待される利益よりも大きいであろうから、自然破壊を停止すべきであることを、人々に説得しようと試みる。そしてもしその説得が効を奏したならば、自らの利益に対する人間の愛着の強さのゆえに、人間中心主義は自然中心主義よりも容易かつ大規模に人々を動かすことが可能になるのであるが、このことは環境保護のための実践的理念としての自然中心主義がもつ難点であると言えるだろう。

第二に、われわれはこの問題について、「世界観」あるいは社会のイデオロギー的枠組なる次元において検討しなければならない。先に見たように、この理念は人間の利益を自然や他の生物種のそれよりも優越させることを拒否し、結果として人間が自然を資源として利用することに対し、倫理的な制約を置くことを主張する。したがってこの理念はヒトの「生物としての利己性」と衝突せざるを得ないのであり、人間社会において理論的にこれを貫徹することは極めて困難である。かくして、この次元における自然中心主義の劣位性は明らかであろう。

5 自然中心主義は文化的多様性と両立するのか？

環境思想について考察する際、われわれは文化的多様性との両立の問題を忘れるわけにはいかない。なぜなら、環境破壊がグローバルな課題となってきたがゆえに、その解決のために人類全体が協同し団結することが、いまや求められているからである。さらにいえば、グローバル化の下、地域レベルにおける多文化化・多国籍化が、特に都市化された地域において進行しつつあり、したがって地域レベルの環境保護運動でさえも、多様な文化的背景をもって市民たちによって担われることになるだろうからである。

ならば、ここで言う「文化」とは何であるのか？ 最も広義においては、「文化」とは「非遺伝的経路によって伝達されうるものの総体」ということになるが、しかし「多文化主義」あるいは「異文化の共存」なる文脈においては、「ある人間集団に固有の生活様式」と定義されるべきであろう。この定義に立つならば、文化概念には人間と自然との関係が不可避免的に含有される。なぜならば、ヒトの生活は労働、すなわち資源獲得を目的とする意識的な自然への操作を基盤としているのであり、ゆえに「文化的多様性」なる概念は、「人間 - 自然関係」および「自然利用の様式」の多様性を、本質的要素とせざるを得ないからである。したがって多文化主義、すなわち多様な文化の平和的共存を求める理念に立つならば、例えば生物種Aを食し、Bから繊維を採取し、Cを崇拝し（宗教活動の素材としての利用）、Dを愛玩し、Eを悪しきものとして排除する、といったような自然利用のパターンの差異に対しては、少なくともそれが他の人々に対して甚だしい害悪を及ぼさない限り、われわれは寛容でなければならないのである。

このような多文化主義の概念は、人間中心主義とはたやすく両立するが、自然中心主義とはそうはいかない。生きていくために自然を資源として利用しなければならないヒトは、あらゆる生物種を平等に扱うことなど絶対に不可能なのであり、したがってヒトの一員である自然中心主義者もまた、異なった生物種に対する差別的な扱いを避けることができない。ゆえに、

かれらはある特定の自然利用のパターン——例えば肉食の禁止、野生動物利用禁止の一方での家畜利用の承認、牛肉食や豚肉食を承認する一方での犬肉食の禁止、捕鯨禁止の一方での漁業の承認——が正当化され、これに反する諸パターンは環境保護主義の名の下に禁圧されることになる。

もちろん自然中心主義者たちも、主観的には他のパターンを承認することが可能ではあるが、客観的には人間中心主義の見地がそこに「密輸入」⁽⁴⁾されることになる。たとえば、生物種Fを神聖視する文化に属する女性が、他の文化に属する人々がFを食することを承認したとするならば、彼女のスタンスはより「人間中心的になった」ものと評価することができよう。なぜならば、生物種Fを崇拝の対象としてのみならず、食材として扱う可能性を受容したことによって、彼女は自らの文化の優越性を否定したのみならず、多様な生物種を資源として利用するという人間本性の普遍性についての理解を、深化させたことになるからである。

したがって、自らの理念を貫徹させようとするならば、たとえ主観的願望としては「欧州中心の近代文明」に反対し、「先住民族のエコロジカルなライフスタイル」を賛美しようとも、自然中心主義者たちは文化的多様性に対立せざるを得ない。しかも、かかる理念が政治的・経済的権力と結びつくならば、それは「文化帝国主義」イデオロギーの一種へと墮落してしまう。よしんば覇権的大国による世界統治の新たな武器として活用されることがなかったにしても、この結合はグローバルな環境破壊に抗して連帯すべき諸民族の間に、深刻な摩擦を引き起こさざるを得ないのであり、例えば屠畜法を理由とした在欧ムスリム移民への動物虐待という非難、北極圏先住民のアザラシ皮革産業の破壊を狙った文化的政治的攻撃⁽⁵⁾、捕鯨に対する熱狂的で時に暴力的な抗議活動⁽⁷⁾、等々をあげることができよう。その長所を正當に評価しつつも、われわれは環境保護運動の健全な発展のためにも、自然中心主義イデオロギーの暴走に対して、警戒を怠るべきではないのである。

6 二つの理念は止揚されるべきであろうか？

対立する二つの理念の存在は、われわれに両者が止揚される可能性の存在を期待させる。「人間中心的」そして「自然中心的」と銘打たれた両理念は見るからに一面的であり、したがって両者の高次における統一によってより深い環境思想が構築される可能性があるかのように、われわれは考えがちであるが、おそらくは期待はずれに終わるであろう。人間中心主義と自然中心主義の統一をめざすあらゆる努力は、「自然と人間との調和的共存」あるいは「自然とヒトとの双方が尊重されるべきである」といった命題に帰結せざるを得ない。もちろんこれらの命題は妥当かつ穏当なものであり、おそらくこれらに反論する者はいないであろう。ということは、これら命題は、その抽象性ゆえに多様な思想傾向——相互に矛盾しあうようなものでも——を包摂することが可能だということ、例えば先進的な市民運動のスローガンにもなれば、多国籍企業や覇権的大国のプロパガンダにもなりうることを意味する。したがって、これら命題は、環境保護をめぐる社会的実践の場において、効果的に機能することができない。

かかる抽象性は、二つの理念の対立が激化する局面において鮮明なものになる。そもそも、両理念の対立は、実際には環境問題のあらゆる争点において現実化するわけではないということが、まず認識されなければならない。環境イデオロギーとしての自然中心主義は、人間へのはっきりした被害がないような自然破壊や、被害があっても社会の多数派が別の利益の合理的な代償だと考え、ゆえにそれへの批判がなかなか受容されないような自然破壊に対して反対しなければならないような場合に、はじめて明確に機能する。そこでは期待されるような利益を犠牲にしてまで自然を守らねばならないのは何故かについて、われわれは鋭く問われるのであり、「自然と人間の調和」を説くような抽象的な一般論は、無用のものになるのである。このように「自然中心主義と人間中心主義の統一」を求める見地というものは、インパクトある自然中心主義の告発力と、リアリティある人間中心主義の動員力の、いずれをも正しく評価しえないのであり、実践的には無意味な議論であると言わざるを得ないのである。

おわりに——両イデオロギーの相互関係をいかに理解するべきか

これまで述べてきたように、人間中心主義は利己的な存在としての人間の本性を承認し、これを前提とするイデオロギーである。したがって思想の担い手としての人間にとってはリアリティを持った受け入れやすい考え方であり、そのようなものとしての説得力、したがって社会的実践へ向けた動員力を保持している。しかしその一方で、それは提起された課題と「人間の利益」との関連について評価を下すことをその論理的な前提とするために、眼前の自然破壊を直接指弾することは不可能であり、したがって事態に対し、いわば迂回的に関わらざるを得ない。

対するに、自然中心主義の場合は「人間の利益」とは無関係に自然それ自体に価値を見出す見地であるわけだから、事態を直接指弾する論理を具備しており、その点で自然破壊に対するインパクトある告発力を持ったイデオロギーとなる。しかしこの見地によって「意識の高い」人々が鼓舞されること、あるいは当該事態に直接利害関係を持たない人々が一定の影響を受けることはあっても、その自然破壊によってむしろ何らかの利益や便益を期待しうる人々を動かすことは非常に困難であり、したがって広範な世論に影響を与え社会的実践を喚起するという点においては、根本的な限界を有するものと言わざるを得ない。

このような両イデオロギーの関係は、「挑戦と応戦」なる闘争関係として把握することができる。すなわち、人間の行動によって発生した自然破壊に対して、自然中心主義はいち早く告発の声を上げ、「人間の利益」など考慮することなく、そのような破壊を停止させ自然を保護することを訴える。これにたいして人間中心主義は自然破壊を告発する自然中心主義からの問題提起を受け止めつつも、「人間の利益を重視するのは傲慢である」という観点は拒否する。その一方で「人間の利益」への認識——利益を享受する「人間」とは誰か、「利益」の内実は何であるのか、等々——を科学的検討によって豊富化することを通じて、経済的利得のみを重視する見地の狭隘さを暴露し、結果として環境保護に向けての広範な社会的実践を導くことにな

る。だが人間活動に起因する自然破壊が継続する限り、自然中心主義的見地による新たな問題提起が止むことはなく、人間中心主義はこれに応じ続けるわけであるが、その結果として「人間の利益」の何たるかについての認識が一層の深化を遂げることになる。

このように自然中心主義と人間中心主義との間に展開される「挑戦と応戦」なる闘争関係は、克服されるべき不毛の対立としてではなく、イデオロギーの担い手たる人間の認識を前進させるものとして、むしろ積極的に評価されるべきなのである。

注

- (1) Andrew Dobson, *Green Political Thought* (London: Routledge, Second edition, 1995), p61
- (2) Anthony Weston, "Beyond Intrinsic Value," in Andrew Light and Eric Katz, eds., *Environmental Pragmatism* (Oxon: Routledge, 1996), pp290-1
- (3) John Passmore, *Man's Responsibility for Nature* (London: Gerald Duckworth & Co. Ltd., 1974), p189. 本書においてパスモアは自らのことを「人間中心主義者」と呼んでいるわけではなく、「人間至上主義者 human-chauvinist」なる同僚からの非難に対しては弁解しないと述べている (p187)。なお、彼の見地は一般的には、「啓蒙された人間中心主義 enlightened anthropo-centrism」と呼ばれている。
- (4) Edward O. Wilson, *Biophilia* (Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1984)
- (5) 私はそのことを非難しているわけではなく、むしろそのような見地を称賛するものであるが、理論的な不整合については、やはり指摘されるべきであろう。
- (6) George Wenzel, *Animal Rights Human, Rights: Ecology, Economy, and Ideology in the Canadian Arctic* (Toronto: University of Toronto Press, 1991)
- (7) 海産資源の乱獲と同様に非理性的な反捕鯨運動は批判されなければならないし、反捕鯨運動への排外主義的な反発と同様に捕鯨国民への侮蔑的で挑発的な攻撃は停止されるべきである。

【 書 評 】

猿田正機著『トヨタウェイと人事管理・労使関係』

税務経理協会、2007 年、iv+507 ページ

島内 高太

はじめに

本書は、これまで精力的にトヨタ研究に取り組んでこられた中京大学の猿田正機氏が、トヨタの行動原則である「トヨタウェイ」とトヨタの人事管理・労使関係に焦点を当て、その特徴と労働者の労働・生活実態について明らかにすることを試みた労作である。

これまでトヨタはその競争力の高さゆえに、独自の生産方式や製品開発、サプライヤー・システム、人事労務管理、および労使関係が注目されてきた。それに加えて今日では、グローバル化、「格差社会」、「過労死」、「企業の社会的責任 (CSR)」、地球環境問題など多様なテーマとのかかわりからもその問題点や可能性が注目されている。今後の企業のあり方を問う視点から、トヨタに対する社会的関心が高まっているのである。また人事管理・労使関係の分野においても、非正規雇用の増大や成果主義の進展など、日経連「新時代の日本的経営」以降の「日本的経営」の変化を捉えるうえでの重要な研究対象と考えられている。このような時期に、トヨタの新たな行動原則と人事管理・労使関係の新局面を具体的に解明せんとする研究書が刊行されるのは、まさに時宜にかなったものである。はじめに本書の章別構成を掲げておくと、次のようになる。

【本書の章別構成】

はじめに

序章

第Ⅰ部 トヨタの人事管理・労使関係

第1章 トヨタは何故、注目されるのか

第2章 トヨタウェイと人事管理・労使関係

第Ⅱ部 トヨタ生産方式の「進化」と人事管理・労使関係

第3章 トヨタの成長・発展と矛盾の維持・拡大

第4章 トヨタシステムと人事管理

第5章 トヨタ生産方式とトヨタウェイ

第6章 「動機付け」管理と長時間・過密労働

第7章 昇格・昇進・昇級管理

第8章 人事考課制度

第9章 企業内教育管理

第10章 管理者・監督者教育

第11章 トヨタの労使関係

第12章 トヨタ関連下請け企業の労務管理

第13章 トヨタ及び関連企業労働者の労働・生活状態

第14章 トヨタ及び関連下請け企業の労使関係

第Ⅲ部 1990年代後半に見るトヨタの労務管理

第15章 日本型企业社会と管理教育・労務管理—トヨタ「企業城下町」を事例として

第16章 変貌するトヨタの生産・労働システムと労務管理

第17章 変容する生産システムと労働

第18章 賃金管理と「労使関係」

第19章 フレキシブル生産システムと労働

おわりに

以上に見られるように、本書は全3部構成、合計19章、507ページからなる大部である。大まかに内容を整理すると、まず第Ⅰ部（第1章と第2章）には本書の総括的論文が配置され、著者が「トヨタウェイ」と人事管理・労使関係に焦点を当てる理由とトヨタの人事管理・労使関係の全体像が提示される。つづく第Ⅱ部（第3章～第14章）では、はじめの第3章～第5章において人事管理・労使管理の変化の背景やトヨタ生産方式と「トヨタウェイ」の関連を問う論文が置かれ、トヨタの現状を理解するための前提議論が展開される。そのうえで第Ⅱ部第6章～第14章ではトヨタの「動機づけ管理」、企業内教育、労使関係、関連下請け企業の人事管理・労使関係、およびトヨタ系労働者の労働・生活実態に関する具体的研究が配置されている。最後の第Ⅲ部（第15章～第19章）には、2000年以前の5年間に執筆されたトヨタの現状分析の論文が配置されている。

こうした本書の独自性や特徴を知るうえで重要になるのが著者の基本視点であろう。この点を予め確認すれば、本書の基本視点は「効率性と人間性が両立する企業システムや労使関係とはどんなものなのか」（31頁）、「効率性と人間性の調和」が欠かせない（56頁）という点に求めることができる。著者は、効率性など「収益の増大に貢献しているか」という経営者の視点と、労働者・市民・国民の生活の向上・安定を求める労働者（人間性）の視点を区別し、その両立を模索している。また、この基本視点の背景には、トヨタを日本の基幹産業、あるいは「福祉国家・日本」を支える産業としていかに育て、そこで働く労働者の人間像や社会像をいかに作り上げるのかという問題意識がある。さらに、「企業社会・日本」のトヨタシステムを「福祉社会・スウェーデン」のボルボシステムと比較するという著者のこだわりもある。このように本書は、「トヨタウェイ」とトヨタシステムの分析を通じて、効率性と人間性の両立する企業システムを、スウェーデンとの比較も交えて模索するものになっている。

以下、この書評では、主に本書の主題に関連する第Ⅰ部、第Ⅱ部について、その重要点を次のポイントに絞って紹介したい。そのポイントとは、1. 「トヨタウェイ」の重要性とトヨタの人事管理の課題、2. トヨタにおける人事管理・労使関係の今日的特徴、3. トヨタ系労働者の労働・生活実態、および4. 「トヨタウェイ」の評価、である。また、内容紹介を踏まえて評者なりに論点を提起したい。

1. 「トヨタウェイ」の重要性和トヨタの人事管理の課題

本書の前半部分に当たる第Ⅰ部（第1章、第2章）と第Ⅱ部第3章～第5章では、今日のトヨタの人事管理上の課題に注目したうえで、トヨタにおける「トヨタウェイ」の重要性が示される。またそれを踏まえて「トヨタウェイ」を体現する「人づくり」を担うトヨタの人事管理・労使関係の全体像が示されている。本書のエッセンスを理解するうえで重要な部分と言える。

まずはじめに著者は、トヨタが注目される原因を次のように指摘している。著者は、「トヨタは長期間、高収益をあげ続けるが故に注目され、その手段として注目されたのが、…トヨタ独特の『トヨタ生産方式』であった。そしてそのようなトヨタ生産方式がなぜ可能となっているのかを、人的側面に焦点を当てて整理したのが『トヨタウェイ』であり、それがトヨタ生産方式を支える人事管理システムや労使関係への興味となって表れている」という（22頁）。

本書でも指摘されるように、トヨタシステムには、一方では品質、納期、コストなど経営者の視点からの優位性が認められるものの、他方では長時間・高密度・不規則労働、残業・交替・深夜の各手当を含んではじめて成り立つ「相対的高賃金」、非正規労働者の激増を前提とした「終身雇用」、関連・下請け中小企業労働者の労働条件問題など「短所」も多い。では、それにも関わらずなぜトヨタは労働者を駆り立てることが出来るのか。この点について本書は、トヨタの「動機づけ管理」や教育訓練、そして下請企業管理や「相互信頼・責任」の労使関係など、人事管理・労使関係が巧妙に展開されている点が重要であるとする。その意味で、本書ではトヨタの人的側面に焦点を当てた行動原則「トヨタウェイ」が注目されるのである。「トヨタウェイ」に注目するという点が、本書の大きな特徴となっている。

「トヨタウェイ」とは、周知のように『『暗黙知』としてトヨタの中に受け継がれている経営上の理念・価値観を、誰の目にも見え、体系だって理解できるよう、…整理・集約』したトヨタの「行動原則」であり、具体的には「知恵と改善」(Challenge、Kaizen、Genchi Genbutsu)、「人間性尊重」(Respect、Teamwork)という2つの考え方を柱にしている。

多くの先行研究も指摘するように、著者もトヨタ生産方式の鍵が「変化する生産システムに積極的に柔軟に対応し、さらに継続的改善を実行しうる労働者の存在」にあると把握する。そのため「トヨタウェイのDNAを受け継ぐ労働者を育成し続けることがトヨタ最大の課題」（115頁）であり、トヨタは「トヨタウェイ」を徹底したコミュニケーションにより労働者に浸透させることが「競争力の基盤」になることを自覚しているという。トヨタ生産方式と「トヨタウェイ」の関係をこのように捉えたうえで、著者は「トヨタウェイ」は「トヨタの『人づくり』そのものであり、そのための教育システムづくり」だと指摘している（38頁）。

また、アメリカでもリーン生産システムが普及しつつあるが、「トヨタウェイ」を軽視しているために日本のトヨタのレベルに達していないというジェフリー・ライカー氏の指摘（『ザ・トヨタウェイ』[上・下] 日経BP社、2004年）を取り上げ、トヨタシステムが機能するには「トヨタウェイ」の浸透が重要であり、グローバル化するトヨタにおいてはグローバル・トヨタとしてのアイデンティティを確保するため「トヨタウェイ」がとりわけ重要であることを強調している。

さらに著者によれば、国内においても労働者の階層化・多様化を背景に「トヨタウェイ」を体現する「人づくり」の重要性が高まっている。トヨタは21世紀に入り正規雇用の採用を抑制する一方で、期間工や派遣労

働者の活用と退職者再雇用を進めており、非正規労働者の割合は 30—50%に至っている。また、系列部品メーカーも大幅に非正規労働者を増加させており、2次・3次下請け企業では日系ブラジル人等の雇用も拡大している。こうした事実を取り上げて、「トヨタの国内での人事上の最大の課題は、階層化し多様化する労働者をいかにして企業内に包摂し、『トヨタウェイ』を体現する労働者として育成するかということ」(112 頁)に求められると指摘される。

以上のように著者は、トヨタ生産方式を機能させるうえで「トヨタウェイ」を体現する労働者の存在が重要であり、そのためグローバル化と労働者の階層化・多様化を前提に競争力を構築するには、とりわけ「トヨタウェイ」を体現する「トヨタマン」としての「人づくり」がトヨタの重要課題になると捉えている。その場合、特に『トヨタマン』がトヨタの要求する高密度・長時間労働を受容ようになるためのメカニズム」(38 頁)である「動機づけ」管理や職制教育などの人事管理の側面と、それを支える企業中心主義的なトヨタの労使関係が重要になるという。こうした事実認識に基づいて、本書第Ⅱ部の第6章～第10章ではトヨタの人事管理の諸制度について、そして第11章ではトヨタの労使関係について、その現状と特徴が詳述されていく。

2. トヨタにおける人事管理・労使関係の今日的特徴

本書において、著者はトヨタのいくつかの人事管理制度を取り上げ分析しているが、そのうち、「動機づけ」管理の構造を3つのポイントから整理したのが第Ⅱ部第6章である。「動機づけ」管理はトヨタの「人づくり」の重要な要因と位置付けられている。まず、トヨタの「動機づけ」の一つ目の側面は賃金など経済的・社会的刺激の側面であり、具体的には「年功的な職能資格制度」を柱とした昇格・昇進・昇給競争によって労働者から意欲を引き出すものである。二つ目は要員管理の側面で、トヨタ生産方式に組み込まれる「少人化」と小集団管理を用いた動機づけである。「多能工」がぎりぎりの人数で生産を行う「少人化」の下では出勤率管理が重視されるが、トヨタはそれを職場の組・班、小集団活動を通じて徹底しており、そのなかで『仲間に迷惑をかけたくない』という察用気を意識的に作り出し(138 頁)、「従業員・仲間意識」を醸成し労働者を動機づける。三つ目は、行動科学的労務管理の側面である。著者は、従来の日本的経営にみられた企業内教育訓練、職務の柔軟性、および権限の下部委譲などが、行動科学的労務管理によりトヨタ的に整備された」と指摘する。さらに今日では旧来の日本的経営と行動科学的手法に加えて、非正規労働者の有効活用をうたう「新日本的労務管理」がミックスされて「動機づけ」管理が展開されるという。

こうした緻密な「動機づけ」管理の柱に位置するのが「職能資格制度を柱とした昇格・昇進・昇給」管理であるが、その中身については、近年、賃金における年功的要素の低下、職能要件の明確化と処遇との連動、目標管理制度の活用など、全体として能力主義化、成果主義化、個別化の進展が見られるという(第7章、第8章および第18章を参照)。つまりトヨタは、集団主義的管理を重視しつつ、個別管理をも強化しているのである。また著者は、「日本全体の賃金水準が低下傾向にあるなかで、トヨタの『相対的高賃金』が維持され」ており、また「トヨタの社内に期間工や派遣労働者など約 10,000 人の非正規労働者が働くようになったことによる社内におけるトヨタマンの『相対的地位の上昇』」が、昇格・昇進・昇給管理の効果をより一層高めていると指摘している(140・141 頁)。

このような「動機づけ」管理とともに本書において重視されるもうひとつの人事管理制度が企業内教育訓練

である。第9章において著者は、トヨタでは労働者の能力を企業目標に結集するために長期的に人材確保・育成とその活用を行う「能力開発主義」に基づいて、「考える人づくり」「実行力と根性のある人づくり」「企業人意識」醸成を展開することが従来からの特徴となっていると指摘する。

そして近年では、その教育訓練は経営のグローバルとも関連して次のような特徴を帯びているという。まず、近年のトヨタでは、従業員全員で継続的改善に取り組みトヨタの成長・発展に貢献するという「トヨタウェイ」に基づいた人材育成の推進が強調されている。なぜならば、海外で日本同様のパフォーマンスを達成するには、「トヨタウェイ」を伝承してグローバル・トヨタが同じ理念や価値観の下で仕事をする必要があるからである。そしてそのため、「トヨタが多国籍企業化するにつれて、トヨタの秘密主義にもかかわらず、その『人づくり』はよりグローバル化するとともに明確化（＝形式知化）してきている」（202頁）という。

具体的なトヨタの教育訓練の今日的特徴については、事務・技術職の「プロ人材育成」、技能職の「T字型人材育成」、および管理者・監督者教育などを分析しており、そこから、会社が求める人材イメージが明確化されていること、それに近づくための育成目標、要件、基準が明確化されていること、さらに人材像や機能要件の明確化を柱として「目標設定－育成－評価」のサイクルが重視されるようになっていくことが明らかにされている（第9章、第10章）。

こうした人事管理全体を支えるのがトヨタの労使関係である。本書では主に第11章でその特徴が詳述される。そこでは著者は、企業別組合であるトヨタ労働組合を、トヨタ生産方式と「トヨタウェイ」の実践を経営者とともに車の両輪として支えるものと位置づけている。そして、その特徴は1962年の「労使宣言」にみられるように、「労使相互信頼」を特徴とする『労使一体』的労資関係＝『資本従属』的労資関係にあるとし、具体的には労働組合役員選挙への推薦制度の導入や下級職制が業務の一環として組合役員を担う仕組みにより支えられているという。またそれが近年では1996年の新「労使宣言」（「21世紀に向けた労使の決意」）に見られるように、「労使相互責任」を理念として展開されており、このことは本書の別の個所においては、労使関係が「ますます経営主導」になっている（52頁）と指摘されている。

著者によればこうした特定企業の繁栄のために活動する企業中心主義的な労働組合と、労働者・市民・国民の要求の実現に意を払ってきたスウェーデンなどの労働組合との間には鮮明な違いがある。そのため、「グローバル化の下で、トヨタ生産システム・トヨタウェイの各国工場への移転・移植により中・長期的には世界的規模で労使関係が深刻化する」（261頁）という。

3. 関連下請け企業の人事管理・労使関係とトヨタ系労働者の労働実態

以上のように本書第Ⅱ部第6章～第11章はトヨタ本体の人事管理・労使関係の全体像および今日的特徴についての考察が行われている。それに引き続き、第Ⅱ部第12章～第14章では関連下請け企業の人事管理・労使関係とトヨタ系労働者の労働・生活実態の分析が行われ、そこではトヨタの現状を理解するうえで重要な事実が明らかにされている。

たとえばそのひとつが第13章における「過労死」問題である。著者はトヨタの「在職死」問題を取り上げ、著者自身が証言を担当した「過労死」裁判の「意見書」をもとに、トヨタの「自主活動」や「労働組合」活動の業務的性格を指摘し、それが労働者の過重負担に結び付くことを詳細に記述している。

また第12章では、下請企業の「IT生産への包摂、開発過程への下請企業技術者の派遣などの仕組みにおいて「ほとんど同じ仕事を行っているにもかかわらず賃金には明確な格差があり、…同一労働同一賃金原則は無視されている」(265頁)こと、関連下請企業とトヨタの間に大きな労働条件・労働環境格差があること、そしてその格差構造に規定されて下請企業では階層的な非正規雇用活用と外国人労働者(研修生・技能実習生含む)活用が進められている実態が示される。

さらに、関連企業(アイシン精機など)の人事制度の変化について、評価基準の明確化とそれに基づいた処遇の展開、「目標―育成―評価―処遇」のサイクルの重視、賃金の能力主義化・個別化の進展など、トヨタとの類似性が指摘され、その背景にトヨタの労使関係と関連下請け企業の労使関係の同質性が存在することが指摘されている。労使関係の同質性については、トヨタ労組と関連下請け企業労組からなる全トヨタ労連の理念が「働く者の生活の安定と企業の発展は車の両輪」という「労使相互信頼・責任」を特徴とするものであり、そのためトヨタグループ内の労働条件・労働環境格差にもかかわらず、トヨタ関連下請け企業労組のほとんどは全トヨタ労連に包摂されて「トヨタ生産方式やトヨタウェイを支え、推進する立場」(287頁)に立っていると指摘される。

以上に加えて、第14章では、トヨタと関連下請け企業の労使関係全体に関する問題点が指摘されている。ひとつはグループ労使関係が抱えるジレンマである。つまりトヨタがトヨタ本体の従業員の士気向上のためにベア回答したとしても、そのベア実施は、中小企業労組の春闘の追い風になる一方で、トヨタからのコスト削減圧力上昇の可能性を高めるために、「トヨタの賃上げが必ずしも関連下請企業の労働組合に歓迎されているわけではない」(324頁)ということである。またもうひとつは労働運動の分散という問題であり、2006年に結成された新しい企業横断的労働組合(全トヨタ労働組合/ATU)を含め、「トヨタやトヨタ下請企業関係の労働者が所属する組合や運動は、同じような要求を掲げつつ錯綜し力を分散している」(337頁)という。そのためお互いの関係を、労働者の団結・統一や階級連帯の視点からどう再構築するのかと厳しく問題提起している。

4. 「トヨタウェイ」の評価

ここまでは、主題である『トヨタウェイ』と人事管理・労使関係の具体的内容、およびトヨタ系労働者の労働・生活実態について、本書の重要点を評者なりに整理、紹介した。ここでは著者が今日のトヨタ経営を分析した結果、「トヨタウェイ」をいかに評価しているのか、その点について整理しておきたい。

まず重要なのは、「トヨタウェイ」について、著者は主にその柱のひとつである「人間性尊重」の考え方に注目して検討を加えていることである。そこでは、「トヨタウェイ」における「人間性尊重」は、門田安弘氏(『新・トヨタシステム』講談社、1991)などが従来から主張してきたトヨタ流の「人間性尊重」すなわち「人間のエネルギーを有効な作業に結び付ける」(136頁)という考え方と同じであり、そのため「トヨタウェイ」における「継続的改善」についても、改善の成果が結果としては職場のゆとりを取り上げるものになると把握されている。そしてこの考察を踏まえて、「トヨタウェイ」には「職場生活を豊かにするという視点や労働者の家庭生活や社会生活を尊重するという視点が欠落している」(55頁)と指摘する。さらに、「トヨタウェイ」の基本理念である『人間性の尊重』は労働者の心身の徹底的利用をトヨタなりの美しい言葉で語っているに

過ぎない」(55頁)ともいう。その結果、著者にとっては「トヨタウェイは労働者を『効率性』の追求一辺倒へ、さらには徹底した『企業主義的』人間へ変質させる要素を多分に含んで」と評価される(56頁)。

また著者は、トヨタは世界のスタンダードにトヨタの人事管理・労使関係を合わせるのではなくて、トヨタ生産システムと「トヨタウェイ」を移転・移植しようと積極的な動きをみせているという。そして「トヨタウェイ」とその下での人事管理・労使関係には種々の問題点(長時間・高密度労働、過労死、下請支配、各種の差別)があるものの、現時点では長期雇用と相対的高賃金によって「トヨタウェイ」、トヨタシステム、トヨタの労使関係が現地を「企業社会化」しながら普及しているという。ところが中長期的にはそれは、激しい矛盾に直面し、企業中心主義的労使関係を基盤とした「トヨタ生産方式、トヨタウェイ」戦略とヨーロッパの労働組合運動などに見られる労働者連帯による「福祉国家・社会」戦略の衝突は必然であるとして、「トヨタウェイ」のグローバル化の問題性を指摘している。

こうして本書では、トヨタの行動原則である「トヨタウェイ」のなかに著者が提起する意味内容の「人間性」が含まれておらず、それは企業の競争力には貢献しているとしても、労働者・国民・市民の労働や生活の安定・向上には寄与するものではないとされる。それゆえ、「トヨタウェイ」を体現する「人づくり」の核心である人事管理・労使関係もまた効率性と人間性の両立を可能にするものではないと評価されていると理解することができる。

5. 本書の成果と若干の論点提起

以上に見たように、本書の成果はトヨタと関連下請け企業の人事管理・労使関係の今日の特徴について、近年とりわけ注目されているトヨタの行動原則「トヨタウェイ」とのかかわりという点からアプローチし、膨大な会社・組合資料やインタビューに基づいてその実態を詳細に明らかにしている点にある。また、本書はトヨタの正規労働者のみならず関連下請け企業労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者にまで視野を広げてその労働・生活実態を解明している点に大きな特徴がある。さらに本書ではその分析を通じて「トヨタウェイ」の内在的問題点とそのグローバル化の問題性をも提起しており、今後のトヨタ研究の発展への貢献は大きいと考えられる。これらの点が本書の重要な成果であるといえよう。

トヨタと関連下請け企業の人事管理・労使関係および労働実態に関する最新の研究書であるだけに、評者は本書から多くのことを学び、また長年にわたる資料収集と実態調査に基づく研究に納得させられることも多かった。そのことを強調したうえで、本書を学ばなからより深めたいと考えた論点をいくつか提起したい。ここでは、「トヨタウェイ」とのかかわりからトヨタシステムを分析するという本書の特徴を踏まえて、「トヨタウェイ」の理解に関する点に限定して述べる。

- ① 「トヨタウェイ」は、トヨタの価値観や企業文化が「明示知化」「形式知化」されたものである。この点は本書でも紹介、確認されている。では、この価値観の明示化は、トヨタの経営にいかなる影響を与えるであろうか。この点について小坂隆秀氏は、グローバル化に伴ってトヨタウェイの企業文化が希薄化するがゆえに、企業文化の重要性を強調せざるを得ないが、本来は人を介した学習を通じて移転する価値観や企業文化の形式知化はトヨタウェイの精神の形式知化につながり企業文化の本来の機能が失われるのではないかと

と指摘している（「トヨタの海外展開戦略とトヨタウェイ」『工業経営研究 Vol.21』工業経営研究学会、2007年）。

暗黙知であった企業文化、価値観を形式知化することの効果は、第1にトヨタのグローバル化の担い手（海外における生産・経営の担い手）による価値観の理解を容易にすること、また第2に階層化・多様化する国内の労働者による価値観の理解を促すこと、に求められよう。ところがあくまでも「トヨタウェイ」は価値観を明示化したものであり、実際にはそれを普及、定着させるためには多様な取り組みや管理方式が必要になる。本書はこの点について、「トヨタウェイ」を体現するための「人づくり」を人事管理・労使関係が担うという認識を示し、実際にいくつかの事例を示している。

しかし本書においては、「トヨタウェイ」の普及がどこまで意識的に人事管理・労使関係のなかに制度化されているのか、体系的な考察がなされているわけではない。また、トヨタ本体の国内工場、海外工場、および関連下請け企業において、労働者に「トヨタウェイ」を浸透させる方法とその場合の障害にはそれぞれの特徴が存在すると思われるが、その点も体系的に考察する必要がある。さらに、トヨタにおける人事管理・労使関係の変化に「トヨタウェイ」の明示化ということがどれだけ影響を与えているのか明確にする必要があろう、これらの点は、本書に限らず今後のトヨタ研究の大きな課題と思われる。

- ② 著者は「トヨタウェイ」のグローバル化に関して、それは理念や考え方の移転、浸透であり、そこで働く労働者の意識・生活にこれまで以上に大きな影響を与えるという。またそれは労使関係を深刻化させるとも指摘している。こうした評価の背景には、民主主義や職場の人権、生活の安定・向上という意味での「人間性」、つまり普遍性としての「人間性」の観点から「トヨタウェイ」を考察し、その結果、「トヨタウェイ」における「人間性尊重」の考え方を労働者の「心身の徹底的利用」と捉える著者独自の「トヨタウェイ」の理解がある。

しかし評者は、トヨタが自動車生産事業において長年にわたり発展させてきた「トヨタウェイ」それ自体に含まれている継続的改善、現地現物、およびチームワークなど、労働者の技能向上と協働的相互依存関係を特徴づける諸要素には、現代産業における利用可能性としての経営合理性があると考ええる。たしかにトヨタ系労働者の労働・生活実態を見る限り、「トヨタウェイ」の「人間性尊重」は限定的に評価せざるを得ない。しかし、「トヨタウェイ」を単純にトヨタ特殊なものとする見方でもできないのではないだろうか。検討する余地がある。

この点について、「トヨタウェイ」を経営合理性を含むものと理解すれば、「トヨタウェイ」やそれを支える管理制度は、経営・生産システムとしての合理性を有するがゆえに海外にも移転可能であると言える。また経営管理方式の海外移転研究の成果を踏まえれば、その移転と普及の過程において、「トヨタウェイ」やトヨタシステムは移転元・移転先企業の主体性と現地の環境条件の独自性の力関係のなかで修正され、新たなシステムとして「再文脈化」されるという認識が得られる。たとえばポール・アドラー氏はトヨタの米国工場を調査し、生産方式については継続的改善が重視されるなどトヨタ的だが、賃金等の雇用関係は米国の慣習、法律、労使関係の影響を直接的に受けていることを明らかにしている（ライカー、フルーイン、アドラー編著、林正樹監訳『リメイド・イン・アメリカ』中央大学出版部、2005年）。

トヨタの海外現地工場での成功に必要なシステムは、日本における「トヨタウェイ」および人事管理・労使関係のあり方と同じでないのではなかろうか。「トヨタウェイ」やトヨタシステムの日本あるいはトヨタに特殊な側面を強調すれば「トヨタウェイ」のグローバル化による他国での摩擦や衝突もまた強調されることになるが、「トヨタウェイ」に一定の利用可能性があるがゆえにグローバルに移転され、その展開過程で「社会的・文化的に鍛えられ、進化する」側面（林正樹『日本的経営の進化』税務経理協会、1998年）に注目すれば、その既存のシステムのなかから効率性と人間性の両立に寄与するファクターを見出すこともできるのではないかと考える。この視点は、「トヨタウェイ」の性格とそのグローバル化の問題について理解を深めるうえで重要である。

- ③ 最後に、トヨタの価値観、企業文化としての「トヨタウェイ」と、非正規雇用の増大の関係について考えておきたい。本書でも明らかにされているように、トヨタ車生産における非正規労働者の比率が高まり、短期流動的な活用が行われていることは事実である。このことと、トヨタが「人間性尊重」や「継続的改善」を柱とする「トヨタウェイ」を明示していることとの関係をいかに捉えるべきだろうか。

ここで猿田氏の理解に従って、「トヨタウェイ」を「労働者の心身の徹底的利用」と理解するならば、その限りでは、トヨタの現場における非正規雇用労働者の拡大とその短期流動的活用、および不安定化という現状は、まさに「トヨタウェイ」そのものであるともいえる。しかし、トヨタが提示している「トヨタウェイ」それ自体には、長期志向、組織的学習、コミュニケーション、チームワークなどが含まれており、それらはロナルド・ドーア氏が指摘する「組織志向」、すなわち企業の効率を人的資源の蓄積に求める考え方（ロナルド・ドーア『働くということ』中公新書、2005年）に深く関連していることにも注目する必要がある。

というのも、近年、日本社会全体において問題視されている非正規雇用の増大とそれに伴う種々の弊害を、「組織志向」とは逆の「市場志向」つまり企業の効率を人的資源の配分効率に求める考え方によるものであると考えれば、その行き過ぎを制約する「組織志向」の視点が、「トヨタウェイ」それ自体に含まれているからである。このように認識すれば、「トヨタウェイ」の限界を普遍的な意味での人間性の観点から批判していくとともに、効率性と人間性の両立のために「トヨタウェイ」のなかから批判的に継承すべきものを見出していくこともまた重要であると言える。

以上、研鑽不足にもかかわらず3つの論点を提起させて頂いたが、すでに議論され尽くされ、著者も配慮済みの問題かもしれない。いずれにしても、グローバリゼーションと市場原理主義の進展の中で、「トヨタウェイ」を明示してグローバルに競争力を構築しながら、一方では多くの問題も抱えているトヨタの動向にますます注目が集まっている。その意味では、今日のトヨタの経営を理解するひとつの重要な鍵である「トヨタウェイ」に着目し、トヨタの人事管理・労使関係とトヨタ系労働者の労働・生活実態を本書ほどに明らかにした研究は重要である。本書の成果を強調しつつ、本書評の筆を擱くこととしたい。

地研研究員活動報告（2007 年 1 月～12 月）

岩田俊二

学術論文・学術書

「地方都市の近代都市形成史―津市を事例に―」, 『2007 年日本建築学会大会農村計画部門研究協議会・パネルディスカッション資料集―国土形成計画への農村計画分野からの展望―, いかに美しい国土をつくるか, 誰が守る. 九州の美しいむら』, pp117～122, 2007 年 9 月

岩田俊二, 中井加代子, 佐古真由美, 伊藤遙, 川島英理, 蟹江真海, 鈴木麻由, 鈴木和香子: 「幼保一体化施設の運営状況―千代田区, 掛川市, 東員町の事例―」, 『三重短期大学生活科学研究会紀要』, No. 55, pp9～14, 2007 年 3 月

岩田俊二, 中井加代子: 「地方中心都市の都市計画史に関する研究―津市―を事例に」, 『地研年報』第 12 号, pp1～59, 三重短期大学地域問題総合調査研究室, 2007 年 3 月

その他の報告

「農と住の調和あるまちづくり」. 三重県農と住の調和あるまちづくり協議会, JA三重中央会, 2007 年 3 月

その他

津市建築審査会会長代理, 津市都市計画部, 1999 年 8 月～

津市有償福祉運送協議会会長, 津市健康福祉部, 2005 年 4 月～

津市農業振興地域整備計画策定協議会会長, 津市産業労働部, 2006 年 7 月～

三重県総合評価審査委員会委員, 三重県県土整備部, 2006 年 4 月～

津市環境基本計画策定市民委員会会長, 津市環境部, 2007 年 4 月～

石原洋介

学会・研究会報告

「東アジアにおける金融安定化への課題」, 三重法経学会研究会, 11 月 22 日。

その他

「タイを訪ねて」, 三重短期大学付属図書館「図書館だより」 第 35 号, 12 月。

梅澤眞樹子

学術論文・学術書

「食育の大切さと人材の育成」, 地域問題研究, No.73, 35-42, 2007.6

学会報告

阿部雅里、梅澤眞樹子：「病態食別における食事満足度調査」, 第54回日本栄養改善学会学術総会, 2007年9月

その他

「健康都市を目指して～元気あるまちづくりのために～」, 2007年度三重短期大学公開講座, 2007年9月

北村香織

学術論文・学術書

「占領期の公衆衛生政策及び社会福祉政策 —統計整備過程の差異に着目して」『四天王寺国際仏教大学大学院研究論集』2007年1月。

その他の報告等

「丸山博と社会福祉」(報告)、医学史研究会、2007年9月。

「公的扶助論」、大阪社会福祉研修センター：国家試験準備講座講師、2007年8月。

「社会保障論」、京都社会福祉士会：受験対策講座講師、2007年9月、10月、12月。

社会的活動

津市公共交通システム検討委員会委員(平成19年11月～)

津市まちづくり市民委員会委員(平成19年12月～)

楠本孝

学術論文・学術書

「自治体の外国人統合政策——外国人集住都市会議の活動とその評価——」『三重法経』第129号、2007年3月

学会報告

報告テーマ「外国籍児童の就学『義務化』をめぐる法的諸問題」社会文化学会第10回全国大会（2007年12月8日、三重大生物資源学部校舎で開催）

公開シンポジウム（2007年11月10日、アストホールで開催）のコーディネーター

シンポジウムテーマ「津市における『多文化共生』のあり方を考える」

パネリスト 尾崎正利青森中央学院大学教授 小島祥美愛知淑徳大学専任講師

坂倉篤四日市市国際課課長補佐 木下一大津市市民交流課国際・国内交流担当

指定討論者 丹下智香子 NPO 法人「伊賀の伝丸」事務局長

島内高太

学術論文・学術書

「労働力多様化の進展と作業組織実態の二面性」労務理論学会編『「新・日本的経営」のその後』晃洋書房、2007年1月。

その他

「非正規雇用の拡大と企業内人材養成の機能低下」三重短期大学地域問題総合調査研究室『地研通信』2007年8月。

「松下電工工科短期大学校『見学会』記録」『産業教育学研究』（第37巻第1号）、2007年1月。

東福寺一郎

学術論文・学術書

「市町村合併と男女共同参画行政～合併施行5町の比較～（2・完）」地研年報 2007年 第12号 89-95

講演

生涯学習を取り巻く状況について 亀山市生涯学習審議会にて 2007年7月9日

長友 薫輝

学術論文・学術書

『自己責任論』と向き合う視点』『国民医療』No.232、2007年1月号

「四日市公害と社会福祉－生命・生活・健康と向き合う－」『四日市学講義』風媒社、2007年7月

「国民健康保険制度の持続可能性－国保再生へ向けて－」『日本の科学者』Vol.42 No.10、2007年10月号

「国民健康保険制度の持続可能性－滞納者への政策的対応に着目して－」『地研年報』第12号、2007年3月

「私の研究ノート：二つのカフェ」『月刊 福祉のひろば』2007年12月号

その他・社会的活動

「社会保障制度と格差社会－医療改革と国保に着目して－」（三重県医療ソーシャルワーカー協会総会記念講演、2007年4月）

「四日市公害問題と社会福祉」（三重大学「四日市学」2007年6月）

「大阪再生と府民の生活問題」（大阪大都市圏研究会講演、2007年7月）

「これからの地域医療」（大阪ナースウェーブ集会講演、2007年11月）

「来日外国人の子どもたちと地域福祉（まちづくり）」（かめやま環境市民大学、2007年12月）

津市介護保険事業等検討委員会委員、2006年2月～2008年9月

亀山市総合環境研究センター研究員、2007年6月～2009年5月

南 有哲

学術論文・学術書

『民族の理論』、文理閣、2007年2月

「ブラックバス論争から学ぶべきこと」、『日本の科学者』第42巻4号、2007年3月

「疎外された人間中心主義について」（研究ノート）『地研年報』第12号、2007年3月

茂木陽一

その他の著作

「津・久居藩の宗門改制度について」『地研年報』第12号、2007年3月

その他

津市文化財審議会委員 1995年10月～

三重県史編纂専門委員 1988年4月～

伊勢市史編纂専門委員 2002年8月～

津市人権審議会委員 2007年4月～12月

研究者名	研究テーマ	研究概要
個人研究		
雨宮 照雄	地方財政改革のゆくえ	一応の結着をみた三位一体改革のあとを受けて、第二段階の地方財政改革の議論が始まっている。地方税、補助金、地方交付税、地方債の各項目についてそれまでの議論を整理し今後の課題や望ましい方向性を検討する。
疋田 敬志	環境問題 (フェロシルト問題及び中国の環境行政)	2006年度取り組んだ三重県石原産葉によるフェロシルト問題の解決の方向と、ここ何年か追いかけている中国の環境行政を引き続き検討していきたい。
茂木 陽一	三重県域における百姓一揆・打ちこわしの研究 (継続)	三重県域(伊勢・伊賀・志摩・東紀州)における江戸期から明治初期までの一揆・打ちこわしについての研究。
南 有哲	環境思想をめぐる諸問題	環境思想・環境倫理にかかわる今日的課題について検討を行う。
楠本 孝	三重県下での街頭犯罪の現況とその対策	青少年問題をを中心に研究してきたが本年は、来日外国人少年(特に日系ブラジル人の子どもたち)の問題に焦点を当てて研究したい。三重県内での来日外国人少年の非行の実態を明らかにする。
成澤 孝人	三重県における国民保護計画の進捗状況と有事法制の未来	現在、各市町において国民保護計画の策定が進んでいる状況にある。ただ、今年度中の完成は難しいようにも思われ、すべての市町において、計画が完成するのは来年度になるであろうことが予想される。来年度は、2006年度に始まった市町での国民保護計画への動向を総括した上で、その計画がどのように現実化していくのか見極めたい。
藤野 奈津子	ローマ帝政初期の国家制度 ー刑事裁判の問題を中心にー	アウグストゥスによるいわゆる元首政の成立と、その後の国家制度史を検討するに当たり、彼の一元적支配を可能にした背景を考察する。具体的には刑事裁判制度の確立前史を追いながらこの新システムの特徴を明らかにする。
石原 洋介	東アジアにおける金融安定化への課題	アジア通貨危機以降の東アジアの金融安定化への取組の現状とその限界を考察し、今後の課題を明らかにする。
島内 高太	自動車産業における生産・労働実態の研究 ー「階層性」に注目してー	従来の日本製造業の競争力の基盤となってきた生産現場での労働・訓練のあり方は、今日、競争力を再構築するために企業が展開しているグローバルな生産戦略や、多様な雇用形態の労働力を活用する雇用戦略などの影響で大きくその姿を変えてきている。本研究は、グループの頂点に立つ大企業とそれ以下の部品供給企業等を区別し、その「階層性」が、生産現場の今日的な状況にいかん反映されているかをを中心に調査研究を行う。
岩田 俊二	地方中心都市の農村整備計画史に関する研究 ー津市を事例にー	明治期の津市制施行頃からの津市の農村整備に関する資料を収集し、農村整備計画史を作成する。前年度までの「地方中心都市の都市計画史に関する研究ー津市を事例にー」とあわせて地方中心都市についての都市及び農村計画的観点から都市形成の特徴背景を明らかにする。
東福寺 一郎	社会人学生の学習意欲に関する心理学的研究	法経科Ⅱ部の社会人学生を対象に面接調査を行い、入学前の個人史、入学目的、動機づけの要因、今後の方針などを基に学習意欲の心理学的考察を行いたい。他の社会人を対象にした学習活動実態調査とも比較する。
長友 薫輝	国民皆保険制度の方向性 ー制度の維持可能性についてー	国民皆保険の維持可能性について焦点をあてて研究したい。国民皆保険制度を維持するかどうか、あるいは維持できるかどうかという点について、国民健康保険に特に焦点をあて、現状と課題について明らかにし、今後の方向性を検討することとしたい。
梅澤 眞樹子	地域の食育推進への取組について	社会全体が食の重要性を見直し、健全な食生活の実現に取り組むことが示された「食育基本法」が成立して1年余りの間に各地域で学校、保育所などを中心に企業、集団給食施設などでも食育推進のためのさまざまな試みがなされている。各施設の食育への取り組みやその成果を知り、さらにどのように進めていくべきかを検討する。
北村 香織	占領期における三重県下の医療・福祉政策	占領期における社会福祉政策の構築過程を、医療政策との関連から明らかにしていく作業を継続して行っている。本研究では、さらにその政策が地方行政においてどのように遂行されていたのか、三重県に着目して資料の収集及び、分析を行う。
共同研究		
外国人問題プロジェクト	「多文化共生」の基礎的条件についての調査 外国人児童の就学状況の調査	主たる調査項目 ①来日外国人児童の就学状況の調査(不就学調査) ②来日外国人の子どもたちの義務教育終了後の進路に関する調査 ③来日外国人の家族形態の調査、子どもたちの教育に関する意識の調査、及び定住意思など将来設計の調査 ④日本人の来日外国人に対する意識の調査 ⑤先進自治体における取り組みに関する調査

奨励研究員

楠本 孝	津市における多文化共生のあり方に関する研究	①「多文化共生」の基礎的条件についての調査 ②外国人児童の就学状況の調査
------	-----------------------	---

特別研究員

尾崎 正利 小西 啓文	「多文化共生」の基礎的条件についての調査 外国人児童の就学状況の調査	1. 来日外国人児童の就学状況の調査 2. 日本人の来日外国人に対する意識の調査 3. 先進自治体における取り組みに関する調査 等
----------------	---------------------------------------	---

三重短期大学地域問題総合調査研究室規程

(名 称)

第1条 この研究室は、短期大学設置基準第32条に基づき、三重短期大学附属施設として設置し、三重短期大学地域問題総合調査研究室（以下「研究室」という。）と称する。

(事務所)

第2条 研究室の事務所は、三重短期大学（以下「本学」という。）内に置く。

(目 的)

第3条 研究室は、本学がよってたつ地域・都市にかかわる行政・政治・経済・社会・教育・文化・自然の各領域にわたる諸問題の調査研究及びこれらと関連した地域社会に関する全般的研究を行う。もって、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、あわせて、本学の教学の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 研究室は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 調査及び研究
- 2 文献・資料・情報の収集・保管・閲覧及び関係機関との研究・文献資料などの交流
- 3 国・地方公共団体、その他の団体等から委託された調査・研究、計画策定、研修の実施及び講演会・公開講座等への講師派遣等
- 4 研究会の開催及び研究成果の公表
- 5 その他前条の目的達成のために必要と認められる事業

(研究室の構成)

第5条 研究室には、研究室長1名、研究室運営委員2名、研究員若干名を置く。また、特別研究員を置くことができる。

(研究室長)

第6条 研究室長は、学長が任命する。

- 2 研究室長は、研究室の業務を掌理し、研究室構成員を指揮監督し、かつ、研究室を代表する。
- 3 研究室長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(研究室運営委員会)

第7条 研究室には、基本事項を審議するため研究室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 研究室運営委員（以下「委員」という。）は、法経科、生活科学科各1名とし、各学科の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会の議長は研究室長とし、研究室長は、必要と認めた時、または、委員から要求があった時に、委員会を招集する。研究員は委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 本条第1項にいう「基本事項」とは、次のものをいう。

- 1 年度事業計画及び予算の作成
- 2 研究員の推薦
- 3 その他研究室に関する重要事項

(研究員)

第8条 研究員は、研究室長が委員会に諮って、本学専任教員の中から推薦し、教授会の議を経て、学長が任命する。

(特別研究員)

第9条 特別研究員は、広く学外に人材を求め、研究室長の推薦に基づき、教授会の議を経て、学長が任命する。

附 則 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成3年4月1日より施行する。

2007年度地域問題総合調査研究室スタッフ

室長・事務局長	茂木 陽一（本学法経科教授）
運営委員・研究員	長友 薫輝（本学生活科学科講師・会計担当）
運営委員・研究員	南 有哲（本学法経科助教授・地研年報編集担当）
研究員	東福寺一郎（本学生活科学科教授・研究交流集会担当）
研究員	梅澤眞樹子（本学生活科学科教授）
研究員	岩田 俊二（本学生活科学科教授）
研究員	雨宮 照雄（本学法経科教授・HP担当）
研究員	楠本 孝（本学法経科助教授・奨励研究員）
研究員	成澤 孝人（本学法経科助教授）
研究員	石原 洋介（本学法経科講師）
研究員	藤野奈津子（本学法経科助教授）
研究員	北村 香織（本学生活科学科講師）
研究員	島内 高太（本学法経科講師）
研究員	尾崎 正利（青森中央学院大学大学院教授・特別研究員）
研究員	小西 啓文（明治大学講師・特別研究員）
事務局助手	田中 里佳

編集後記

地研年報第13号をお届けします。今号も地域の現状や歴史、理論問題など多様な論考が掲載されており、研究員の活動の成果を反映したものとなっています。読者の皆様の御高覧御叱正をお待ちしております。

ところで、本誌の発行機関である「三重短期大学地域問題総合調査研究室」は、08年4月より「三重短期大学地域問題研究所」へと改組されます。「室」から「所」への昇格は地研創設以来の悲願であり、四半世紀近い時を経て、ようやく達成される運びになりました。また同時に「三重短期大学地域連携センター」も創設されることになり、本学は地域に根ざした高等教育機関として、地域社会とのかかわりを深めながら、今後の発展をめざす予定です。地域が提起する問題に学術的にとりくむ自主的な研究組織としての新生「地研」の責務も重くなっていくことでしょう。今後とも一層のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。次第です。（A・M）

執筆者紹介（掲載順）

茂木 陽一	本学法経科教授
石原 洋介	本学法経科講師
長友 薫輝	本学生活科学科准教授
藤野奈津子	本学法経科准教授
南 有哲	本学法経科教授
島内 高太	本学法経科講師

地研年報 第13号

2008年3月31日発行

編集兼発行者	地域問題総合調査研究室長 茂木 陽一
発行所	三重短期大学地域問題総合調査研究室 〒514-0112 三重県津市一身田中野157 TEL 059-232-2341
印刷所	株式会社 サカ印刷 〒514-2104 三重県津市美里町家所4586-1 TEL 059-279-3730

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES
TSU CITY COLLEGE

No.13 2008

[Articles]

- Study on the Dynamics of Population in Early Modern Mie V
..... *Youichi MOGI* (1)
- The problem of Financial Stabilization in East Asia
..... *Yousuke ISHIHARA* (23)
- Current State and Problem of Community Health: Trend over
Municipality Hospital
..... *Masateru NAGATOMO* (53)

[Notes]

- Der römische Principat und die Dyarchie-Theorie Mommsens
..... *Natsuko FUJINO* (61)
- The Confrontation between Nature-centrism and Anthro-po-centrism
..... *Arisato MINAMI* (79)

[Book Review]

- Masaki Saruta, The 'Toyota Way' and Labour Management Relations
..... *Kota SHMAUCHI* (87)

Edited and Published by
The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES
Tsu City College
Tsu, Mie, Japan